

第四十六回国会 参議院農林水産委員会會議録第二十二号

(三三三)

昭和三十九年四月七日(火曜日)

午前十時二十一分開会

委員の異動

四月七日

辭任

牛田 寛君

小 平 芳平君

補欠選任

出席者は左のとおり。

委員長

青田源太郎君

理事

梶原 茂嘉君

櫻井 志郎君

森 八三三君

渡辺 勘吉君

北條 鶴八君

植垣弥一郎君

岡村文四郎君

木島 義夫君

北口 龍徳君

仲原 善一君

温水 三郎君

野知 浩之君

堀本 宜実君

森部 隆輔君

山崎 齊君

大河原一三君

小宮市太郎君

戸叶 武君

矢山 有作君

安田 敏雄君

牛田 寛君

高山 恒雄君

国務大臣

農 林 大 臣

赤城 宗徳君

政府委員

農林政務次官

松野 孝一君

農林省農林

松岡 亮君

経済局長

農林省農政局長

昌谷 孝君

農林省畜産局長

檜垣徳太郎君

事務局長

常任委員

安樂城敏男君

会専門員

農林省農地

小林 誠一君

局管理部長

説明員

農林省農地

小林 誠一君

局管理部長

説明員

農林省農地

小林 誠一君

局管理部長

説明員

農林省農地

小林 誠一君

局管理部長

説明員

農林省農地

小林 誠一君

局管理部長

説明員

農林省農地

小林 誠一君

局管理部長

説明員

農林省農地

小林 誠一君

局管理部長

説明員

農林省農地

小林 誠一君

局管理部長

説明員

農林省農地

小林 誠一君

閣連して、政務次官にもお尋ねをいたしたい所存でございます。

まず、この提案理由の説明を伺ったのであります。三十九年度の貸し付け総額は四十五億五千万円を予定されておるわけでありまして、その四十五億五千万円という貸し付け予定総額というものは、その金額に至りました算出の基礎というものがあつたと思ひますので、まず、それがどういふ基礎によつて三十九年度の貸し付け総額が四十五億五千万円に予定されたのか、その点からお伺いをいたしたいと思ひます。

○政府委員(昌谷孝君) 御承知のように、在来の改良資金助成法に基づきます改良資金のワケは、この制度が充足いたしました当時、補助事業として、普及の段階に急速に入れようとしておりました諸事業を中心に取入れられておりました。その後、制度が軌道に乗りましたから、必ずしも補助事業、補助の必要が一段階進んで、改良資金に全うというふうな場合だけでなしに、全く新しい技術につきましても、この制度によりまして新技術の導入をはかるという要素が加わつて、積極的な活用がはかられてきたのであります。しかし、何さ、年々わずかな資金の増額にとどまつて今日まであります。おむね二億ないし三億程度の造成資金量の増額が年々行なわれてまいつた。それで、三十九年度の手算を編成するにあたりまして、こういつた期間は短うございしますが、いわゆる無利子の貸し付けの制度が比較的新しい技術の導入という面で活用されておりますもの、もう一段積極的に、たとえば特認事業のワケの問題にいたしまして、在来一割程度のものをものと引き上げたかどうか、あるいは法律改正の直接の動機であります後継者対策、あるいは生活改善対策というものにも、この資金を活用していったらどうかということを検討した結果、かなり大幅にこの資金を引き上げようということになつたのであります。その場合、一つ一つの自身の事業についての積み上げということだけでは、十分にふやかせん場合もあるものであります。しかし、予算のことでありますから、新事業の内容にふさわしい、一つ一つの具体的の中身を盛り込むことも必要であるわけでありまして、せんだつて御説明いたしました資料の九ページにありまふような新技術を加へまして、こういつた積算にいたしたわけでありまして、したがうしまして、最終段階では、大臣折衝で最終的な結論が出たわけでございますが、そのとき、こまかく一つ一つの事業を、採択するとかしないとかというところで御議論が行なわれたとは承知いたしております。なお、おね国費を新たに二十億程度はふやしたいということが、最終段階の最高段階での御議論であつたと思ふのであります。しかし、事務的には、こういつた経過をたどつてこういふものが出てきた次第であります。

○渡辺勘吉君 最終的には、この貸し付け総額を四十五億五千万円とするには、大臣折衝の非常に次の高い経過を経て、こういふ提案の具体的な内容になつたという御答弁であります。確かに、それぞれの内容の積み重ねでいいますと、おそらく四十五億というものは、期待をいたしている資金需要からいいますと、きわめて低いものであるというふうに考えるわけでありまして、大臣折衝に移つた場合に――

きょうは大臣はまだお見えでありませんので、政務次官にお尋ねをいたすのであります。少くとも、この国会が開かれる前に、あるいは総選挙を控えて、農業の革新的な近代化をはかる、そのためには、財政、金融の総力をあげてこれに立ち向かう決意であるという、池田総理の所信の内容の一部として、一般の農家としては、こういつるかつて補助金であつたものが貸し付けの制度に乗つたというもので、こういつる改良資金に対しては相当の期待をもちます。従来、補助金であつたものを、これを融資制度に一応乗せているわけでありまして、

ただ、この性格は、衆議院における昌谷局長の解釈によれば、返還条件付補助金と、この性格を規定づけておりますが、私は、あくまでも、これは無利子の貸し付けである限りは、返還条件付補助金という性格ではない。異なつた見解を持つものであります。その性格の問題は別といたしまして、少なくとも、新しい技術を導入し

た次第であります。

○政府委員(昌谷孝君) 御承知のように、在来の改良資金助成法に基づきます改良資金のワケは、この制度が充足いたしました当時、補助事業として、普及の段階に急速に入れようとしておりました諸事業を中心に取入れられておりました。その後、制度が軌道に乗りましたから、必ずしも補助事業、補助の必要が一段階進んで、改良資金に全うというふうな場合だけでなしに、全く新しい技術につきましても、この制度によりまして新技術の導入をはかるという要素が加わつて、積極的な活用がはかられてきたのであります。しかし、何さ、年々わずかな資金の増額にとどまつて今日まであります。おむね二億ないし三億程度の造成資金量の増額が年々行なわれてまいつた。それで、三十九年度の手算を編成するにあたりまして、こういつた期間は短うございしますが、いわゆる無利子の貸し付けの制度が比較的新しい技術の導入という面で活用されておりますもの、もう一段積極的に、たとえば特認事業のワケの問題にいたしまして、在来一割程度のものをものと引き上げたかどうか、あるいは法律改正の直接の動機であります後継者対策、あるいは生活改善対策というものにも、この資金を活用していったらどうかということを検討した結果、かなり大幅にこの資金を引き上げようということになつたのであります。その場合、一つ一つの自身の事業についての積み上げということだけでは、十分にふやかせん場合もあるものであります。しかし、予算のことでありますから、新事業の内容にふさわしい、一つ一つの具体的の中身を盛り込むことも必要であるわけでありまして、せんだつて御説明いたしました資料の九ページにありまふような新技術を加へまして、こういつた積算にいたしたわけでありまして、したがうしまして、最終段階では、大臣折衝で最終的な結論が出たわけでございますが、そのとき、こまかく一つ一つの事業を、採択するとかしないとかというところで御議論が行なわれたとは承知いたしております。なお、おね国費を新たに二十億程度はふやしたいということが、最終段階の最高段階での御議論であつたと思ふのであります。しかし、事務的には、こういつた経過をたどつてこういふものが出てきた次第であります。

○渡辺勘吉君 最終的には、この貸し付け総額を四十五億五千万円とするには、大臣折衝の非常に次の高い経過を経て、こういふ提案の具体的な内容になつたという御答弁であります。確かに、それぞれの内容の積み重ねでいいますと、おそらく四十五億というものは、期待をいたしている資金需要からいいますと、きわめて低いものであるというふうに考えるわけでありまして、大臣折衝に移つた場合に――

きょうは大臣はまだお見えでありませんので、政務次官にお尋ねをいたすのであります。少くとも、この国会が開かれる前に、あるいは総選挙を控えて、農業の革新的な近代化をはかる、そのためには、財政、金融の総力をあげてこれに立ち向かう決意であるという、池田総理の所信の内容の一部として、一般の農家としては、こういつるかつて補助金であつたものが貸し付けの制度に乗つたというもので、こういつる改良資金に対しては相当の期待をもちます。従来、補助金であつたものを、これを融資制度に一応乗せているわけでありまして、

ただ、この性格は、衆議院における昌谷局長の解釈によれば、返還条件付補助金と、この性格を規定づけておりますが、私は、あくまでも、これは無利子の貸し付けである限りは、返還条件付補助金という性格ではない。異なつた見解を持つものであります。その性格の問題は別といたしまして、少なくとも、新しい技術を導入し

た次第であります。

○政府委員(昌谷孝君) 御承知のように、在来の改良資金助成法に基づきます改良資金のワケは、この制度が充足いたしました当時、補助事業として、普及の段階に急速に入れようとしておりました諸事業を中心に取入れられておりました。その後、制度が軌道に乗りましたから、必ずしも補助事業、補助の必要が一段階進んで、改良資金に全うというふうな場合だけでなしに、全く新しい技術につきましても、この制度によりまして新技術の導入をはかるという要素が加わつて、積極的な活用がはかられてきたのであります。しかし、何さ、年々わずかな資金の増額にとどまつて今日まであります。おむね二億ないし三億程度の造成資金量の増額が年々行なわれてまいつた。それで、三十九年度の手算を編成するにあたりまして、こういつた期間は短うございしますが、いわゆる無利子の貸し付けの制度が比較的新しい技術の導入という面で活用されておりますもの、もう一段積極的に、たとえば特認事業のワケの問題にいたしまして、在来一割程度のものをものと引き上げたかどうか、あるいは法律改正の直接の動機であります後継者対策、あるいは生活改善対策というものにも、この資金を活用していったらどうかということを検討した結果、かなり大幅にこの資金を引き上げようということになつたのであります。その場合、一つ一つの自身の事業についての積み上げということだけでは、十分にふやかせん場合もあるものであります。しかし、予算のことでありますから、新事業の内容にふさわしい、一つ一つの具体的の中身を盛り込むことも必要であるわけでありまして、せんだつて御説明いたしました資料の九ページにありまふような新技術を加へまして、こういつた積算にいたしたわけでありまして、したがうしまして、最終段階では、大臣折衝で最終的な結論が出たわけでございますが、そのとき、こまかく一つ一つの事業を、採択するとかしないとかというところで御議論が行なわれたとは承知いたしております。なお、おね国費を新たに二十億程度はふやしたいということが、最終段階の最高段階での御議論であつたと思ふのであります。しかし、事務的には、こういつた経過をたどつてこういふものが出てきた次第であります。

た、この性格は、衆議院における昌谷局長の解釈によれば、返還条件付補助金と、この性格を規定づけておりますが、私は、あくまでも、これは無利子の貸し付けである限りは、返還条件付補助金という性格ではない。異なつた見解を持つものであります。その性格の問題は別といたしまして、少なくとも、新しい技術を導入した次第であります。

た、この性格は、衆議院における昌谷局長の解釈によれば、返還条件付補助金と、この性格を規定づけておりますが、私は、あくまでも、これは無利子の貸し付けである限りは、返還条件付補助金という性格ではない。異なつた見解を持つものであります。その性格の問題は別といたしまして、少なくとも、新しい技術を導入した次第であります。

た、この性格は、衆議院における昌谷局長の解釈によれば、返還条件付補助金と、この性格を規定づけておりますが、私は、あくまでも、これは無利子の貸し付けである限りは、返還条件付補助金という性格ではない。異なつた見解を持つものであります。その性格の問題は別といたしまして、少なくとも、新しい技術を導入した次第であります。

ていこうという場合には、思い切つた、ここに政府の財政金融の総力を結集する好個の場ではなかったかというふうに考へるのであります。それが、ふたをあげて見れば、わずかに政府の補助金が二十億足らずである、十九億そこそこであるということに、大きな失望と、期待を裏切られた不信感があるわけでありまして。なぜ、そうしたような、いまから見れば、大言壮語して、しかもこんなわずかな金額しかできなかったのか。経過的には、目的税であるガソリン税の、農林漁業資金に対する吸い上げた税金を、これを還元しても、優にこれは百億の財源があるわけでありまして、それを、赤城農政の特徴として、少なくとも、その百億の目的税以外に調達されておる税金を、農山漁村にこれを還元する、そうしてこゝろに農業改良資金等の財源にするということがなぜとれなかったかということについて、政務次官からお答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(松野孝一君) お答え申し上げます。御指摘の点、まことにこの度も、三十九年度におきましては、画期的な政策を農林漁業関係でとりたいというふうに努力いたしましたのでございませうけれども、結果においては、いま渡辺委員の御指摘のとおり、十分な御期待に沿ひ得なかつたという点は、まことに残念でございますけれども、しかし、この改良資金におきましても、新たな項目をいたしまして、後継者育成資金を加へ、さらにまた、生活改善資金を新たに加へたのであります。それが一つの新しい点であると思へるものでございませう。これらの資金に関し

ましては、まだ初めての試みでありまして、どの程度の金額が適当かという点については十分な資料を得られませんでしたので、農業改良普及ごとに、一、二カ所ずつというふうな観点から割り出したのであります。あとは技術導入資金、こういうふうになつておきます。そういう関係で、この経過にかんがみて、今後、四十年年度等に、さらに積極的な増額等を考へていきたい、こゝろに思ひつております。何しろ、今年度は初年度でありまして、その点は十分でないということでは、いま申し上げた事情によるのであります。しかし、金額全体をいたしましては、四十五億の貸し付けワックがありますので、前年度に比べれば格段の増額をいたしておるわけでございます。

なほ、当初予算算折衝におきまして、農業用のガソリン税は、大体見積もつて百億以上に達するというものでありますので、それを農林省のほうに、適当な方法でこれを農林省で使うようにという折衝も話したのでございませうけれども、ガソリン税を農業用機械と他の用途に区別して使うということがなかなかむずかしいので、元来は免税が適当でありますけれども、免税も困難であるというので、今日まで延び延びになつた関係もありません。そういうことがもとで十分検討を——まだ最後まで結着がつかなかつたわけですが、われわれはいたしましては、この取り扱いについてはさらに今年度も検討いたしまして、四十年年度には何かの成案を得たい、これは資金とは別個に検討いたしたい、こゝろに思ひつておるわけでございます。

○渡辺勲吉君 どうも、三十八年に比べればかなり資金ワックが大きいたうことでございませう、三十八年自体が低過ぎるわけですが、私たちが見れば、低過ぎるのに比べて多くなつたというところで、財政金融の総力をあげた予算という点には受け取りかねるわけですが、いま政務次官が言つたことは、参議院の大蔵委員会等においても、大蔵大臣は、四十年からは農業用ばかりではなくて、林業用、漁業用のガソリン税について、これを還元すること、を、国会で公約をいたしておるわけ、四十年はすでに問題が前向きに解決されておるわけでありまして、問題は、三十九年に農業近代化の革新的な施策をやると、あらゆる機会に総理なり主務大臣が言つておることが、なぜ具体的に予算に反映しないかというところをお伺ひするわけですが。

ありていにいへば、農林省は、大臣以下、どうも大蔵省の力に立ち向かうだけのき然たる信念と決意と、それを実行させるという迫力に欠けておるきらいがあるのではないかと、私は、そこから、農民感情としてこゝろをわさるを得ないわけですが、したがって、四十年からは、すでに国会の審議を通じて大蔵大臣が明らかにしておるところであり、それを、いま検討し、まあできるだけ実現をするという、そういうあいまいな答弁では、せつかく大蔵大臣が国会で声明したこと、これは水をさすものではないかとすら考へざるを得ない。きわめて遺憾な答弁であると言わざるを得ません。いずれ、これは大臣が見えた際に、私はまた要点をしばつてお尋ねをいたすことにし

て、この点はこれ以上のお尋ねは遠慮をいたします。

次に、四十五億五千万という貸し付け総ワックは、先ほども昌谷局長の答弁にもありましたように、具体的な内容の積み重ねで出たものではないという点でございませう、それ以上、算出の基礎をお伺ひするわけにはまいりませんので、次に進みますが、ただ、いま政務次官が触れられましたように、四十五億五千万の貸し付けワックのうち、新しい技術を導入するものとして三十九億五千万、新たに項目を設定したものは、生活改善に対して一億五千万、後継者育成としては、新たに四億五千万というものが新規の貸し出し用途として設定されたわけでありませうが、私は、主題が、農業改良助長法であるがゆゑに、新しい農業技術の導入というものの対して、その資金の手当てというものは、相当部分要請に對してこたえ得るワックがあつて、しかる後に新しく生活改善なり後継者育成資金という用途ワックを設定することには、いささかの異論がないのでありますけれども、いたずらに窓を広くて、そうしてせつかくの基本的な農民の期待しておる、あるいは都道府県の期待しておる技術導入というものが、これらの新たな用途とともに、非常にその普遍性が薄らぐことによつて、せつかくの法律の本文が希薄になるおそれがあるのではないかと思ひます。技術導入の三十九億五千万と、その他の新たな生活改善一億五千万、後継者四億五千万のこのワックを分けた根拠は、一体どういふことであつたかを伺ひます。

○政府委員(昌谷孝君) 先ほどもお答えいたしましたように、最終的にこゝろ金額になりましたときに、何を捨て何を取るといふ詳細な検討が、同時に並行的に行なわれたかどうかという点につきましては、金額二十億プラスとすることがきまつたというふうに申し上げたわけでありませう。しかし、もちろん、私どもも、事務折衝をいたし要求いたします段階では、それぞれについて一応根拠を持つた新しい事業計画を前提にして予算折衝したことは、これは申し上げるまでもないことでございます。そこで、お説のとおりでございます。まして、農業改良資金はやはり農業の新しい技術導入というものを本来の任務として生まれておる制度でございますから、資金が増加されました場合、そちらのほうの需要を最優先的に考へて充たしたというところは、私どもとしても基本的にそのいう態度で事業計画を編成した次第でございます。したがつて、昨年度まで約十八億ワックを、まず各方面の需要を十分に取入れまして、また新しくやりたいというもののそのまゝ十分取り入れて、そのほうをまず三十九億とすること、一応それならばそういう需要にかなり積極的に応じ得るということ、で、まずそれをきまつた。しかる後に、残りまして約六億につきまして、後継者の場合、あるいは生活改善の場合についての資金のワックを、一応予定をいたしたわけでございます。後者の二つのものは本年度初めて行ないます貸し付けでございますから、どの程度に現地において十分こなして需要が上がつてくるか等について具体的に確かめた

上で所要額をはじくというよりなことはできないわけでございます。一応のめどとしての資金の計画をつくつて、用意をいたしたわけでございます。今後、実行過程におきまして、各府県等の御希望を十分参酌して、それらの間に弾力的な調整を行なつて、それぞれ所要の向きをなるべく充足いたしていくというふうな運用で、ある程度は問題を弾力的に対処はいたしたいと思つております。

良資金の特別会計への繰り入れという形で、県の一般会計で予算化をいたします。その国の補助を含めた県の段階での一般会計での予算計上所要額が二十九億円ということでございます。

○渡辺勸吉君 それでは、この四十五億五千万の用途の三つの大ワケは、それぞれの現地の実態を勘案して、弾力的にワケの流動はあり得ると、こういう答弁でありますから、了解いたしました。

それでは、なお、計数に当たつて二、三伺いますので、計数的にお答えをお願いいたしますが、三十九年度に、この制度を運営していくために、都道府県の農業改良資金特別会計の新規造成所要額の二十九億というものが出ておるわけでありまして、この二十九億というものが県の所要額として算出された、その基礎はどういうことになつておるかを、まずお伺いいたします。

○政府委員(昌谷孝君) ただいまの御質問でございますが、二十九億という計数は、ちよつと私承知いたしかねるのでございますが、重ねて。

○渡辺勸吉君 補足説明にうたつてあるのですよ、政務次官が読んだ。

○政府委員(昌谷孝君) 失礼をいたしました。これは都道府県の特別会計でございまして、都道府県の一般会計の立場で申しますと、国からの助成と県費の負担分等、まず府県の一般会計で予算計上していただきます。それを改

良資金の特別会計への繰り入れという形で、県の一般会計で予算化をいたします。その国の補助を含めた県の段階での一般会計での予算計上所要額が二十九億円ということでございます。

○渡辺勸吉君 私は、その二十九億円の、一般会計から特別会計へ繰り入れるといふ、そういう経過を伺つておるのじゃないかと、総体で、都道府県の特別会計が三十九年度に、国からの助成も含めて、私はそれも承知して何つておるの、三分の一は国の補助であることも、初歩的な知識を持つて何つておるの、そういうこと、お答えになつたことを伺うのじゃないかと、二十九億というその額が、全国の都道府県の特別会計において、どういふ算出の根拠があつて二十九億という総ワケが出たのか、その二十九億の根拠を伺つておるわけですか。

○政府委員(昌谷孝君) 県で今度予算計上の所要額が二十九億と申しますのは、こういうことでございます。三十九年度の貸し付け資金としての所要額が四十五億五千万円ということになつたわけでございます。その場合、その裏打ちの資金の計算として、前年度までに積み立てられました特別会計資金の中で回収が行なわれました、三十九年度の貸し付け原資として活用できるものが約十六億円でございます。それから、府県の特別会計の中で、繰り越した金という形で繰り越します額が約五千三百万円でございます。その両者を含め、約二十一億六千万円というものを所要資金と見做し、四十五億円から引き算すると、新規に追加して造成しなければならぬ資金額として約二十九億円、正に申しますと二十八億八千万という

ふうな計数を計算しております。そういう計算の過程でございます。

○渡辺勸吉君 そういうことだらうと思つたのでありますが、そこで、もつと具体的に、納得のいくために何なればならぬ。これは都道府県の特別会計の実態を、私は一、二の実例について調べた上で伺ひするのでありますが、四十五億五千万という貸し付け総ワケというものは、いま御答弁がございましたように、従来の貸し付けから償還された原資が十六億、あるいは県の特別会計の繰り越し五千万というものを差し引けば、どうしても県の特別会計としては二十九億を、ラウンドしていけば二十九億というものが要るから、これが特別会計の所要額ということになつたことは、御答弁によつて了解をいたすわけですか。

そこで、少しこまかいようですけれども、その十六億という、過年度貸し付けをして、そして三十九年度に回収される原資の、これらの償還の時期というものが、実は現地では非常に問題があるわけでありまして、そこで、いま一つお調べになつて御報告をお願いしたいのは、長いものは三年期限、あるいは二年期限という条件で融資をしておるのですから、長いものについては、三十九年度に三年契約で貸し付けをしたものが、三十九年に一月別に、四月から来年の三月末までの月別に、あるいは県別に、一体どれだけの回収を十六億の内訳として予定しておるか。さらに、三十七年に貸し付けをして三十九年に回収になる原資が、月別に、県別に、一体どういふ実態を把握しておられるか。なお、前年に貸し付けをして三十九年に回収になる、これも十六

億の原資であります。月別に、県別に、どれだけの内容になつておるか、これをまずお伺ひをいたします。

○政府委員(昌谷孝君) 十六億につきましても、その原資の貸し出されまして年度別の内訳は、後刻調査して申し上げます。

で、いま御質問の御趣旨であります。その回収金がどういふ月別でこの県の特別会計に戻つてくるかという御質問につきましては、私どものほうで、三十七年度につきましては、各県が立てました月別の償還の計画と、それからそれに対応いたします実績との調査がございまして、百分比で月別の分布を調べたものが手元にございまして、少しこまかくなつて恐縮でございますが、ここで読ましていただきます。

四月から始まる回収でございます。総体を一〇〇としての百分比でございますが、まず最初に計画を申し上げます。四月が〇・六、五月一・八、六月二・六、七月四・四、八月五・八、九月五・五、十月九・一、十一月一五・六、十二月三五・四、一月一二・〇、二月五・〇、三月二・二というものが府県で当初見込みました貸し付けの月別分布でございます。これに對しまして、実際の償還がどういふふうになつておるかと申しますか、実行されたかということとを、これも少しこまかくなつて恐縮でございますが、対応して申し上げます。四月が〇・五、五月一・九、六月三・〇、七月三・九、八月五・五、九月五・三、十月九・三、十一月一四・七、十二月三三・九、一月一一・九、二月六・八、三月二・三、それから計画にはございせんが、年度を越しましての整理期間中に、四月〇・五、五

月〇・五、それぞれ〇・五ずつ整理期間中に回収になつておりますが、多少、そういう意味においてずれておりますが、おおむね計画とほぼ見合った回収が行なわれておるようによつております。

○渡辺勸吉君 それでは、いずれ、これは実数をひとつ後ほど資料でお出しをお願いいたしますが、それはただけです。

○政府委員(昌谷孝君) 先ほどの十六億の年度別の問題と、それから、御必要でありますれば、いま読み上げましたものと合わせて資料として御提出いたします。

○渡辺勸吉君 それでは、具体的に、その資料をいただいて、なお補足質問をいたしますが、きょうのところは、一応いまのその指数によつてお尋ねをいたしたいと思つております。

と申しますのは、ただいま御報告にありましたように、三十七年度の回収の月別の動向を見ましても、回収になる時期というものは、十二月が一番ピークになつておるわけでありまして、これは現実、特に北陸あるいは東北等の単作地帯では、これらの償還は秋の収穫を待たなければ回収できない、償還できないという実態からも来ておるわけですから、そこで、十一月、十二月、一月に、この資金の回収が集中的に行なわれておるといふことでもあります。そうしますと、新たに、この原資を期待して、新しい技術導入に資本を投下する、ために借り入れをするという場合に、少なくとも十六億のうちかなりの部分が、これはその場に非常に合わないというところが、従来の経過の中に共通的に出ておるわけでありまして、かなり

そこに時期的なズレがある。しかしながら、現実には、いろいろな作目別の新規技術を導入するには、春耕の時期にこれを導入しなければならぬといふことになり、その間に該当農家は、あるいは組合金融から融資を受けてその立てかえの手当てをしなければならぬ、あるいは自まかないをしなければならぬといふことが通常従来行なわれておる。これは実態であります。そうすると、せっかくの一枚看板である無利子金融というこの制度が、かなりその機能が減殺をされておるといふ事態に置かれておるわけである。かなりの金利負担をさせられておる。したがって、どうも無利子という看板には似つかわぬ実態が現地では行なわれておるわけです。そういう点から申しますならば、この間において、それらの矛盾を解決するために、あくまでもその技術の導入が適期に必要なものであるに行なわれるといふことについては、この看板に偽りなからしめるためには、一つの手段としては、各都道府県はこの農業改良資金の特別会計に、政府の一般会計からこれをつなぎとして投入をする、そうしてその一般会計から都道府県の特別会計に投入する資金の金利は、これは無利子にしてこれを出すという措置があつて初めて、文字どおり、この農業改良資金の特別会計の機能が一〇〇%の効力を發揮するわけであり、そういう点は、私が申し上げるまでもなく、従来、しばしば各都道府県から要請が行なわれておる。そういう点を、どう前向きに対処されようとするのか、これは局長よりは、むしろ政務次官にお伺いをいたしたいのでありますが、

そういう矛盾は現実にある。あなたのところの秋田だって同じです。私の岩手だって同じです。十二月にならなければ前年度の貸し付け償還はできない。しかしながら、新年度は、春先からもうこの技術導入の必要がある。その間のつなぎといふものが、いろいろな形で、金利のかかる利子によって、農民が負担をさせられておる。こういう矛盾を解決するには、これは農林省としては最も適切な措置の一つとして、たとえば、私が申し上げたように、都道府県の特別会計に政府から、これは一般会計からつなぎ融資の措置をとる。もちろん、一般会計は、これはただの資金ではないわけであり、もしやから、それはそれなりに利子補給の措置を講じて、つなぎを出す。回収された資金ができれば、それは政府へ、これは還流する措置があつて初めて、完全に、偽りのない無利子金融が技術導入に、適期に、適切に、これが機能されるものと私は思うのでありますが、そういう前向きな措置を、政務次官としてはいかようにお考えになつておるかを伺いたしたいと思ひます。

○政府委員(昌谷孝君) 技術的な操作の問題がからみますので、私から先にお答えをさせていただきますと思ひます。確かに、在来の改良資金の運用の経過から見まして、御指摘のような点がありあつたかと思ひます。と申しますのは、御承知のように、在来は、先ほど申しました新規造成資金が年々二億ないし三億程度が追加されてきております。ということは、当該年度の貸し付け計画の中で申しまして、その中で占める回収金に対する依存度というものが八割近くを占めたわけであり、先ほど御説明いたしましたような月別の回収を行なつて、春の作業に間に合はせましたための技術資金を貸し付けますためには、後ほど申し上げるのが適當かと思ひますが、大府県の場合は十二月が回収のピークでございまして、一、二、三、特に三月中に、春先の準備のための資金の貸し付けは、おおよそ三月中に終わるように貸し付けのほうの資金計画を組んで、いま御指摘のような点を少しでも少なくするようになつておる努力はいたしております。しかし、何さ、全体の資金量のうちの八割以上が回収金を原資とする構成になつておりました関係上、ややその点が円滑を欠くというところもままあつたように思ひます。その場合、県といひましては、県におきましても一般会計からの一時差し繰りを行いますとか、あるいはより根本的には、国の補助金の早期支出ということをおわせやうとして、しのいでまいりましたわけであり、今回収金ワケが大幅に拡充をいたされた結果、三十九年度に關する限り全体の支出計画四十五億の中で、償還金を財源といたします、つまり十六億円のウエイトはおおむね三七%程度であらうかと思ひます。したがひまして、そのような意味合いからは、資金量、新規造成ワケを大幅にふやしました関係で、三十九年度は在来の償還金に対する依存割合が著しく緩和されて、そういう面ではよほど県の資金操作は円滑を増してきたといふふうに、私も想像いたすわけがあります。

なお、御指摘の、国の一般会計から、そういう場合に、県に資金を供給したかどうかという御提案でございます。私も、今後、そういうことについても検討していただきたいと思ひます。府県は、一般会計の中で、そういう差し繰りの操作をしていただくことで、府県の財政全体の金繰りの問題は、自治省の操作を通じて国庫との密接なつながりを持つておるわけでございますから、個々の事業ごとに、そういう操作を重ねませんでも、一般的に県財政の資金操作という点で一応しのげるのではなからうかと、この点につきましては、私も十分検討したわけではございませんので、なお今後考えさせていただきますと思ひます。

○渡辺勲吉君 いずれのことかは、もう少し具体的に、この十六億のそれぞれの原資が県別に――県別といふのは、県の特別会計に、月別に、一体どういう回収を予想しておるかといふ十六億の内訳の資料をいただかなければ、もつと納得のできることはありませんので、その資料をいただいて、補足的に伺うよりほかがないわけであり、また、実際考えられることは、まずこの二十九億といふものに対して、国が一体いつごろ三分の一の十億程度を交付されるのか、その時期及び行政庁としては各都道府県に対して、特別会計に一般会計から十九億をどの時期に拠出させるような行政指導をされるのか、それとも関連しますので、この農林省の態度をまずお伺いをいたします。

○政府委員(昌谷孝君) 私どものほうの準備をいたしましては、すでに、各地方農政局ごとに、明年度の資金需要について、県別の希望聴取をほぼ終つております。そこで、予算も通つておりますので、法律成立次第、各地方農政局ごとの年間の資金割り当てを、第一次的なものを早急に行ないたいと思つております。もちろん、先ほど申しましたように、年度途中で、各県別の調整等のこともございしますが、一応現在引き取りました資料に基づいた配分をやるつもりであります。なお、過去の事例で、三十七年度の事例で、県の一般会計が特別会計に繰り入れていつた時期を見ますと、やはり資金需要が春先に重なるということ、あるいは回収金が十分に間に合わないといふような事情を考慮したのだと思ひますが、過去におきましては、県の一般会計から特別会計に繰り入れしておき、年々の繰り入れ額のうちのおおむね半分程度が十二月以降ということになつております。これは先ほど申しました春先の資金需要といふものを、回収金にたよつておつたものでは円滑を欠きますので、新規造成資金の約半分をそちらのほうに振り向けておるという事情であらうかと思ひます。

○渡辺勲吉君 だから、実際は政府も御承知のように、この回収の約定農地の一割以上は、大体一割の繰ですが、一割以上は約束の年度に回収になつていない、翌年度以降にこれが延滞として戻ってくるということもあるのではありませんから、そういう点の実態をやはり数字の上で考慮したものでない、それ自体も十六億といふものが狂いを生ずる結果になる。非常にこまかいよ

うでありますけれども、このことが実際県でやる場合にまた資金を圧迫させている大きな原因になっているわけですから、何とかして、この十六億の、それぞれの年度の月別の回収予定という一覧表をいただきますと、これ以上突っ込んだお尋ねはできないわけでありまして、その資料の提出によつてお尋ねをいたしますけれども、ただ言えることは、私が言いましたように、特別会計に対して、都道府県の一般会計から必要な場合はこれをつなぎ融資をして、農業改良資金の看板のうちに、無利子にするための措置を講ずるという事は、どうしてもこれは政府に善処してもらわなければならぬ一つの問題点なわけです。かりに、それができない場合でも、少なくとも四月早々にこれが融資をする必要がある場合に備えて、特別会計の総ワツクの一割程度は、これをその都道府県の特別会計に保留しておくというふうな措置も、これは救済する一つの手段ではないかと思うのです。ただ、なかなか一人に嫁入人というふうな状態で、資金の需要が旺盛でありますから、全体の特別会計の一割をリザーブして、翌年度早々にこれを役立てるということも容易ではないということになりがちであらうかと思ひますから、そういう点について、これは局長ではなしに、政務次官は一体どういうふうにお考えになっておるかということをお聞きしたいと思ひます。農業の近代化には積極的な姿勢を示すという政府の所信の中に、それくらいは私は政府としては対応措置があつてしかるべきだと思ひます。政務次官に何つておるのです。これはひとつ政務次官から

率直な御答弁をお願いしたいと思います。
○政府委員(松野孝一君) ただいまの渡辺委員の御指摘はごもっともだと思ひます。これはただいま局長からも答弁されたように、いままでは、その面におきまして支障もあつたのでありますけれども、まあ今後は、今度大きな資金が得られるように、国庫補助が出せるようになりまして、回収金依存度もいままではよりは楽になつたという面も、あんなの御指摘の点にまあ役立っていると思ひます。しかし、いろいろな支障もまだあると思ひますので、そうかといつて、臆にばかりそのつなぎを考へてもらうというわけにもいかぬので、補助金の早期支出という点について全力をあげて善処したいと思つておられます。
○渡辺勲吉君 それでは、次に移つてお尋ねをいたしますが、新たに生活改善の資金を、一億五千万円でありますから、設定をしたわけでありまして、ところが、これも農林省は十分御承知のうちに、生活改善の資金は、従来とも系統組合金融で融資しておる。したがつて、新たにこれを農業改良資金として生活改善資金を融資するには、従来、先行してこの機能を果たしておつた系統金融との十分なる連絡協議というものがなければ、非常なこれは混乱を現地で招くことは必至なわけはす。したがつて、こういう生活改善資金というものを出すには、その系統金融と協議をするということをして、運用の上で明確にしなければならぬという問題が当然考えられるわけなんです。これを農林省の新たな扱い上の方針として地方に示達をし、末端における

混乱を未然に防止するお考えがあるかを伺ひたい。
○政府委員(昌谷孝君) 在来の技術導入資金の貸し付けの場合につきましても、先般御説明をいたしました資料の一〇ページに、この資金の貸し付け手続あるいは流れる手続を図表で御説明をいたしましたように、すべての窓口事務は、農協を通じてそれぞれ市町村あるいは信連というふうになつて運用をいたしております。その意味合ひで、先生の御懸念のような点はおそらく回避が十分できるものと私も信じておりますけれども、しかし、新たな資金のこともございまして、また農協の非常に積極的な活動によつて、住宅資金等の貸し付けが自主的に進んでおるところも現にございまして、そこらところについてもそのないようには、脈絡という点については、在来以上に気をつけて指導をいたしたいと思ひます。
○渡辺勲吉君 新しく用途を、柱を立ててスタートをするわけでありまして、万全には万全を期して、その扱いについては、ひとつ通達等によつて明らかにしていただきたい。これはいいですね。——いいということを書いてください。
○政府委員(昌谷孝君) その点につきましては、新しい資金につきましても、特に注意を通達等において喚起をいたしたいと思ひます。
○渡辺勲吉君 それでは、技術導入資金の指定事業と、特認事業との扱いについてお尋ねをいたしたのであります。これも政府の説明によれば、指定事業というものが、これが全体の八割五分、融資の中で割合を占めてお

る。特認事業については一割五分、総ワツクの中でこれを押し進めていくのである、こういう御説明でありました。私は、この指定事業と特認事業のその割り振りすること自体に問題を感じるのであります。しかし、せっかくいままで、指定事業と特認事業という大ワツクを設定してやつてきた経過を無視するわけにはまいりませんので、その経過の上に立つてお尋ねをいたしたいのであります。なかなかどうも、特に水田単作地帯、北陸、東北等の地域においては、この指定事業というその項目の中に、八割五分を消化する該当事業がなかなか見当たらないのであります。たとえば、水田の保温折衷苗しる等は、これは非常に大きな要素を占めたのであります。すでにこれはその期間が経過をして、三十九年度はこれは対象になつていない。新たにこれから指定事業として拾つてみても、そういう地帯においては、新たな技術導入によつて、全体総ワツクの八割五分を消化するというのがなかなか見当たらない。一方に、特認事業というものをみますと、これはいまや百花繚乱のうちに、それぞれの問題が、需要が資金的にも、またその内容的にも出てきておる。それを、全体の八割五分を押さえるということに非常に大きなこの農業改良資金の現地における矛盾が山積しておるのであります。まずこういう点について、あなたは、三十八年までは一割であつたが、三十九年度からは一割五分にしたのだという、「五分」に力点を置いて御答弁をされると思ひますが、私は、一割五分のときでも、こういう現地の切実な要請にこたへるワツクではないというふうに考へるわけ

あります。まずこの点についてのお考えを伺ひたいと思ひます。
○政府委員(昌谷孝君) 特認事業が盛んに希望され、また、この資金を活用して、そういう地域地域の特性に応じた新しい技術が普及してきておるといふことは、私も大いに、大いにそういう方向にこの資金の機能を伸ばしていきたいという点では全く同じように考へております。ただ、指定事業につきましても、それぞれ補助の必要を感じながら、補助から純粋な融資に切りかえる一つの過程として、いろいろぜひやつていただきたい仕事もありまして、これもまた一がいに、全く無用のものというわけにもまいらない。私も、率として、在来の一割が一割五分になつた率で考えますと、決して十分なものではないように存するわけでありまして、先般の資料でも御説明いたしましたように、三十八年度は、特認事業と申しますものの絶対金額で、貸し付けワツクは一億六千万円であつたわけでありまして、これが指定事業の一割という数字でございまして、に對しまして、三十九年度は一億五千万という率で申しましたのを、絶対金額で、支出ワツクで申しますと、一億一千四百万円というところで、在来の一億六千万円に比較いたしますれば、かなりの絶対額として大幅な拡充になつておるかとと思ひます。もちろん、これで十分であるとか、これ以上出さないとかという趣旨ではございせんので、先生の御指摘のような、地域的な新しい技術についての需要がございまして、また一方逆に、指定事業については、ある程度頭打ち、あるいはもう普及段階を相当程度経過しておるといふ事情

を、指定事業の需要に比して特認事業の需要が多くなれば、私どもはそういったことを十分考慮をして、その資金のワクの調整は、在来どおり積極的に行うつもりだと思ひます。御参考までに三十八年度につきまして、一応ここに資料で御説明いたしましたのは、当初の貸し付け決定ワクでございます。で、一億六千万円と予算をいたしましたわけでございまして。現実に、三十八年度末に調整をいたしましたして、各府県のほうで特認として貸し出しました実際の実行は一億八千七百万円ということに目下報告に接しております。率にいたしましたしておおむね一％程度でございまして。指定事業に対して一・四％ということになります。三十七年度はその率で申し上げますと、一・二・八％という実行経過を得ております。そのように、従来も決して一割といたうことに固執をして、需要があるのに抑えて、需要のない指定事業を無理にやるというようなことではなしに、十分対応してきておると思ひますけれども、今後も絶対金額としての五億でなおかつ足りませんとときには、そのようなことを十分配慮してまいりたい。かように思っております。

○渡辺勘吉君　そうしますと、この一五％というものは固定的な割合ではなくて、二〇％でも、二五％でも、三〇％でも、実態に即して指定事業と特認事業との割合は弾力的に操作できる。それは一五％という説明があるから私がとらわれて質問するので、いまあなたの答弁のように、弾力的に実態に即応して、指定事業と特認事業のワケきめというものはいかようにでもや

れるのだと、こういふふうに理解していいでしょうか。

○政府委員(昌谷孝君) そのとおりでございます。指定事業の相互間、あるいは指定事業と特認事業の相互間についても、一応めどがございませうけれども、各県も困ります。また私どものほうも困りますので、当初、前年度途中にブロック会議等を行つて、府県の当初の一応の見積もりをとつてやりまゝです。その場合には、特認ワクを一〇%とか一五%とかいろいろなことで組んでおりますけれども、実行過程におきましては弾力的に調整をいたします。たとえば、先ほど三十八年度の特認の全国トータルでは、一・四%というふうに御説明申し上げましたけれども、この全国平均一・四%という特認ワクも府県によつてかなり大きな変動がございます。たとえば、東京都は少し極端に過ぎますから除きますが、和歌山県はミカン関係で、新しい落葉防止の技術が特認事業として採用され、その関係で、特認事業が指定事業に對しまして六割を占めております。それから、そういった果樹地帯、園芸地帯等では、特認事業が相当伸びて認めておるところもあります。一方逆に、特認事業が割なくて二%程度というような府県もございます。その辺のところはかなり運用では弾力的にやつておるつもりでございます。

○渡辺勸吉君　だんだんこの問題点が明らかになってまいったわけでありましたが、たとえば、三十七年の指定、特認の割合、和歌山のごときは特認の上めるワケが全体の六割である、指定事業はしたがって四割である。そういうケースもあるということです。違

ならもう少し説明していただきたい。
○政府委員(昌谷孝君) ちよつと私の説明ぶりが十分でなかつたかと思ひます。

和歌山の場合作で説明いたしますと指定事業一〇〇に対して特認事業が六一・七、全国平均では指定事業一〇〇に対して特認事業が一・四％であつたわけであります。和歌山の場合は、指定事業一〇〇として特認事業六一・七ということでございます。一〇〇のうちの六一・七ではございます。せん。ちょっと注釈いたします。

○渡辺勘吉君　そうすると、これは
つの例ですから、指定事業を二〇〇と
した場合、特認が六〇のケースが和歌
山にあった。もつと指定事業が一〇〇
の場合に一二〇の場合もあつてもいい
わけですね。具体的にさういう必要が
あつて、政府と都道府県の特別会計と
話がつけば、そう理解していいので
すね。

○政府委員(昌谷孝君) そのとおりでございます。先ほど、極端な事例でございましてからと言つて申し上げませんでした。たとえば、東京都の場合を申し上げますと、東京都は指定事業一〇〇に対して、三十七年度は特認事業が二一・五、三十八年度は一三・二というように、特認事業のほかに逆に指定事業よりも多い。三十七年のときは三分の二が特認事業であつたというよりな、これは東京都の農業の実態を反映したものかと思ひますが、そういう事例もございしますので、県との御相談でかなり——かなりと申しますか、相当思い切つて弾力的な処置にしておる次第であります。

す。たとえ、私は一例を申し上げます。

が、たばこ乾燥室あるいはたばこ乾燥機というものがこれは必要なわけですね。ただ、あなな方はその葉たばこについての乾燥にあるいはその乾燥室、乾燥機というもの、これは専賣法によって、大蔵省の所管だから対象にしないなんというのを言われたんじや農民はたまつたものじやない。農家はただひとりであつて、ただ行政庁が分かれてゐるだけです。もつと基本的にさかのばれば、私は、葉たばこ耕作の行政指導も農林省にこれは一元化すべきであるという主張を持つておる。その議論をいまやろうとは思ひませんけれども、そういう、地方においては葉たばこ乾燥室あるいは葉たばこ乾燥機というものを新たなる特認事業の内容として希望をしているむきが多い。そういうものが農林省の特認事業の内容には入つてゐない。そういうもの入つてゐないものでも必要であると認めたものは、農林省も認めるにやぶさかでないけれども問題はないのであります。かでないけれども問題は、一つ、農林省が、一つの例をあげて、私は、農林省のその問題に対する見解をお伺ひしておきたい。

○政府委員(豊谷孝君) 一般論として申し上げますと、特認事業につきましては、年々いまだで扱ったことのないものは、全く新規の構想が幾つかずつ入つてまゐることは、ごらんのとおりでございます。別に、過去に特認として取り上げられたもの以外は認めないというようになら

摘の、特殊の具体的な問題として、たばこ関係の新しい技術をこの資金の対象とするかしないかという問題につきましては、私どもも現在検討中でございます。と申しますのは、来年度の資金需要の中に、鼠からの希望をとりまいたときに、技術の内容は私十分承知いたしましたませんが、たばこに関連する新しい技術の特認事業としてやりたいというような御希望があつたように聞いております。いまだどうするかを私どもも検討しております。検討しておりますと申します意味は、一般の金獻でございますと申すともう少し事情が違ふかと思ひますが、この制度は、無利子の貸し付け金が、観点を變えれば、返還条件つき補助金とすら稱してよろしいような内容のもので、制度の本体は改良普及制度と表裏一体をなすわけでござい

す。改良普及員の活動を資金面からバック・アップをして、改良普及員の説得が農家に入りやすいようにというのがこの制度の本来のねらいでございます。さて、たばこにつきましては、先生御承知のとおり、改良普及事業としてたばこ耕作を対象としたしておりません。農業経営一般ということであれば、たばこを含めてどうしても農家の相談に乗らなければいけない問題でございます。ですから、農業経営一般の改良普及事業というときには、もちろんたばこのことも頭に置いて御相談には乗るわけでございますけれども、しかし、具体的なたばこ耕作の技術、たばこ耕作という問題は、一応御承知のように特別系列で行なわれる。そこで、私どものものを考え方からいたしますと、本体をなす改良普及のはうが取り扱えな

いものを、援軍である改良資金のほうだけで取り扱うというようなことは、ちよつとこの制度の本来の趣旨からいっていかげんなものであらうかということ、いま検討中でございます。農家の借りたというお気持、その技術がどういふものか私どもわかりませんが、新しい技術であれば農家が借りたといわれる際に、私どもも資金に余裕があればそういうものに応じないといふのもいかげんかと思ひますけれども、その辺も少し専売公社のほうとの行政調整と申しますか、改良普及制度のあり方とも関連をいたしますので、検討させていただきますと思ひます。

○渡辺勸吉君 その問題をまあアレ・ケースとして取り上げたのでありますから、多少既往にさかのぼって問題が解決されなければ、なかなかこの制度に乗せがたいことはわかるのであります。受ける農家としては、同じ所有している畑のうちで、一つは農業改良普及員の指導を受ける、一つは専売公社の技術員の指導を受けるということに非常な素朴な矛盾を感じておるわけですね。だから、私はそういうたんぼと、畑を、農林省と、大蔵省が手分けしてやるなんというそんな愚劣なことばやめて、少なくとも改良普及として、たばこ耕作についてもやるということ、私のかねての希望である田畑を取り上げるという方向がこれは望ましいと思ふので、そういう意味において改良普及の対象にこれを入れて、そうして、さしあたりはたばこ技術員と共同でもいいのでありますから、それを受けたいと、きよりは改良普及員、

あすはたばこ指導員、使ひものもその系列の特殊なマークのものでなければ使つてはならぬといふいろいろな強圧的な指導すら行なわれているといふことで、現地は混乱をしておるわけですから、これは例としては、三十九年度からすぐ取り上げてもらふというにはいささか問題があらうと思ひますが、そういう前向きな姿勢でこれをひとつ検討していただきたい、たばこの問題については。

それからもう一つの例を申し上げますが、あるいは指定事業なり特認事業の中にはありませんけれども、水稲については省力栽培、多収穫栽培を目標として直播栽培といふものが試験の段階にきて、すでに、現実これが行なわれておる。そういう直播栽培に対する直播機なりあるいは除草剤なりといふ、そういう一つの省力栽培に對してこそ、私は共同栽培による生産性の向上として大きなこれは技術的な課題であると思ひ、そういうものはこれは少なくとも指定事業でなければ、特認事業として地方から要請があつたらそれを認めるという方向をぜひこれはとるべきであらうと思ひ、この地区でも、水稲の薬剤散布にはヘリコプター散布を使つてゐる。そういうヘリコプターによる共同防除に對しても、これは特認事業として認めなければならぬ緊急な技術導入の課題であると思ふ。そういう前向きなものが何ら見当たらない。私は、意欲的にそういうものにも、政府は地方から要請があれば、ヘリ防除に對するそれらの事業を特認事業としてこの制度の対象にするといふことが、この法律の第一条に掲げる新しい技術の導入に

こたえる道だと思ふのですが、そういうものが、遺憾ながら指定事業あるいは特認事業にはない、いささかさびしい感を抱くのであります。そういうものが地方から要請があれば、それをお認めになる御意思があるかないかを伺ひたいのであります。

○政府委員(昌谷孝君) 前段お述べになりました、たばこの問題につきましては、私も農家の立場、あるいは農業経営という立場から申して、現在の制度が理想的であるかどうかについては、なお検討をする必要があらうと思つております。そういう検討との関連において、前向きで処理をいたしたいと思つておりますので、しばらく時間をおかしらうと思ひます。

それから水稲の直播関係の新しい技術でございますが、これはすでに、新潟県それから京都府の二カ所につきましては、三十八年度において特認事業として採用しております。おそろく他の府県についても、今後こゝろいつた面での新しい技術体系の導入に関連をして、改良資金の利用の要請といふものは多く上がつてこようかと思ひます。私も同様に、他の一般の特認事業と同様、これらも積極的に取り上げてまいらうと思ひます。

それからヘリ防除の關係は不十分ではございますが、ほんとにこれはまだ改良資金段階に移す前の新しい問題でもございまして、また補助を要します一番のポイントが、機体の長距離移動に對する経費を何とか緩和したいといふのがポイントでございますので、そういう趣旨から、別途ヘリ防除につきましまして、約八千万円近い補助金を、いろいろな乗員養成でございます

とか、新しい技術の開発でございますとか、そういうもので別途補助金の対応がしてございます。したがいまして、個別の補助段階でのヘリ防除を受け入れる際の技術的な問題点として、何か改良資金の対象とするにふさわしいものが今後出てまいりますれば、これも検討するにやぶさかでございますけれども、現状におきましては、補助段階での技術導入について資金的なバックを特に要するといふふうにも聞いておりません。かような意味で、別途の助成はいたしておりますが、目下のところでは、そういう意味合いでの特認事業にふさわしい希望がまだ見当たらないようでございますが、これも別にやらないといふことじゃございませぬ。将来そういう点での新しい技術的な工夫の必要があり、またそれが妥当なものであれば十分検討して取り上げてまいりたいと思ひます。

○渡辺勸吉君 まあ一例をあげれば、たとえば岩手ではヘリ防除として七千五百万の事業費を見て、これを六カ年でやろうという特認事業に希望を持っておるわけですが、具体的に、いまのような御答弁では、そういう要請が岩手だけに限らず、他の県から出ればそれを認めるということに承つていいのですか。

○政府委員(昌谷孝君) 各地方農政局段階で、現在各府県の御要望をとりまよめられておられますので、場合にによりますれば、そういう御希望のある県から具体的な御相談を受けることがあらうかと思ひます。大体新年度からはできまゝ限り地方農政局で全部の処理が片づきますように、私どものほうでは運用上一々本省まで持つていか

なくていいような処理をいたすつもりでおりますけれども、その際、地方農政局の段階での対応の仕方として十分注意をいたしたいと思ひますが、先ほども申し上げましたように、ヘリにつきましては、各農家段階で、対応のための技術としてどういふものがあるのか、いまのところちよつとまだ思ひ当たらないのでございます。よく御希望を聞いた上で判断をいたしたいと思ひます。

○渡辺勸吉君 そういう具体的な事例はまだたくさんあるわけです。たとえ最近非常に伸びてきておりますところのホップについての乾燥機なり、あるいは摘花機なりといふようなものも新しい技術導入としてかなり地方的には要請があると思ひます。要するに、この参考資料に出ておる三ページ、四ページのそれぞれの区分は一応の目安である。指定事業と特認事業の割合も一五%と、この委員会でも説明したのも、一応の資金のめどをつけるために言つたのであつて、東京都あるいはその他の例のように、確かにこの特認事業のほうに総ワケの比率を多く持つて実行している県もある。あるいは、ここに区分されておるそれぞれの資金種目以外にもいろいろなものがある。必しもこれらの資金区分なりあるいは資金種目にとらわれることなく、地方の要請にこたえて、この法律の目的に沿つたものであれば、これを積極的に弾力的に運用していく、こういうふうな総括的には理解していいですか。

○政府委員(昌谷孝君) そのとおりでございます。ここにあげました特認事業についての種目も、御参考までに、

三十八年度で特認事業としてどんなものが府県からあがってきたかというところの例示のつもりでお示しした資料でございまして、これはあくまで限定的なものではございません。

○渡辺勲吉君 それでは、この資金の扱いについてちょっと簡単に伺います。一〇ページにはこの貸し付けの手続の図解が出ておる。この資金の扱いについて、たとえば資金を末端へ流す、流した金を回収する、資金操作の業務は、それぞれ都道府県にある農協の農業協同組合の信用農協連で、信連にこの代理金融機関としてこれを指定して、総括して交通整理をする意味においても担当させることが、具体的にこれは前向きな措置であると思ふのですが、そういう御意思はおありですか、どうですか。

○政府委員(倉谷孝君) この資金の末端への貸し付け業務あるいは回収業務につきましましては、仕事の実質的な内容が農協の本来の活動とも非常に関係が深いということが一点、それから農業関係の資金でございまして、やはりそういう系統金融機関の経路を活用して資金の授受をいたしますことが円滑であらうという趣旨で、制度発足の当初から県の出納業務の代行を県信連がやっております。で、その手続のしかたとしては、今度地方自治法が改正になりました、県金庫の業務の代理のしかたについての交通整理があるようでございますけれども、私どもとしてはあくまで、いわゆる指定代理金融機関として県信連が本業務につきましましては県の出納業務の代理をいたすというところで、従来の実態やっておりますことを今後も引き続いて、そういう

窓口で資金の授受をやるということにするつもりで、その点につきまして、なお誤解があつてはいけませんから、近くそういう場合の契約例等もつけまして、そのやり方についての具体的な御指導を申し上げることに予定をいたしております。

○渡辺勲吉君 それでは、最後に、農業改良普及手当てについて伺います。

参考資料をいただきましたものではその内容がわからないので、さらにつけ加えた資料をいただいたのであります。この第二回にいただいた六ページによりまして、補助単価は割れば出るのであります。この普及手当てについては、かねて四十三通常国会に法律が制定されて、農業改良関係の特別手当てが制定されたわけですが、その手当てが制定されて、三十八年度が実行され、三十九年度がいま予算に盛り込まれておるわけですが、これが一体補助単価は一般普及員と専門員とでは月幾らになつておるか、一人当たりの補助単価をまずお伺いをいたしたいと思ひます。

○政府委員(倉谷孝君) 補助単価の補助単価につきましては、三十九年度は、専門技術員につきましては二万八千三百四十円、それから普及員につきましては普及助長が一万六千四百十六円、特普及員が一万二千九百八十一円、一般普及員が一萬五千二百四十四円、の三十九年度の農業改良普及関係の職員についての補助単価でございます。それから、生活改善の関係につきましましては、農業専門技術員については男子の場合と同様二万八千三百四十円、生活改良普及員が一萬五千二百四十四円、というのが俸給補助単価でございます。

○渡辺勲吉君 私がさらにお伺いをいたしたいのは、この専門技術員とそれから改良普及員の毎月の給料の月額に對して特別手当が一体どの割合で予算に計上されておるかということですが、○政府委員(倉谷孝君) 改良普及員関係の普及手当てにつきましては、昨年度と同様、普及員につきましては、昨年度に對して一二％を予算に計上し、それから専門技術員につきましては八％というところで計上をいたしております。

円というのが俸給補助単価でございます。

○渡辺勲吉君 これは、あなた方もよく御承知のように、農政局から出した法律で、私たちがこの委員会でも審議をした際に、農業改良普及員だけが先行しておる経過も説明を聞いてわかつたけれども、当時あなたが所管しておつた畜産局なり、あるいは水産庁なり、あるいは農地局なり、それぞれ同じ職種におる者がこれは置き去りにされておるということ、かなりその問題を整理をして附帯決議をした経過もあるわけですが、そのことはまずおきまして、この農業改良助長法の一部を改正する法律を昨年の三月七日にこの農林水産常任委員会が採決する際に、附帯決議の第一号に、「当面農業改良普及手当てとして専門技術員及び改良普及員等普及職員一率に給料の月額の百分の十六を支給するように努力し、差

当って、専門技術員にあつてはその給料の月額の百分の八を、また改良普及員にあつては百分の十二を支給すること。」として、さしあたりはもう政府の原案でやむを得ない、しかしながら、貸金管理研究所に委嘱をして、二百万

以上の委託費を出してかなりの精力的な調査を実地にさせて得たその結論というものが、少なくとも同種の業種を担当しておる者から見れば、基本給において一五・四％低い。基本的にはそういう待遇を改善すべきであるが、それも容易でないということであるが、さしあたり特別手当としては、専門技術員と一般普及職員とを問はず、一六％の特別手当を支給すべきであるというものが、貸金管理研究所のこれは農林省に對する報告資料に出ておる。この資料の一ページにそういうものを取りまとめた報告を出しておる。私たちは決してこのことを軽視するわけにはまいらぬで、少なくとも農業改良というものをより強化することこそが私は農政の浸透には大きな役割りを持つ。これはむしろわれわれが言うよりも、政府みずからが農業改良普及員というものをより以上重要視すべき立場にあると思ふ。そういう立場にあるものが、われわれの一年前の国会で決議したことを、依然として、三十八年度はともかく、三十九年度も専門技術員については月額の百分の八でございまして、一般職員に對しては百分の十二でございましてということ、一体国会の審議というものを那辺に考へておるか。

これはもうあなたにお尋ねをする問題ではない。これは農林大臣にお尋ねしなければならない問題だ。しかし、農林大臣も午前中はお見えにならないというので、私たちは政務次官が農林大臣だと思つて、そうして質問しているのです。どうですか、政務次官。去年のこういう附帯決議というものをあなた御存じですか、第一。御存じで

あつたら、一体こういう附帯決議をどう善処をされて、三十九年と同じような状態に定着しておるか、こういう点をまず――局長から聞かなくても、基本的な問題ですよ。あなたの感触でひとつ答えてください。

○政府委員(松野孝一君) これは私も、農業改良普及員とか、生活指導員その他についての手当てについては前々から考へておつて、ようやく四十三国会には、専門員が八％、普及員が一二％の手当てを支給するに至つたわけでありまして、御指摘である附帯決議の案の御趣旨も存じておるのでありますけれども、まずわれわれといたしましては、先ほどお話しした、同率に考へていく産業とか林業とか水産、開拓普及指導員とかそういう関係の問題も、やはりいまの農業改良普及員と肩を並べて考へなきゃいかぬ。今年度は、三十九年度はこの点に重点を置いて目下やつておるわけでございます。まあ一六％に上げるということについては、存じておるのでありますけれども、またその実現に至らないのであります。今後において十分検討いたしましたと思ひます。

○渡辺勲吉君 これはどうも、その程度では納得できない問題ですので、これはひとつ大臣に私はお伺いをいたしますから、これ以上の御答弁は――その程度ではとてもこれは了解できません。また、この法律が役所の都合で、自治省の所管で内閣委員会に出されるというところありますから、またこの法律の提案があれば、そこでお尋ねをしなければならぬことになると思ふのであります。これはもうもつと基本的

に大臣の考へ方というものを伺ひたい

側面からの流通対策と、あるいは金融政策等による力を入れた、また、予算面において十分でない面を財政金融対策で相当補つていきたい、こういうつもりから、財政投融資あるいは金融方面に力を入れていく、こういう四つの大枠めどをつけて進めていきたい、こう考へておるわけであります。

○戸叶武君　赤城農林大臣は、財政、金融の総力をあげて革命的対策を行なうと言つておられますが、三十九年度の農林関係予算は三千三百六十億円で、

国の予算に占める比率は一〇・三%でありまして、昭和二十八年の一六・五%の時代からだんだん農林予算のウェイトというものが下がってきている。それをいまだに挽回できない状態でありまして、あの時代は、食糧増産を強調した時代で、土地改良の面、その他の補助金がふくらんだときでありまして、一六・五%になったのだと思ひますが、予算面においてこのように立ちおくれしている農業を保護しなければならぬというふうな力点に立ちながらも、農林予算は一〇%前後で低迷しておつてよろしいというふうに農林大臣はお考えですか。

○国務大臣(赤城宗徳君) 予算の裏づけが十分にあつてこそ、考えている農林政策が推進されるわけでございまして、予算が多くなることを私も望み、またそういう努力をいたしたのでございまして、いま御指摘のように、全体の予算から見れば一〇%程度、各省別に見ればそういうことでございまして、また、各省関係の伸び率は、昨年に比較しますれば、平均一四%でございまして、一七%くらいに農林関係の予算は伸びておるわけでございまして、ございましてけれども、いまのお話のように、私はこれで十分だなどということは、全然考えておりません。でございまして、重点的に考えて、有効にこの予算を使つていくということ、及び先ほど申し上げましたように、予算面における不十分な点を、金融の方面で相当見ていく、こういうことで、予算そのものは、ことしの予算はできていますと私は考えております。お話しのように不十分であるというふうには考えておりません。

○戸叶武君 大臣は、日ごろ予算の裏づけとなる施策の第一は、農業金融の拡充にあるというのを強調しておられます。これが、今回の赤城農政の特徴としてあらわれていると強調する向きもありまして、農林公庫資金の融資のワケが一千七十七億と、前年度より二百億円ふえ、農業近代化資金の利子補給のワケが六百億と、前年度より八十億円ふえた程度にすぎないのです。この程度の内容で、これが重点施策と言へると思ひますか。

○国務大臣(赤城宗徳君) 金融面では、重点施策ということばが当たつては、相当画期的にいまの資金のワケもふえておりますし、あるいは金利の面におきまして、低金利のほうに相当資金を回すということにしましたから、五分五厘平均のものが六〇%くらいになつていくかと思ひます。あるいはまた、貸し付けの複雑なものを相当簡素化している、こういうふうな点から見ますと、私はこの面は相当推進しておるつもりでございまして、また、実際に借り受ける手続が、従来煩瑣であつたり、あるいは時期が非常におくれたり、迅速に借り入れられないということ、消化がおくれたりしておるというふうな面もございまして、そういう面を改めてきましたので、ことしは消化面から見まして、この程度でも相当な推進をしてきたものだ、こういうふうに私も考えております。

○戸叶武君 農林大臣の農政面に当たつては、農林予算の裏づけとなる施策の第一は、農業金融の拡充にあるというのを強調しておられます。これが、今回の赤城農政の特徴としてあらわれていると強調する向きもありまして、農林公庫資金の融資のワケが一千七十七億と、前年度より二百億円ふえ、農業近代化資金の利子補給のワケが六百億と、前年度より八十億円ふえた程度にすぎないのです。この程度の内容で、これが重点施策と言へると思ひますか。

○国務大臣(赤城宗徳君) 確かに農業基本法の指向しておりますところの他産業との格差の是正という面のテンポもおくれしておりますし、よくいつておられことは私も認めます。農業そのものは私は相当進んだと思ひますけれども、高度成長下における消費経済の面が非常に拡大されておる。一面には消費ブームも出てきておりますし、高度成長下における他産業の、ことに工業方面の一時的な伸びが非常に強かつた、こういう関係で、そのひずみといひますか、その余波が農業関係にもきております。同時に格差の是正というよりよきな点につきましても、是正が十分に行なえるような情勢でないというところに相なつておることも、率直に認めざるを得ないと思ひます。しかし、

この目標、格差の是正とか、あるいは生産性の向上とか、農家生活の安定、あるいは経営規模の拡大による農業経営の安定とか、そういう方向に對しての農業基本法のねらいというものは、私はこういう開放経済下に入らなくとも、当然のねらいでございまして、入れば入るほどなお一そう進めなければならぬというふうに考えます。そういう点につきましても、先ほどから申し上げましたように、急速に、一年に一回しか収穫ができないような、申し上げるまでもなく立場の、そういう農業の生産物が多いのでございまして、やはりある程度の年数は、かけなければならぬと思ひます。かけなければならぬと思ひますが、いまの基礎の整備強化というふうな問題等も、ことしは昨年度より七百七、八十億の予算も盛つておりますし、強く進めていきたいと思います。同時に、いろいろ支障がないわけではございませぬし、そういう面も、あらためてこれを進めていき、金融面にさざえを移して、その面でもやろうと思ひます。そういう面から、お話しのように、開放経済下における農業と他産業との格差是正というものは、思ひやうでございませぬので、これをぜひ各方面からその目標に向かつて進めていきたい。また、そのために、先ほどからお話がありましたように、十分の予算ではございませぬが、そういう方向へ手当てをいたしまして進めていくつもりでございまして。

○戸叶武君 二十世紀に入つてからの近代国家を形成する上において、非常にその国柄が似ているのは、西ドイツと日本だと思ひます。ドイツにおきましても、カウツキーが農業問題とまっとうから取つ組んだ時代、また、第一次欧州大戦に敗れた後におけるワイマル体制の時代に、フォン・ゼークトがドイツ再建の基本問題として農業問題に集中して問題を検討した時代、それからいまの西ドイツ連邦になつてから、エーハルトの経済政策の繁栄の裏に農業の落ち込んだ状態を見つめて、いま大統領をやつておるリュベケ博士が食糧農林大臣のときに、農業基本法をつくられた時代、こういうふうに、ドイツは日本とかなり似た条件のもとにありますけれども、鉱工業が伸びたその裏に農業が落ち込んでおる、これをどういふふうな格差を是正していくかという点について、真剣に取組んでおると思ひます。私は、参議院の農林水産委員長時代の、一九五六年の八月、西ドイツ連邦をたずねて、当時の食糧農林大臣のリュベケ博士とも長い間懇談いたしました。やはりそのねらいは、赤城さんがいま受け取つておるような考え方をもちつて、三〇%からのアンバランス、所得並びに資金におけるアンバランスに落ち込んでおる農業を、国の財政的な、あるいは金融的な裏づけによつてこれを均衡のとれるものにしていく、こういうのが、あの一九五五年につくられた農業基本法の趣旨であり、グリーン・レポートなり、グリーン・プランには、そのことが盛り上げられておるのであります。日本は農業基本法ができた当初から、農業基本法がどうもつづり方教室のような、見てくれの作文であつて、その予算的な、あるいは金融

的な裏づけを欠いているところに、今日のようにならざるを得ない状態に思ふのです。この問題に対しては、やはり私は戦時中食糧問題で悩んだイギリスが、補助金を国の予算の五割も出しているような、また、一九五五年から一九六一年のころまでずっとデンマークにおいては、あれだけ理想的といわれた酪農を主体とした農業が落ち込んでしまつて、そして一九五五年代の西ドイツの状態のよりに、三〇%の所得並びに貸金のアンバランスが出たので、それを是正するために、酪農製品の輸出その他を奨励していかねばならない国柄もありますが、イギリスを上回る六割もの補助金政策によつてこの農業をささえている。そういう努力から見ると、ただ日本では昭和二十八年代のMSA協定の受け入れ、アメリカの余剰農作物の受け入れの段階から、補助金を整理するのだという名目のもとにおいて、食糧の自給体制というものをくずしてしまつて、安い麦やそれからいろいろなものを外国から買つてきたほうが日本としてはもうかるのだというような漫然たる思想のもとに、今日の農政の貧困を誘導してきたのだと思ひますが、どうもいろいろな点において力が入れていないというが、そのウエートが非常に低いところの問題があると思うのですが、この予算や金融の面において赤城さんは、いままでの農林大臣からみれば努力を払つたほうだと、いままでは払つた過ぎたから、その比較において若干はめられておりますが、この農業基本法の趣意なり、いまの日本農業が到来している現段階の深刻な状態を打開するには、あまりにも私は何か

物足りないものを感ずるのですが、これで精一ぱいと思はれてゐるんでしようか。

○国務大臣(赤城宗徳君) 西ドイツの事情、あるいはイギリス、スウェーデンの事情、全くお話しのとおりだと思ひます。それに比較して日本の力の入れ方が足らぬじやないか、こういう御批判でございますが、実は、ことしの予算の編成前等におきまして、一面におきましては、農業基本法の考え方と逆に、二、三年来農業概観というわけではございませぬけれども、むしろ国際的な農業に入れば、自給体制というやうなものはなくともいいんじやないかというやうな議論が一部にございまして。しかし、私はそういうことではいけないと、こういうふうに考えておつたのでございまして。したがつて、予算の前等におきまして、御承知のとおり千何十億ぐらゐの食糧の会計がありまして、この繰り入れがあるの、農林予算などはそうつける余裕がないんだというやうな議論が相当あつたのでございまして。しかし、私といたしましては、いま戸叶さんの御指摘のように、農業基本法がせつかくドイッ等にならつて日本の事情等を考へてつくつておつても、その推進が非常に鈍い、あるいは一面においては安いところから物を買つてくれればいいんじやないかというやうな議論があるおと、あるいはまた補助金の整理でございまして、これは零細補助金がある効でないという面におきましては整理をいたしたものでございまして、けれども、やはり補助金ということばが、どうかかわりませんが、助成というやうな

な国がくぼいところに土を盛つてやる、こういうやうな形の助成というものは必要であらうというふうに考へて、少しく何となく農業を概観して工業とよくないばいんだというやうな感じ方は、私は是正するべきだと、こういう観点から予算の面等におきまして、私の考へておりますやうな方向で強く主張し、裏づけ等もいたすやうなことに相なつたわけでございます。でございまして、この予算編成前の状況から考へますならば、私は相対方向をまあ正常に戻すというやうなことはしてきかと思ひます。してきかと思ひますけれども、再々申し上げますやうに、これが精一ぱいとも考へておりません。これは逐次また来年度等におきましては重点的にもつとやつていかなくちやならぬ面がございまして。それからまた制度の問題等につきましても、改めなくちやならぬ問題等も相当含んでおります。でございまして、決して私はこの困難な事態に直面している農業、農村、農民対策が精一ぱいだというふうに考へておりません。なお一そう推進するつもりでおります。

○戸叶武君 いつも農林予算で問題になるのは、食糧会計の問題ですが、なるほど日本の主要農作物としての米麦というものが、生産費所得補償方式によつてささえられてゐるというの事は事実であります。どちらかといへば、この赤字の累積は、消費者保護というやうな社会保障的な政策のあらわれから来ているものであつて、これを純然たる農林予算という形のワクに入れるの問題点があるのじやないかと思ひますが、食糧会計の赤字負担を強調して、そして農林予算というものを圧縮してゐるのが今日の状況でありますけれども、あれを私たちはいま政府が言つてゐるところの、政府は戦後米麦本位よりも酪農、果樹あるいは蔬菜、そういうふうな選択の拡大に転換しろというので、農民はその命に従つて、そして換金作物へ転換してゐたと思ひます。しかし、この換金作物の一番問題なのは、価格が常に不安定でありまして、政府が桑を抜くといへば桑を抜いたあとで繭が高くなつてくるし、それから豚を飼ふといへば豚が安くなり、今度は豚をやめれば豚が高くなる。すべて政府と反対のことをやれば農民は金がかゝるというふうな、政府不信の聲が農民の間にすらすらとあつておるのであります。私は政府がやはりこの新農業保護政策というものの中に、もう少し主要農作物の価格の安定というもののに対して、確固たるやり方策というものを示してやらなければならぬのだと思ひますが、米麦の問題でもよろめきを示し、それから乳価の問題に対してもあるいは豚の価格の問題に対しても、あるいは飼料の問題に対しても、何かたよりない感じを一般に与へてゐるところに農民も見通しがつかない。ほんとうに、はたしてこれと取つ組んでいつて、将来どういうふうになるのだらうかという不安感が常につきまとつてゐるやうであります。そういうふうな農民の不安感に対して、赤城農相はどういうふうなこたえをうとしておられますか。

○国務大臣(赤城宗徳君) まあ米等につきましては、いまの消費面を相当いま重んじてゐるやうな格好でございまして、これは価格の額がどれくらいかというところは問題がありましようけれども、私は不安はないと思ひます。その他、一応御承知のように、繭にいたしましても価格支持をいたしておりますが、これも五、六年前に桑の抜き取りというやうなことで、いまになつては残つていた人がよかつたので、抜かないほうがよかつたというやうな面も出てきております。出てきておりますが、これも大体需給関係が安定いたしてきかと思ひます。あるいはまた、大豆、なたね、でん粉、いろいろ価格支持策がありましようけれども、私は十分であると思ひません。ことに飼料であるいは牛乳、実は牛乳等につきましては、私は相当問題があるやうと思ひます。牛乳等は一種の生鮮食料品であります。また一部の人間にしか売れない。どこの市場へも自由に売れるというわけには、これは実際問題としてなつておりません。自由経済でありまうけれども、その意味でおのづから販路がきまつておる、こういう関係でございまして。そういう関係でございまして、いまのままの安定基準価格という一本やりでいけるものかどうか、こういう点につきましては、再検討を加える必要があらうと思ひます。何といたしまして消費の拡大でございまして、学校給食等になま牛乳を中心として向けていこう、こういうことで切りかえをこしらへたことになつておりますけれども、同時に、価格面等におきまして、当事者だけの価格の決定というだけで事足りるかという、非常にそれだけでは事足りな

いというより現状でございすので、この辺につきましては私は検討を加えて、来年度あたりには、もっと根本的な問題に就いて方向を出していかなくちやならぬというふうに考えております。あるいは飼料の問題等につきましても、輸入飼料が大部分になってきております。もちろん、自給飼料も草地造成その他大麦等を飼料としての分野において増産を進めていくという事は、当然やらなくちやならぬ問題でございすから、やっていきたいと思ひます。濃厚飼料等外国に依存しておる、輸入に依存しておる面が非常に多い関係もありまして、その価格につきましても、外国の輸入の価格に左右されたりいたしております。ことに畜産方面におきましては、売るほうは高く売れないで買うほうのえさのほうが高くなるというふうなことは困ると、こういう事情も十分承知しておりますので、こういう方面も一そう検討を加えて、採算がとれてやっていけるようなものにもつていかなくちやならぬ、こういうふうに考えておる次第でございす。

○戸叶武君 大臣が牛乳や飼料の問題が重大であるというふうに認識されておりますので、この問題はあとから私は質問を行ないますが、その前に、この農業改良資金助成法の成果について承りたいのであります。いままでに国費が十九億三千万円、都道府県九億六千万円、造成資金額は六千二百八十九万円程度になる、貸し付け額は延べ百億円、事業費に換算すれば百五十億円に相当するといふふうに政府は宣伝しておりますが、はたしてこれによって新技術の導入というものがどの程度ま

でなされたか、その成果について承りたいと思ひます。

○国務大臣(赤城宗徳君) 御承知のように、ことしからは新技術の導入ばかりではなく、農家後継者対策等のほうにも使用できるようなことに考えてこの拡大をはかつてきております。無利子の金融でもありますので、なお一そう進めていきたい。いろいろガソリン税との関係でいろいろ研究いたしましたが十分ではございせん。新技術の導入がどういふふうであつたかということについては、事務局から御答弁申し上げます。

○政府委員(昌谷孝君) 制度ができてからたゞいままで、三十八年度までに、おおむね事業費として見ますと百五十億円の資材、物資等が新技術の実践という事で導入せられてまいつてきておるわけでございす。この制度によりまして普及いたした技術は多岐に及んでおまして、いろいろいままでの種目につきましては、資料にも差し上げたと思ひます。資料にたゞてて申し上げます、水稻の健苗育成技術の導入というものは、この制度が始まりましたところ一番資金的なボリュームとして、重点が置かれておつたものであつたかと承知いたしております。この技術の導入によりまして稲作が安定をし、特に早稲といふような技術とも関連をいたしまして技術の導入が行なわれたといふことは、現在の高い水稻の生産水準をもたらした一つの有力なものであつたかと思つております。なお、このほかたとえば野菜について申し上げますれば、ビニール等の活用によりましての不時栽培でありまつか、あるいは周年供給

でありますとか、そういう季節はずれの野菜を供給することについては、相当の実績的な効果をあげたように考えております。また養蚕面で申し上げますと、現在新しい養蚕、近代的な養蚕の一つの中心的手法となつております。す屋外条桑育、集団化された桑園と結びつきました屋外条桑育を骨子とした新しい集団飼育の方式、これもこの改良資金による援助が、相当の役割をその推進について果たしてまいつておると思ひます。なお、このほか果樹関係、蔬菜関係、それから花—花卉、球根のようなもの、なかなかいふゆる従来の補助金というふうな手段では抜いていくて、普及員の単なる普及活動だけにとつておりましたような新しい技術につきまして、普及員が農家の方々におすすめをして実際に踏み切つていただくという意味合いでは、そうならなつた特産関係、園芸関係、畜産関係等で相当の普及活動をなさえる意味での成果を果たしてきたように、私どもは承知をしております。

○戸叶武君 その面で成果があつたことは認めるのですが、成果とともに非常に悲劇的な面は、この蔬菜類でもあるいは果樹の問題でも、いろいろでき過ぎて暴落してどうにもならぬといつて東京近郊のお百姓さんなんかも大打撃を受けているような状態、こういうようなのは、やはりいろいろな面において、そういう技術導入というだけでは解決つかないほど農業特有な問題がある。そういう問題をおろそかにして技術導入というふうな形だけではやし立てるんでは、そういうところに問題点があると思ひますが、そういう問題点に対しては、政府ではどういふ

うに対処していこうとしていらつしやいますか。

○国務大臣(赤城宗徳君) 確かに技術導入は一つの生産性向上という意味においての問題点でございすから、技術導入だけで農業生産面が解決するとは考えておりません。ことに生産したものが流通過程に入つて十分金銭収入が得られるというところでなければ、生産そのものも意味をなさなくなるわけでございます。確かに野菜はビニール等の技術の進歩等によつて進んだと同時に、価格対策が十分でないというやうな面でもそれほどの効果もあがつていない、逆の面の効果もなきにしろあらずと思ひます。ただ御承知のように、生鮮食料品の中でも野菜等につきましては、需要供給とマッチするやうな計画的な生産というものが十分行なわれておりません。統制経済時代におきまして、作付制限等いろいろやりましたけれども、それでも十分でなかつたのであります。統制経済でない自由経済の場におきまして全く計画的といひますか、見通しなしにやつたといふことになりましますならば、始終価格の変動にさらされるというやうな状況だと思ひます。でございすから、やはり生産につきましても、計画という厳格なものではございせんが、計画性を持つて、どれくらい生産がどれくらい消費に見合つておるものであるか、種類別等にも相当指導いたしまして、生産の計画性、あるいはまた出荷の調整、こういう面を農業団体等とも協力いたしまして進めてきておりますが、さらに一そう進めていかなければならぬと思ひます。同時に価格面等におきましても、蔬菜の種類等によりま

しては、安定基金等を設けてそれに金を出しております。あるいはまた、農業団体等ともよく話し合つて、値段の高いときの一部の基金をたくわえておつて、値段が下がつたときにこれを補つていく、こういうやうな制度等を行なつておる。あるいは地方等もございす。そういう面等をも一そう推進していかなくちやならないと思ひます。そういう支持といいますか、計画的な生産あるいは出荷あるいは市場の問題もございす。こういう流通面と同時に価格の面におきまして安定する、安定的なものに持つていくということ、生鮮食料のうちでも種類が非常に多いので、全体的にやつていくということは、むずかしいでございすけれども、蔬菜の種類等によりましては、そういう安定基金を設けて価格の安定をはかつていく、こういうことにいたしたいと思ひ、またその一部はそういうふうに行つておる次第でございす。

○戸叶武君 政府のほうでも計画生産なり価格政策に対しては責任を持たなきゃならぬという御見解を示しているやうですが、この先ほどの説明の中に技術導入の面においては酪農のことに一つも触れられておりませんが、政府はあれほど酪農、果樹への選択的拡大等強調しながら、この酪農の面においてはどういふやうな技術導入を行なつておりますか、それを承りたいと思ひます。

○国務大臣(赤城宗徳君) ちょっと事務局からお答えいたさせます。

○政府委員(昌谷孝君) 酪農面で技術導入、改良資金の活用状況を見てみますと、おおむね自給飼料基盤の整

備、自給飼料の關係のそついつた問題については、技術導入資金がある程度利用されるようございしますが、その他の問題につきましては、他の制度金融その他で畜産のほうは逐次整備を重ねております。また草地改良にいたしまして、自給飼料の作付増大にいたしまして、積極面については、まだ改良資金と申しますよりも、どちらかと申しますれば、助成の対象となる助成段階のものが比較的に多いように見受けられます。そのような關係で比較的にその酪農關係ではこの資金を直に活用するといふ道が比較的には少ないように見ております。

○戸叶武君 自給飼料整備にいままでのくらの金が出ておりますか。

○政府委員(昌谷孝君) 畜産の關係で、ただいま申しました自給飼料増産という項目がございしますが、これは三十四年度から貸し付けを始めておりまして、三十九年度の予定分まで含めましての貸し付けではおおよそ一億五千万円、これが改良資金から貸し出された実績でございします。なお改良資金以外の助成につきましては、畜産局長のほうからお答えいただけるかと思ひます。

○政府委員(植垣徳太郎君) 農業改良資金以外に農林漁業金融公庫資金からも、草地改良關係の融資が行なわれておるのでございまして、三十六年度には補助金の融資、非補助融資を含めまして二億三千四百萬、三十七年度が三億七千二百萬、三十八年度もおおむね三十七年度を上回る程度のもので出るものと考えております。なお、草地の造成に關します助成につきましては、昨年度約、これは公共事業費に組み

した助成額それから構造改善事業において助成されるものを含めまして、約十二億圓、それに対して、本年度はその關係の資金で約十七億圓、その他の飼料増産経費等を加えて、合計二十三億圓の予算を予定いたしております。

○戸叶武君 飼料の問題はまたあとに回しますが、農業改良資金助成法によるところの技術導入資金が、三十九年には三十九億五千万圓、新たに設けられる農家生活改善資金が一億五千万圓、農業後継者育成資金が四億五千万圓という、この内容を見ますと、新しく農林大臣が強調している農家生活改善資金一億五千万圓というので、これで何をやるつもりですか、この少しばかりの金を、手品の種というわけじゃないでしようが、なかなかやるのもむずかしいと思ひますが、どんなことをやろうと思ひておりますか。

○國務大臣(赤城宗徳君) 事務當局から詳しく補つて御答弁申し上げますけれども、従来生活改善の仕事をしておりました、それに必要なものでございしますけれども、特に改良資金の性格から見まして、後継者対策というふうな問題ともからみまして、そういう意味におきまして、生活改善資金なども住宅の改善等を主としていきたいと思ひます。住宅の問題におきましては、住宅金融公庫からも出ておるわけでございますけれども、あまり消化がよくないようございします。そういう方面にかんがみまして、住宅の改良等主としてやっていきたいと、こう考えております。

○政府委員(昌谷孝君) 補足して申し上げますが、生活改善資金は、今度新たに道を開いていただこうと考えてお

るわけでありまして、従来の普及員活動の援手と申しますか、うしろだてとして、こういった資金があることが、普及効果を一そう早めるだろうという趣旨でございします。そこで金額の測定でございしますが、何ぶん初めてのことでございしますし、どの程度の資金需要が現実になつてくるかというふうなことにについては、何と申しますか、現地の希望を積み上げて予測を立てるといったような十分の準備期間もございします。百ございします改良普及所ごとに、平均いたしまして約十萬圓程度でございしますが、まあ初年度の、しかも当初の計画ワケとしてはこの程度のことを考えたいわけでございます。午前中にも申し上げましたように、この改良資金全体の資金ワクの調整の問題は、従来もそうでございまして、今後ともかなり弾力的に現地の要望に沿つて、随時調整改訂していくつもりでおります。したがいまして、もし生活改善についての資金需要が非常に高いということでございますれば、その際は当面は全体の資金ワクのうちの調整を立ててまいりたいと思ひます。なお事業の本身といたしましては、ただいま大臣がお話になりましたように、住宅金融公庫の改修あるいは新築等というふうな、在来の制度金融の対象になつておりません比較的小口の住居の改善、個室の分離でございしますとか、通風施設の整備でございしますとか、そういった住居内の小回りの生活改善ということを中心主眼に置いております。なおそのほかに生活の合理化のために炊事場でありまうとか、浴室でありまうとか、そういった方面にもこういったものの指

導が及ぶと思ひます。なお半面、共同的に生活の合理化、改善をしたいという、あるいはまたそういう指導を生かす普及員もやつておりますので、農繁期におきまして共同炊事でございしますとか、あるいは共同託児所の施設でございしますとか、そういったような共同で生活改善を行ないます場合の必要最小限度の施設の導入にも本資金を役立てたい、さういふことを考えております。

○戸叶武君 この農家生活改善資金にしろ、農業後継者育成資金にしろ、農村から若者たちが流出するのを、どうやって防ごうかという一つの施策だろうと思ひますが、三十七年度の統計を見ましても、他産業からの帰農者を差し引いた移動者数が七十一万人にも及び、また昭和三十三年から比較すると、五年間に二百萬人の働き手が農村から流出している。これは池田さんの高度経済成長政策によつて農村における若い労働力というものが都市に、工場に奪われているのを、如実に物語っているのだと思ひます。であります、ここでもって、ないよりはましであります、たとえ一億五千万圓の金を四十幾つかの都道府県に分けたら幾らの金になるか。二階から目薬のようにな気休めのような予算でもって、小回りの生活改善だと遠慮深く言つておられますが、それはどう成果があらうとは思ひきれない。しかし、私たちが地方に出張してみると、いつも私は気の毒だと思ひるのは、生活改善普及員の活動というものは、実に涙ぐましいものがあります。じみだけれども、非常な成果をあげていまして、ですから、これに対して、いま説明のように、少しでも何か予算なり資金の裏づけがあれば、

ば、もつとこれが効果があるのだらうという思ひやりの点は、私は納得するのでありますが、これは日本の土地問題に対するアンシャン・レジームの問題よりも非常に深刻なのは、農村の家族關係における封建性だと思ひます。若夫婦は隣りにおやじさんたちががんばつていて、息詰まるようなねやの生活を営まなければいかなうなところには、これは實際いたたまれないものがあると思ひます。これを思い切つてもつと農家の中に伸び伸びとして若者たちが生活できるような環境をつくらうと思ひますが、この程度ではどこかをさすつていく程度で、とても問題の解決にはならぬと思ひますが、苦勞人の赤城さん、この程度でよろしいのでしうか。

○國務大臣(赤城宗徳君) 全くお話しのとおりでございまして、普及員が一生懸命にやつておられますし、やつていくにつかましては、もつとやういふうちにいまの改良資金等の裏づけがありますならば、より以上に効果が出ると思ひます。いまの古い制度等を少しづつでも直して若い人たちが安心して、さうして安定して農業をやつていくところにならうと思ひます。また、それについてはまことに心細い金ではないかというお話でございします。まあ最初のことでもありますので、さうしてまた最初の計画を率直に申し上げますと、実はガソリン税を還元してその金でやつていくということで、相当張り切つてやつて進めておつたのであります。その面が思ひやうなうまくなっています。来年は免税といふことになつていすけれども、こういった面などが農村

に還元されるということになります。ならば、いまの考え方が、せっかく芽を出しておるのでございますので、これの資金の消化の状況等も考えまして、ねらいは御指摘のようなねらいでございまして、そのねらいを達成すべく、さらに一段のくふうを次年度等においてほころしいきたい、こう考えております。

○戸叶武君 農業後継者育成資金四億五千万円の問題ですが、やはりこれは農家において、農家の家族ぐるみの農業経営の中において展開しているような青年に、何か希望を持たせ、そうして農業技術を習得させて、何か農業面において新しい芽をふかせようという意図のもとに企てられているのだと思えますが、いなかではおやじに無断で金を借りるといふのは、まことにやっかいなことであつて、いま父子契約の問題なんか先進地では起きておりますが、この問題一つでも、なかなかいなかの封建性においてはいろいろトラブルも起きていると思つて、そういう問題が起きたような場合に、どういう形においてそういう問題を調整していくかと考えておりますか。

○国務大臣(赤城宗徳君) 何といひますか、一般的なトラブルのお話でございしますし、私も一般的にいろいろなトラブルがあると思つて、このあと取りといいますか、後継者が何といひますか、独立して、自分も農家の人なら農家として独立してやれる、独立できるという希望を持つ、それにはやはり経理といひますか、金の面でも自分で働いたものに対しての報酬を自分が自由にふところに入れて、そうしてまたそれは自由に使える、こうい

うようなことが必要であらうと思ひます。一面におきまして、何か家族間における貸金制度、みために、働きに応じて金を分配していく、こういうような方法をいまとつておるところなどもあるようでございます。農業団体等などにおきましては、そういうような指導をして、あるいは農協が金を預かつておつて、農協のほうからその割り前を払い下げる、貯金にしておつたものを払い下げるというような制度をとつておるようであります。要するに、自分も独立人だ、独立の農家だ、経営者だ、万全の経営者でなくとも経営者の卵である、こういうふうなふりに、考え方もあるいはまた実際の経済面におきまして、そういうことになつていくように向けていくことが、まあ要諦といひますか、必要だといふふうに考えておるわけでございます。

○戸叶武君 いま日本の農村のいろいろな農業構造の変化の中において、昔のように、自作農よりも兼業農家が多くなり、農家における収入においても、農業収入よりも農業外収入がだんだん多くなつてくるという傾向にあるので、日本のような都市と農村とが交錯しているような土地においては、農村の若者たち、農業に従事している人たちが何か非常に不安な、腰の落ちつかない思いをさせられるのは当然だと私は思つて、いま赤城農相の言われたように、金の面でも、自分で手に入れた自由に使えるようにさせなければならぬといひますか、日本のいまの農家制度における封建性の深さといひますか、この面において非常にむずかしい面があつて、特に若者たちだけじゃなくて、嫁さんや何かに

おいても、しゅうとめ等との争ひなんかも、こういうところに非常にあつて、農村に嫁入りしたくないといひのは、こういう農家における望息するやうな状態における空気に対する抵抗だと思つて、この程度の農業後継者育成資金で、農家の中に明るい光を入れることができるかと赤城さんは思つておられますか。

○国務大臣(赤城宗徳君) 先ほど申し上げましたように、初年度がございしますので、もつと多い金を必要とするのでございますが、それほど手当てができておらぬというのが現状でございます。こういう制度ができておるといふことを一般に知つてもらひまして、そうしてその目的のために十分利用するよう希望をいたしております。そして希望したとおりに、とても足らぬといふような状態が出てくることを、私はまた欲しておるわけでございます。そういう意味におきまして、次の年度におきましては、一そうのくふうをこらしていきたいといふことを、先ほどから申し上げておるとおりでございます。そういう意味におきまして、消化の実情あるいは推進の方法等もとりまして、一そうくふうをこらしていきたいと思つております。

○戸叶武君 次に、農林漁業金融公庫法の一部改正に関連してお尋ねいたしますが、農業の生産性の向上、あるいは経営の改善といふことを強調しておりますけれども、御承知のように農業にいまのものが落ち込んでいますのは事実であります。これにはやはり池田さんが当初言つたような革命的な施策を行なわれないと、私は一朝一夕では、年じゅうあとからのろのろと農業が迫ります

がつてくるというやうな状態で、農業改革というものはできないと思つて、また、このやうな程度の施策では、一町五反なり二町五反以上の富農層の農民以外には、小農や零細農は、ほとんど恩恵にあずかることができないんじゃないか。構造改善事業といふものが趣旨としていいと言ひながら、なかなかそこは協力関係ができてきがつていないのは、そういうところに問題点があるんじゃないかと思ひますが、政府のほうではどのように見ておられますか。

○国務大臣(赤城宗徳君) 確かにいま革命的、革新的な政策が必要だろと思ひます。ただし革新的、革命的という政策がどういふことかといふことになりまして、非常に問題の検討が十分なされておらないんじゃないかと思ひます。たとえば革新的、革命的といふことで基盤を整備していくといふことにつきましても、しかも耕地を国家管理というやうな形にでもして、なお私有に戻すというやうな形といふやうなことができれば、ということではあれば、これは革命的といふことにも私は言えるんじゃないかと思ひます。現在の制度のもとで、検討は加えておりますが、なかなかそういうことはできないんじゃないか。それじゃ別に予算をうんとふやすといふことが革命的、革新的かといふことも考えられないわけでもございせんが、予算をふやすかふやさないかといふことは、制度を革命的、革新的にした上で、これは裏づけであらうと思ひます。で、漫然といまの上に土積みをしたから革命的、革新的というわけにまいらぬと思ひます。でございますが、いず

れにいたしましても、国内的に見ましても国際的に見ましても、非常に農山漁村全部でございしますから、転換を迫られておるときでございますから、革新的といひますか、いろいろ思い切つた施策を行なつていかなくちゃならぬと自分は考えております。そこで、ことのいろいろな融資面等について改正も加えて、金利も安くしたり、ワクも多くなり、種目も整理したりしておるけれども、小さい農家については、せっかく政府のいろいろな、こういう面も、恩恵といふことはあまりあれませんが、利用されないといふやうなうらみが、いいことばじゃないと思ひますが、利用されないといふやうなうらみがないではない、うらみがあるではないか、こういうことでございします。私もそう思ひます。何としても、受け入れ態勢を整つておらぬといふことになりまして、どうして受け入れ態勢の整つておるといふ方向へ資金等も流れるという傾向は、これは争えないと思ひます。でございますが、小さい農家等を無視していくといふことは、これはまた政治の面として許されないことでございます。そういう面におきましては、私は大きな農家の利用率は、こういう資金も多いと思ひますけれども、小さい農家におきましても、一つの共同化といひますか、共同化といふやうな観点から、こういう資金の利用を行ない得るように、すなわち受け入れ態勢を整つていくやうな面、こういう面を一そう入れまして、この資金が、あるいはそのほかの施策等も、何といひますか、利用といひますか、浸透し効果あらしめるように努力いたしてみたいと強く考えておる次第でございます。

に努力いたしてみたいと強く考えておる次第でございます。

とによつて、相当程度さういふところの構造改善事業にも現在の助成方法が妥当なものである。現に各地方農政局でさういふ観点から弾力的な運用によつて、かなりの分限はこなしてありますけれども、やはり本質的には何らかそこいふ事業の進め方と少し違つたものを求めておる、またさういふものがないと、ほんとうの意味で現地の希望に沿ひたいという点があることは認めざるを得ないところで、その問題につきましても、今年度予算で調査の費用を組んでいただきまして、一年間かかつて、みづちりさういつた特殊条件にあるところの今後の構造改善事業の進め方についての手法の検討をいたしたいと思ひます。そのことは、原因的にはいま申しましたやうな個別農家がありまふことと地縁的なつながり、広がりて集団的にさういふ事業を進めることとの調和がなかなかむずかしい、それをどういふふうになさういふ地帯で展開をしていくかという問題が一番根本のように思ひますけれども、いろいろ関連する問題も広うございますので、それらを調査して、明年度以降実施基準の改定なり、あるいは事業実施方法の転換なり、さういつたことの資料として至急煮詰めたいといふふうにしてあります。

もう一点、土地基盤整備事業が、何と申しましても本事業の骨子になるわけでございますが、土地基盤整備事業につきましても、当初この事業を仕組みましたときは、総事業費の中の四割程度を土地基盤整備事業に充ててほしいといふことで、私どもは計画の予測をしたわけでございます。実行的には、土地基盤整備が全体の五二％程度

を占めるといふことで、私どもが初め考えましたよりも、土地基盤整備に対する助成の立て方が、現地の御希望としては高いようでございます。このことは、構造改善事業の本来のあり方から見て、非常に好ましいことだと思ひますが、その反面、やはり交換分合でありますとか、換地でありますとか、個人的な私経済あるいは私有財産のもとのさういふことでございますから、かなり強い公共的な認識なり、あるいは指導者のお骨折なりが伴いませんと、なかなかこの場所でも同じことを計画しても同じようにやれるといふわけではない、そこに何と申しますか、人の問題と申しますか、さういふ一方で非常にいいことができる実態がある反面、同じことを考えてもなかなかうまく軌道に乗らないといふ面では、主体的条件、にない手の問題といふことが、やはり本事業の本質的な一つの問題ではないかと思ひます。それらの点については、盛り上がりを持たせていいますか、御理解をいたしたい上で、気長に成熟を促進するといふことが肝要であらうかと、かように考えます。

○戸叶武君 構造改善事業の中でも、土地基盤の整備事業といふものにウエイトがかかつており、またこの対策は、平場農村においてそれがおもに行なわれているという御説明ですが、私は年少の時代に、大正末期の農業恐慌の時代、国会で自作農創設が問題になったときの下岡忠治氏、田淵豊吉氏の演説を記憶しておりますが、そのときに、すでに農業問題といふものが平面的なところであつて、平野農村の問題、山村、漁村の問題、それら

の条件によつておのおの違ひのであるから、さういふ対策を的確にやらなければならぬといふ論議が、その当時からすでになされておるのであります。いま政府の対策を聞いてみると、ほとんど米作地帯の平場農村において恩恵にあづかつておるが、ほとんど山村や漁村、いま一番苦しんでおるところは置き去りになつておるといふ傾きがあるものであります。そこでいま私は十五万戸の開拓者を持つておる山村地帯におもに疎開したところの開拓者の問題に思ひをはせたいのであります。このように利子を引き下げてやる、あるいは償還期限を延長してやる、据え置き期間を延長してやるといふふうにして、戦後の混乱期において開拓者たちが荒れ地に入つていって、非常に苦しい戦いをしながら、その三分の一くらいは私は脱却してゐると思ひます。開拓農協その他においては、田賃整理の問題で非常に苦しんでゐると思ひますが、さういふ問題の中に施策の非常なギャップが出てゐると思ひますが、さういふことに対しては、政府はどういふふうに対処しようとして考えておられますか。

○国務大臣(赤城宗徳君) 開拓者が戦後、食糧の増産等に寄与した実例は多いと思ひます。また、いまお話しがなされたように平場ばかりでなく、山村方面を開拓していくという先せんをつけていったところの貢献も多いと思ひます。がしかし、いまのお話しのやうに非常によくいつておる開拓地と、また場所的にも恵まれなかつたといふやうな面もありまして、脱落するといふ開拓者もありまして、いま私のほうで

整理するのじゃありません、自然的に整理段階に来てゐると思ひます。でありますので、離農するといふことにつきましたは、御承知のやうに見切りをつけることであると思ひます。離農資金等が十分に使え得るやうな形で離農資金を出すということで、この資金を増額いたしております。同時に旧債の償還といふことも、旧債から脱却いたしませんと先に進めません。さういふ面では旧債の整理もこの前に一度やつたことがございまして、さういふ面でもその面の解決をしていかなければならぬ、さういふ面でも、それで新しく法律をつくつてやるかといふ問題もございまして、あるいはまた、予算面においてさういふことをするかとさういふ面ではさういふことをしたとございまして、最終的には法律等を設けないでもこの公庫の資金の自作農維持資金でございまして、この面を十分に活用いたしまして、旧債の処理等をはかるやうにこれを向けていくといふことで、大体の方針ができてまいりました。なお、この点につきましても農地関係から少し補充的な説明を申し上げたいと思ひます。

○説明員(小林誠一君) 開拓地の旧債の問題でございますが、先ほど大臣からお答えがございましたやうな点で、目下準備を進めておるわけでございます。御存じのやうに、昨年度に開拓地の振興のために積立資金を貸し出すといふことで振興計画を立てておるわけでございます。全国約六百地区の開拓地につきまして、その振興計画をとつたわけでございます。ところが、その振興計画の中でやはり旧債があります

ために、その旧債の重圧を取り除かなければ開拓者の振興が期しがたいといふ開拓者もおるわけでございます。さういふ旧債の問題がない、積極資金だけ貸せばいいといふ開拓者に対しては、昨年度中に認定をやるやうにいたしました、さういふ問題のある農家につきましては補充をしるというところで県に連絡をしてゐるわけでございます。年度末、現在までのまだ結果が出ておりません、四月末になりますればその結果等も出てまいります。さらに実態等もわかります。それにつきましても旧債の重圧を取り除くことによつて、経営の安定ができるという開拓者についての措置を、自作農維持資金の制度を活用いたしましていたしたいといふことで、現在内部でもいろいろ検討し、また団体とも話し合ひまして、その準備を進めておるやうな次第でございます。

○戸叶武君 農林大臣も旧債を整理しないと前に進まないといふふうで、開拓農協の実態をやはり見ているやうです。私はやはり実態調査を早くやつて、そして、古くから焦つてゐる救済整理のために抜本的な、ちやうど大正末期の農業恐慌のときにモラトリウムを断行したやうに、私は思ひ切つて敗戦の悲劇のしわ寄せがあそこに来てゐるのですから、いつまでもいまいちしないで私は外科手術をやらなければだめだと思ひます。やはり前に伸びようとするものに、そば屋のかげ葉みたいなとん服でござましておつたのでは、なかなか私は進めることができないのだと思ひます。これはやはり赤城農相この辺で思ひ切つてやらないと、ずるずる官僚にまかして

おくと、いつまでたっても煮え切らない、歯切れの悪い施策しかできないのですから、あなたあたりひとつなたをふるって、戦後十九年、ここらでやりとどめをさしておかないといけないと思います、赤城さんどうですか。

○國務大臣（赤城宗徳君） その方法を、いま一つの例として、モラトリアムの例を、農業恐慌の時代の例をとられました。が、それでいくというのを申し上げるわけにはまいりませんけれども、御趣旨は全くそのとおりで、ほんとりにこの辺で整理をして先へ進めるようにしたい、こういうふうに考えて目下準備をいたしております。そうしたいと思ひます。

○戸叶武君 私は赤城さんに、この前、農林大臣になったときに、大きく期待したのは、日本の農業収入の中で、もって米の収入というものが五〇%近い。農業収入の首位を占めております。が、この水田耕作地帯の農家、これは生産者所得補償方式の確立によつて秋田なり、新潟なり、山形なり大きな恩恵を受けているけれども、赤城さんのいなかのような筑波山の下のような畑作地帯というのは、なかなかそういうふうにはいつてない。政府が米麦本位から酪農、果樹という転換の中には、やはりこの畑作地帯の農民が恩恵をこうむれるような施策というものが躍如するのだと言つて、筑波山下の村長の経験者としての赤城農政というものの、大きな期待を持ったのです。しかし、現在において私は酪農、果樹へ転換した農民が赤城さんのところへ、私はそれはどのお札まゝに行かないところを見ること、やはり、私はそこらに問題が残っているのじゃないかと思うので

す。いま、私はお聞きしたいのですが、政府の言うとおりに、日本の国民というのは、わりあいすなおで、酪農、果樹へ転換したのです。この数年来の統計を見ましても、たとえば養鶏、それから乳牛なんかは三倍以上伸びる。豚の問題も一時けちがついたので、伸び悩んでいるのですが、三倍近い伸びだと思いますが、畜産関係の最近における現状というものは、どういうふうになっているのでしょうか。

○国務大臣(赤城宗徳君) 確かに御指摘のように、私も水田ももちろん必要であります。が、畑地農業というものが立ちおくれしている、その点にこの前力を入れまして、北海道の畑地の法律などが、その結果としてできたものだと思ひます。それがさらに展開いたしました。酪農あるいは畜産、果樹というふうに向いておるのでございますけれども、畜産の現状はどうか、こういうこととでございますが、実は、農林省におきまして、畜産局というのは古くからあります。が、御承知のように、初めのころは馬匹の改良というようなことが多かったのでございます。本格的に畜産へ力を入れたのは、ごく最近、十数年かと思ひます。そういう面では、率直に言いますと、畜産に關する統計といひますか、資料等も非常に不十分で、ここ一、二年のうちにようやく統計などもできてきている。その統計なども、まだまだどうも私もいい統計資料を持っているとは思わないのでございます。そういう意味におきまして、私が店開きが最近だと言ひますので、それから、しかられるのですけれども、実は、本格的な店開きが最近でございます。そういう面での畜産

方面に、一番農業の面で問題がたつさんあると思います。いまの農業関係で、

○戸叶武君 事務当局から。

○政府委員(檜垣徳太郎君) 畜産につ

きましては、ただいま戸叶先生からお話ございましたように、最近非常に生

て、昭和三十七年の統計を見ましても、農業総産出額における畜産のウエートが一七・七％というふうに増大をいたしておるわけでございます。大

は、乳牛それから豚それから鶏でございます。いまして、減少の傾向の著しいものが、馬及び綿羊、ウサギの類でございます。和牛いわゆる肉牛につきましては、

は、大体最近は何れの傾向を示してまゐりますので、ごく最近やや微増の傾向を見せましたが、著しい増加の傾向はうかがわれないうような傾向でございませう。大体牛乳、乳製品につきましては、

す。とおおむね国内の需要を満たして
おるといふ需給の均衡状態にございま
す。食肉につきましては、昨年の養豚
の停滞という関係から、食肉の国内需

要に於ける供給力の不足といふ現象も、
見ておりますが、順次食肉の供給力も
回復の傾向を見せておるのでございま
す。馬につきましては、これは役用畜
畜の必要性の減退ということから、今
後も若干の減少と見られるのでござい

○戸叶武君 養鶏なり乳牛が三倍以上、
も最近伸びず、豚もそれに近く伸びてき

ていうのも自給飼料が、飼料に足りないので、濃厚飼料を外国から

ので、飼料も非常に伸びていると思うのであります。この畜産の伸びと飼料の伸びが、この最近数年間の伸びが、あいだになんておりましたか。

委員からのお話の中にもうかがえるように、最近うに思われるのでございますが、最近の畜産の伸長が非常に著しいという反面、国内におきます自給飼料の生産

は、畜産物の生産に伴ひ、増進したために輸入飼料が非常に激増いたしておるといふ形によつてまかなわれておるといふことが事実でございます。三十七年度におきましては、輸入飼料

は、三十八年度におきましては、ほぼ五百万トン、三十九年度の見込みもいたしましては五百四十万程度の輸入を必要とするというようない見込みが示されています。一方国内の自給飼料を必要とするというようない見込みが示されています。

料につきましても、もちろん畜産経営の合理化の努力というよりなこと、な
るいは政府としましてもできる限りの
自給度の向上ということにつとめてお
るついであります。従来からたまたま

は草地の改良事業につきましても、三十八年度までには、おおむね累積しまして十萬町歩程度の改良草地で、飼料作物につきましても三十八年度にはこれは明確な統計が出ておりませんが、

三十七年度が約四十二万町歩程度でございまして、年々五万町歩程度の増上を続けておるのでありますが、三十五年度は、おそらく四万町歩弱程度の増上料作物の増大ということになっておる。

ものと考えております。いずれにしても、国内の自給飼料の生産が畜産

の増大に伴わないという結果から、外国からの輸入飼料に依存する度合いがだんだん大きくなりまして、流通の濃厚飼料のうち約五八％というものが、三十九年度の見込みにおきましても輸入飼料に仰がざるを得ないというような状況になっておるのでございます。

○戸叶武君 いまの説明を聞きまして、国内の自給飼料の増産ということにつとめることも大切であるが、目下の急務というものは、この輸入を仰いでいかなければ、日本の畜産がささえない、濃厚飼料、それが五八％も外国から輸入しているという現状でありまして、三十七年度において三百八十八万トン、三十八年度において五百四十万トン、三十九年度において五百四十万トンと推定されるというんですが、五百四十万という、約私は三億ドルぐらいになるのではないかと思ふのです。千百二十七億四千万円になるのではないかと思ふのですが、こういうふうな、いま外貨不足でもって、日本経済というものが非常に不安定な状況にあるときに、もうすでに私は畜産、果樹への転換のときから、乳牛を飼え、養鶏をやれ、豚を飼えというのと並行して、農林省というのは、牛はふえたが、えさ食わないでは育たないということはおわかってはいるはずなんだから、そういう点に並行して農業政策というものは行なわれるべきではないかと思ふんですが、こういう状況というものはあまりに怠慢であるし、あるいは意識的怠慢によって、アメリカの余剰農作物なり、飼料の受け入れ態勢をつくるために停滞していたのか、その辺のところをもうちょっとはつきり説明願いたいと思ひます。

○國務大臣(赤城宗徳君) 意識的にアメリカのものを入れるという意味で、輸入がふえたということではないと私は考えます。何といたしまして、日本の大麦などをえさとしてやっていたかなったというところは、私は落ち度だと思ひます。しかし、トウモロコシ等につきましては、やはり日本の生産も少ないし、向こうのほうの価格のほら安いのですから、どうしても価格面から輸入にたよるというふうな傾向になつてきたと思ひます。大麦あるいはふすま、小麦等につきましても、食糧としての面からのみ、ことに大麦におきましては減産するようになりまして、これは行き過ぎだつたと思ひます。特にアメリカから買つたためにということではないことは、もう御承知だと思ひますが、結果においては、そういうようなことが相つたのは、まことに遺憾でございますけれども、できるだけ国内自給をしていきたい、こう考えております。

○戸叶武君 私はえさの問題はきわめて重大であつて、いま需要が年間二千二百億とまで言われるのが、昨年からことにわたつて、ふすまであろうが、トウモロコシであろうが、いろいろな配合飼料が約一割つづつ暴騰しておるのではありません。それは需要供給のアンバランスからきておるのかもしれないんですが、いま物価問題で、とにかく消費者物価が七・二％なり七・八％上がったというものが、この二、三年來の物価論争の中における私は非常に大きな問題点だと思ひます。しかも、経済成長率の低い農民に対して、二千二百億の一割という二百二十億もの負担が重なつてくるというふうなこのえさの飼料の私は重圧というものは、これは軽視できない問題だと思ひます。全体的な消費者を対象として物価問題が論争になつておるときに、農家収入の少ない農民に対して、こういうふうな飼料の面で重圧が加わつていくことに對して、どういうふうな具体的な対策を施そうとされているか、その対策について承りたいと思ひます。

○國務大臣(赤城宗徳君) 政府の管理しておりますところの輸入飼料、この価格は一般飼料の価格に非常に影響いたします。輸入の価格等につきましては、いまちよつと御指摘がございまして、需給関係もあるだろうということはお話でございしましたが、確かに昨來の世界的な小麦の不作等から、自給がさうか、非常に移つていった、あるいは船賃が高くなつたというふうなことで高くなつております。そこで、じゃ率直に申し上げます、飼料の価格は成分によつて均衡がとれていかなくちやならぬというふうな形から、本年度の予算面等におきましても、昨年度の政府管理の飼料の価格が予算の見積もり等において高くなつております。しかし、いまの畜産の現状及び牛乳その他との関係と、いろいろ私も勘案いたしてみまして、事務当局にも調べさせていたのですが、これは予算面では価格を上げてあるけれども、実際にこれを放出する場合に価格を上げるというふうなことは適当でない、こゝういふふうに考えまして、いろいろ財政当局とも話し合ひをいたしました。でありますので、現状以上に上げない。これは上げるまでは——実はこの

前にここで申し上げたのは、こゝういふふうに申し上げたのですが、予算価格を下げて予定価格で放出する、しかし三十八年度と同じようなところまでにするというわけにはまいりません、こゝういふことをここでお答えを前にいたしておきます。しかし、上げるということをきめるまでは上げません、こゝういふ回りくどい表現でもって申し上げておつたのでありますが、いろいろ検討いたしました結果、六カ月ぐらひは上げないというのをはつきり申し上げていいと思ひます。六カ月後におきまして、検討をいたしまして、私は上げない方針でございますが、一応六カ月ぐらひは上げないということをはつきり申し上げて、予定価格は、それから六カ月後におきまして、もう一度検討いたしたけれども、よほどの変化がない限りはいまのままで放出する、こゝういふ態度で進んでおるわけでございます。

○戸叶武君 さすが赤城農林大臣で、飼料は六カ月間上げないと言われたので安心はしたようなもの、実際は足元がくずれているんじゃないかと思ひますが、去年からことにわたつてすでに一割ぐらひ値上がりしているんだと思ひますが、トウモロコシ、それから飼料用マイロ、大豆かす、その他配合飼料、そういうふうな飼料の値段は去年とことしと比較してどのくらいになつており、どのくらい上がつておりますか。

○政府委員(楢垣徳太郎君) 大臣からお答え申し上げましたように、輸入飼料の原材料がお答えの中にありましたような理由で高騰をいたしました、その反映として国内の流通市場価格が騰貴いたしておりますことは、事実でございます。ただふすま類につきましては、昨年十二月末の数字しか手元に持っていないのですが、それによりまして、なお最近の増加も同様でございます、ふすまは値上がりをいたしておりません。少なくとも卸売段階においては値上がりをしていない。ただ配合飼料等を見ますと、採卵をするようになりまして成鶏用の飼料で一〇・二・六％、中鶏用のえさで一・八％、若肉の鶏の肥肉用が一〇・二・六％、乳牛用が三・一％、肉とん用が一〇・四・〇％というふうな価格水準を示しております。ごく最近のものは、私の手元にはまだ資料ございませんので、昨年十二月末の数字を御参考に申し上げます。

○戸叶武君 農協の大会等でも、昨年の十月からこの飼料の暴騰に對して決議が行なわれ、政府に要請が出てはおりますが、末端の生産農民が買つてはいる飼料、飼料の値上がりに苦しんでいる農民の切実な要求というものを知らないで、池田さんが答弁するやうに、卸し値段はあまり上がつてないというふうなやり方では、農政をやる当事者としては、あまりにも迂遠ではないかと思ひます。これは時間がありませんから、私は一々読み上げませんけれども、農林省でも、正確ないまの飼料の値上がりの数字はわかつてはいます。一割程度値上がりしているんです。農民はそれがために非常に苦しんでおるんです。この問題は深刻です。それと同時に、いまのふすまの問題も、もう足りない、非常に問題になつていますが、ふすまの流通過程においていろいろな問題点がある

と思ひますが、末端の畜産農家に安い値段で、ふすまなりその他の飼料が入るようにするのは、どういふような流通機構の改革なり処置をやつたらよろしいと政府は考へておられますか。

○政府委員(増田徳太郎君) これは第一には、単体の飼料でございます。すなはち、中間の経費が適正な経費、いわばマージンによつて末端までとどくといふことを進めることが第一だと思ひます。そういう意味では系統団体による共同購入の形態といひますか、そういう形のものゝ進展をしまゐるというところが大切であると思ひます。また同時に、ある程度の競争が行なわれるという体制もまた同様必要と思はれるのであります。が、現状から申しますればさらに系統購買という形の進展が行なわれることが私は大切であらうといふふうに思はれるのでございませう。

で、現在の流通市場の状態から見ますと、約五百五十万トンが配合飼料として流通をしておるのでございませう。配合飼料の流通という点につきましては、これは配合加工の合理化という問題から始まつて、流通過程における適正なマージンの形成ということが行なわれることを、ただいま単体飼料で申し上げましたような方向で考へてそれを進めていくことが必要であるといふふうに思つております。

○戸叶武君 まあ流通過程における適正なマージンの前に、配合飼料といふものが健全な形で農民の手に渡つていのかどうか。政府はこの飼料の検査に對して肥料飼料検査所といひますか、そういうものでときどき抜き取り検査をやつてゐるという程度ですが、その検査なり試験所の機構といふものは

がきわめて貧弱だと思ひますが、監督当局としての政府はどのような形においてこの配合飼料の実態を観察しておりますか。

○政府委員(増田徳太郎君) 飼料の、なかんずく配合飼料につきましても適正な品質の改善という点につきましても、二十八年に国会でお認めを願ひました飼料の品質改善に関する法律に基づきまして、農林大臣及び都道府県知事によつて品質改善のための検査取り締まりが行なわれておるわけでありませう。この法律の概要につきましても、もはや申し上げるまでもないと思ひますので、その点には触れないで御説明申し上げます。国の肥料検査の機関といたしましては、昭和二十七年までは東京に一カ所あつたのみでございませうが、その後肥料の検査機構とえさの検査機構と統合をいたしまして肥料飼料検査所といふことで、全国に六カ所の検査機関を設置をいたしておるのでございませう。で、この機関は、府県にまたがりまして流通が行なわれる工場製品に對しての抜き取りあるいは工場に對する立ち入り採取といふようなことで、現物に對して登録肥料、飼料の表示と内容に食い違ひがないかという点の検査をいたしますと同時に、また法律の定めによりまして飼料メーカーの遵守すべき事項に對しての現地指導等を加へてまいつておるのであります。一方都道府県におきましては、主として単体のえさもしくは府県内の流通が限られておるような配合飼料の抜き取り検査、あるいは工場に對する立ち入り採取による立ち入り検査等を行ないまして、えさの品質保持に對しての指導的な検査を行なつておるものが、現在の段

階でございませう。現在三十八年から新しく肥料飼料検査所として発足いたしました段階でございまして、今後さらにこの問題を実態に即し、また実態に合うように充実をしまゐる必要があるといふことを私どもは痛感をいたしております。

○戸叶武君 問題は、その肥料飼料検査の実態ですが、全国に六カ所あるというが、職員は幾人おりますか、経費はどれだけかけておりますか。

○政府委員(増田徳太郎君) 飼料の検査に關しましては、現在飼料検査の關係の定員数は三十三名でございませう。これは国の検査機関の定数でございませう。人員費を除きます事業費予算は二千三百三十八万八千円という予算に相なつております。これは二十八年に発足をした当時の検査人員が十四名、予算額は四百九十九万といふようなことになつておるのでございませう。

○戸叶武君 先ほどの抽象的な説明を聞いてみると、何か検査が、いまやつてゐるようには見えないけれども、この実態を見れば、三十三名で何やれるのですか、全国で。私は栃木県の事例を聞いてみましたら、肥料飼料検査關係で所長を合せて三人で、飼料のほうは女の方が一人をやつておるといふのです。が、ばかにしたような話で、これは抜き取り検査も何もあつたものぢやない。それがために、でたらめなえさが、農民の知識が足りないのに便乗して、えさが足りないのです、足りないの、大体夏場においては、えさ仲間でも言つてゐるのですが、内容を落としてやつて農家でもつてゐるような飼料を買つて、栄養価があまりな

くてもごまかせるからというやうな形

の操作までやつてゐるくらいで、私は宇都宮大学の先生をやつておつたことのあるので、あつても調べてもらつたのですが、もう意外な事実が續出しているのです。これは私は政府の怠慢だと思ひます。また具体的な数字をあげていつか対決しますけれども、こんな形に――昔は肥料屋といふものが農民を搾取して、都会の質屋と農村の肥料屋、これが太つたものです。今度は政府の選択的拡大に便乗して大メーカーのえさ屋が太りつゝある。豚の豚を大学の研究所でも調べてみたんです。が、そのえさで、普通ならば豚が一日五百グラムふえなくちゃならないのが、百四十五グラムぐらゐしかふえない。ですから、農家でもつてはほんとにひどい被害を受けてゐるのであります。そういうものを農民は、一人一人がどれだけ栄養価があるえさかといふことを検討するだけの私は科学的な準備がないと思ひます。こういふふうには政府が米麦本位よりも畜産、果樹、選択的拡大へとしていながら、それに對するところの飼料対策も確立せず、しかも、えさ屋のうけけはうだいに製品流がれてゐても、それに對するところの検査、調査もできないといふやうな形は、明らかに私はこの政府の農政の怠慢だと思ひます。先ほどあげた飼料の品質改善に関する法律の中にも、第十五条の二においても、第十六条においても、第十七条においても、この品質が低下するやうな異物を混入してはならないといふ点から、政府は責任をもつてこれを取り締まるやうな法の規定があるのです。われわれ

の国会に要請して法律はつくるわ、法律はできても、これを政府が何ら実行しないわ、そうしてえさ屋がもうけはうだいに農民を搾取するや、法が乱れ、われわれ立法機關としては法はどんなにつくつてゐるが、政府が法をちつともそれを忠実に履行してゐない。こんなことでもつて日本の農政といふものが、今後信頼をもちうるかどうか。きょうは時間がありませんから、私は問題点だけを擧げますが、もつと具體的に数字をあげて、いかに政府がその施策に對して怠慢か、われわれは立法行為を行なつてゐるが、その法の行くえといふものゝ對しては、執行機關といふものが、法の精神といふものを順法して、そうして生産農民の利益を擁護するために、忠実にやつてゐないといふ事実が明白になつてきてゐる。これは私は日韓會議とか、あるいはソ連やカナダとの漁業問題で、赤城さん非常に苦勞してゐると思ひます。しかし、あえて私が農林大臣に言うのは、いまは貿易自由化のあらしの中に立つて、日本の農業恐慌といふものが目に見えない形において、底流において私はすさまじい勢いで進んでゐるのです。これが爆発するのは、必ず私は畜産の面からだと思ひます。いふゆゑえさの面からだと思ひます。なん

だつて腹がへれば、オオカミだつてかみつくのですから、私はこの問題を輕輕に政府が責任を持つて農業の選択的拡大の、米麦より畜産、果樹へと指導し、そうしてそれに見合うところのえさを食わせないで、畜産が成り立たないの、えさに対する供給対策を、六百万町歩の未開墾地をせめて三百万町歩までは開墾しなければならぬとい

うことを、われわれが数年来提唱して、これに一向に耳を傾けず、しかも、いま濃厚飼料を海外から仰がなければ、日本の畜産が立ち行かなくなっているような状況のもとにおいて、しかもこのようにふりなえさは、一年間に卸しはそう上がついていない言っている、農民にどこへ行っても聞いてもらえない、全国の農協が決議して、そうして政府に迫っているあの決議文を讀んでごらん下さい。私はそういうふうな何といひますか、他人行儀な、どこ吹く風か、馬耳東風といひますか、馬がだんだん少なくなつたというが、人間が馬にかわつたのかどうか、とにかく馬の耳に念仏といひますか、そういう形において、どんな馬よりも牛が伸びてきたときに、今度は牛が「モー」とも鳴くことができなくなつてきたことは、私はこういう問題に対して、もう少し農政を担当している当局は、特に私は大臣より局長級の人、もう少しふんどうしを極めて、責任を持つてもらわなくちゃ困ると思うのですが、私に対する答弁だけじゃなく、農林大臣、この機会に農林官僚に対してもっと手きびしい私は一つの監督をやつてもらいたいと思ふんです。こんなことじゃ安心できませんよ。大問題ですよ、これは。

○国務大臣(赤城宗徳君) 私も、実際の責任者として畜産の問題、飼料の問題等に直面いたしまして、お話のようなことを痛感いたしております。まだ、事務当局も先ほど申し上げましたように、店開きが最近のような情勢で、いろいろな面で欠陥といひますか、十分行なつておられない面が相当あると私も思ひます。でありますので、私はこの国会には間に合はないと思ひますが、来年までには畜産関係等にも根本的に再検討を加えて、ほんとうにいい政策といひますか、方針を打ち立てるよう、事務当局にも命じておられます。それができない場合におきましては、御注意の点等におきましては、しかも頭に入れて行政を進めていきたい、こういうふうに考えております。

○戸叶武君 やはり日本農業の転換期におきまして、私は一番問題なのは、赤城さんが直感するように、金融の問題と、もう一つは、私は畜産の面における格差の問題、飼料の問題、こういう問題が非常に大きな問題だと感じているのであります。日本の農業にとつて私はほんとうに革命的な一つの時代であるといふことを、私たちはほんとうに認識しなければならぬと思ひます。いまの地価の暴騰の傾向にしても、ちょうど十九世紀末におけるイギリスでこの土地問題を中心として、アーサー・ペンターやその他から土地社会主義がにじみ出たように、やはり大陸からきた剰余価値説よりも社会的関係の変化によつて不労所得といふものを、どうこれに対処していくかという問題が、政治の面で問題になりつづける。あるときに、農業全体において私は非常に大きな問題といふものが、この立ちあがっている二・八〇程度の経済成長率しかない、他産業の平均から見ると、三分の一にも足りないこの農業といふものをほんとうにささえていくためには、資本主義初期におけるところのフィジオクラットが考へたような、富国強兵主義に基づくところの重農主義とは違ふけれども、この高度成長によつて伸びていく工業なり、あるいは

サービス部門なりと違つて、落ち込んだ農業をどうやって新しい国の新保護政策によつてこれをささえていくかというところが、私は新方式といふものが、農業保護主義といふものが生まれなければならないときだと思ひます。農業問題は、赤城さんも御承知のように、日本だけじゃないのです。資本主義のアメリカにおいても、共産主義のソ連においても、中国においてもおおむね失敗しております。少なくとも非常に苦悩を続けております。ソ連の共産党の争闘史を見ても、おもしろいジノビーイフからブハーリンのあの論争時代を見ても、すべて農業問題に対して私は深刻な争ひが端をなしていると思ひます。いまの中国だつてそうだとおもうのです。しかしいまの日本において池田さんも、赤城さんも当初の選挙のときだけは純真な気持ちで直ちに革命的な政策をやるといふて、選挙になると今度は革新的な政策になる、終わると政局の安定にあぐらをかいてしまつて暫定的にといふぐあいに変つてしまふ。これではほんとうにあらしに対処していけないと思ひます。これは赤城さんあたりがほんとうにふんばつてやらないといふことになるのです。日本におきましては、古代においては、赤城さんのいなかにおいても鹿島と言われるように、シカや豚やイノシシしか住んでいなかった。大陸から騎馬民族が入つて初めて統一国ができた。シカが馬に追い飛はされたといふばかな話が昔はあつた。今度は馬が牛に追いつまわされて、ばか以上のほんとうに愛な時代が私にはきたと思ひます。こういうときに、ほんとうに私はこの革命的施策でなければ、革命といふことは

は政權移動だけじゃないのです。生活の上における、生産の上における変化が一番大きな革命だと思ひます。その上に私は一つの政治的な変化といふのは誘導されるのだと思ひます。どうぞ鶏の問題だ、牛の問題だ、豚の問題だといふふうにあまりばかにしないで、こういう問題に対して、もつと私は農林省全体が昔はとにかく米の品種改良さえやつておれば、農林省の役人は済んでいいた時代があつたかも知れませんが、そんなとんな時代は過ぎ去つた。今日政府がこういうふうに出しているけれども、その基調をなすものは、日本の農業革命の一つの流れだと思ひます。流れに沿うたやうに農業政策の施策といふものが躍動しない、こんなマンネリで、どじばかり踏んでおつたのでは、私はとてもこの日本の農政の貧困の中に日本自身が私は埋没していかなくちゃならないと思ひます。どうかその悲劇を打開するため、もつと正確な実態を把握して、そしてこれに対する具体的な対処をしていただくことを、特に赤城農林大臣にお願ひします。赤城農林大臣にこれも少し悪口を言ひ過ぎるのですけれども、私は時の権勢家にしか悪口は言えない。田中正造以来時の権勢に当たつていく野党精神といふものが熾烈なものがないければ、政治の中に愛情が生まれてこない。われわれは世の中に、おいて気遣ひ扱いをされてもいいから、ほんとうのことをやはり伝達するものがなければいけません。そのことが済んでしまふのじゃないか、その悲願の上に立つておるのですから、どうか単なる悪口とは聞かないで、私はもつと日本の農政といふものにまともにあつた時代から取組んでいってほしいといふことを要請します。農林大臣の御決意を承ります。

○国務大臣(赤城宗徳君) すべて意あつて策定されることを反省しているような次第でございますが、御趣旨まことにそのとおりと私も痛感いたしております。

○高山恒雄君 私はわずかな時間お借りして質問したいと思ひますが、この農業改良資金の助成の問題に関連して私がお聞きしたいのは、この農業構造改革からくる補助的な改善をやつていくといふことで出ておりますが、私がひとつお聞きしたいのは、農業経営を奨励するといふことで、その方針を立てておられますが、国としては、一体日本の耕作地等を含めて、農業の人口といふものはどのぐらいと押えて自立の経営といふものができるのか、個々の農業そのものに自立経営といふことを考へるならば、まず政府として日本の農地に対する自立経営をするためには、どのぐらいの一体農業人口が要るんだ、こういう面を、ひとつわかつておればお知らせ願ひたいと思ひます。

○国務大臣(赤城宗徳君) どのぐらいの人口であつたほうがいいのか、形式的にはそれは出ると思ひます。二町五反に平均をやつていくのならば、何万戸とか就業人口とすれば、二〇%とかあるいは二五%でやつていけるといふようなことであらうといふような計算上は出ると思ひます。どこの国でも、初めから計算して減らしたといふわけでもなく、歴史的に減つてきて、その減つた人口で経営をしているとい

うのが現状だと思っています。でござい
すから、いま直ちにどれだけの人口で
やっていくのだということを申し上げ
るわけにはまいりませんけれども、少
ない人口によってやっていけるという
限度はどの程度かということだろうと
思いますけれども、もう少し検討して
からお答えさせていただきたいと思
います。

○高山恒雄君 いや、私は、やっぱり自立経営の二町五反歩というものを中心にして、大体自立経営のワクの中に入るのじゃないか。一町五反でも、先ほどの酪農だとか、あるいはまた養鶏だとか、いろいろこの選択の拡大をはかれば、できると思うのですよ。しかし、そうした選択の拡大をはかつて、日本の国内需要、輸出も考えて、日本全体から見た耕地に対する一体収容人員は何人か。それが出てこない、私は、いろいろ生活改善をして後継者をつくらうということと四十万人補充しなくちゃいかぬということが出てこないと思うのですね。どこからそれが出たかということを私は疑うのです。

○国務大臣(赤城宗徳君) いまのお話は、資金の、四十五億の資金の問題に関連してでございましたらうか、その金が。

○高山恒雄君 いえそうじゃありません。これからの青年、青年の後継者です。ね、四十万人補足しなくちゃいかぬといふのでしょう。日本は。農業に青年の後継者を四十万人つくる、つまり補充しなくちゃいかぬと、その四十万人を出すには、日本の耕地、あらゆる拡大的な生産をやるにしても、何かその基準がないと、四十万はいと、か三十万がいいとかいうようなことは出な

いと思ひのです。その基準がどこにもないわけですね。何を目標にして四十万人の一体後継者が必要なのか。こういう点が聞きたいのですがね。大臣じゃなくてもいいです。

○政府委員(昌谷孝君) せんだって御説明いたしました資料で、農業人口の補充率を御説明いたしました際、四十万人という数値、おおむね四十万人と

いう数値を分母に使って補充率を説明いたしました、その数値のことだろうと思います。この四十万人と申しますのは、あるべき姿というよりな意味合いがあるように思います。

いての四十万人ではございますが、
で、ただ過去においてずっと長い間日
本の農家戸数はおおむね六百万戸多年
にわたって維持、維持と申しますか継
続してまいったわけですが、

そういつた六百万戸の農家が、継続して将来にわたつて、世代の交代を経ながら六百万戸の農家が将来にわたつて継続していくために必要なあと継ぎの

戸数は、人数は、六百万戸を三十で割った二十万人に、男女一名という意味で二を掛けた四十万人というのを、この問題を論ぜられる、分析される一

つの手法として関係の学者等がお使いになっておられますので、その数値をお目にかけているわけでございまして、これはしたがいでまして、六百万戸

将来にわたって農家戸数が必要ということをおいておけるわけのものはございませんで、ただ、いまのような子弟の残り方からすれば、この補充率を掛けた数値というものは、結局おおむね

ね二割というものは、将来長期にわたって世帯交代の時期を平均して達観してながめれば、三十年で一世帯が交代するということを達観して言えます

から、いまの補充率の状態が今後三十年も続けば現在六百万ある農家の戸数が、その二割程度のおと減ぎしかなくなつて、つまり二割の農家しか、遠い将来にはこういふ補充率が続けば農家が成り立たなくなるだらう、そういふ意味合いの予測と申しますが、現在の評価をそういふふうになさるために使われた一つの資料でございます。

○高山恒雄君　そうなると、たいがい
 そうだろうと私は思っているのです。
 そうしますと、自立経営の方針という
 ものは、政府は個々のいわゆる農業就

業者にはそれを指導しているわけですね。ところが政府自体が日本の耕地に對してどのくらい人口が、あの農業労働力が必要だということがもつと具本的に出てこなければ、自立経済とい

うような方針にならないと思うのですね。六百万戸を中心にして、従来の数字の男女の比率をもつて四十万人後継者が必要だという、こういう出方で、

これが五百になり、三百になり、また
そういうふうにするつもりで政府は信
託方法を考え、譲渡方法を考え、いろ
んな方法を総合的に考えているわけで

すね 人員だけは、依然として昔のま
まの四十万人、後継者をどうしても必
要とするのだ、こういう数字を一応出
しておられるわけだ。ところが、その

四十万人に對比して、皆さん方の比較された今日の実態を見ると、各都道府県で、北海道を除いたほかはほとんど三%か、五%しかとどまっていなくて、すね、青年が。こういう点をどうい

ふうにお考えになっているのか。実際にはそれだけ必要だと、いまの現在では必要だとお考えになっているのでしょうか。実際には三%か、四%。特

に一町以下の比率を見ても、一割いかにいんですからね、農村にとどまる青年は……。これはもう全く不安な状態だと私は思うのですよ、どういふふうに考え……。

○政府委員(昌谷孝君) ただいまお話し
いたしましたように、四十万人の後継
者を分母として補充率を出しております
ことは、特に四十万人を確保いたし

たいとか、あるいは確保する目標が四十万人というようなつもりで用いている数値ではございません。したがって私どもがいろんな後継者対策等

將來にわたつて維持できるための數としての四十万を政策の一つの對象、あるいは政策上の目標というようなふう
に考へます場合も、別段六百万戸か
こ使つてゐるわけではございません。

ただ、では積極的にどの程度を目ざしているかということになりますと、これはまだ非常に技術の段階も、生活水準等も時代の進展とともに変わるわけ

でございます。固定的にそういった目標数値を置くことは、あまりにも大胆な予測に過ぎまして、私どもとしてもしかるべきよりどころを持った数値と

して、そういうものを申し上げられる段階ではないように考えております。補充率の問題でございますが、資料の補足的な御説明を兼ねて申し上げます。

ていただきますと、各府県別の補充率を出しておりますが、全体では三十八年三月末における新卒者の動向からくる補充率は、中卒、高卒を含わせまして男女合計いたしました補充率という

形でとらえますと、二二・四％というのが全国の数値でございます。つまり先ほどの説明で申さば、三十年間こういう状態が続けば、日本の農家戸数は

百二十万、この面からすれば百二十万戸にしか保てないのではなからうかと、いうことを一応推測するに足る資料と、いう意味でございます。三%とか、六%とか申しますのは、その中で高校

卒の人たちが、高校卒で農業に踏みとどまって後継者として残された人たちの数を、別に高校卒業者だけで、四十万人で割りますと、高校卒の人たちが

けの補充率は全国平均で六・四、したがって高校卒のレベルの人で、将来こ
ういう状態が続けば、農家戸数は三十
六万戸程度しかなくなるのではなから

「高山国准旨 いや、その点はこの髪
うかというのを、非常に大胆に言え
ばそういうふうにこれを使えば使える
資料ということに相なるかと思いま
す。」

す。男女の平均をとれば、あんたのおっしやるとおり。しかし農業の中心をこれからやろうとすれば、やはり高

卒の問題が中心になるのじゃないですか、後継者ということになれば。特にあなたはいま三十六万戸というようなことを、理想的なことをおっしゃった

ようですが、そういう状態からいえば、いま生活改善資金なり、あるいは家事共同化の問題ですね、こういう問題をとり上げておられますが、これで

一體とのくらしいのそけういふ後継者となる人をとどめる自信があるのか、どのくらいが一体とどまるのか、こういふことをやつてふえてくると考えておられるのか、見大雅寺とあまり変らぬといふ

○政府委員（昌谷孝君） 農業改良資金は、しばしば申し上げますとおり、農

業改良普及事業あるいは生活改善普及事業の活動の中の補助手段として、改良普及事業なり生活改善事業がより活発に円滑に農家に行き届きますようにという趣旨で持つておる制度でございます。したがって、と申しますか、私どもとしては、こへ計上いたしました数値が、金額が何戸に適用になるから、そこでその行政効果としてはどういふふうになるというふうな計量的な目標を定めて設定した資金ワクではございませぬ。したがって、これから直ちに何人の後継者がいままでも以上にプラスして残るかとか、配偶者がより何名得られやすくなるか、そういう計量的な観点からの資金ワクの設定はいたしませんでしたので、そういう観点からは申し上げられませんが、やはりいま各地でこういった問題が、有能な後継者を農村で維持し、また配偶者を確保していくためにこういう配慮が必要だといふようなことが識者の間で言われておりますし、また、そういうことが要望されていることも事実でございます。普及事業が、そういうものを素手で取り上げて説得いたしておりますよりも、やはりこういう具体的な一つの踏み切りのつかない方々に、こういう手段をもって踏み切りをおすすめするといふことが、何と申しまして、自然の成り行きにまかしておくと比較いたしますれば、はるかに積極的な意味合いを持ち得るのではないかと、そういうふうには考えておりますが、しかし計量的な事業効果あるいは計量的な目標を置いての計数をはじいたわけのものではありません。

○高山恒雄君　そうしますと、聞けば聞くほど全く何といえますか、このぐらゐの程度のことをやってあげれば、農村は喜んでやってくれるんだというふうにしよとされないのですか。いや、それで、その目標がないのですか。この事実に、現実はどうかという、ほとんど三ちゃん農業になっておる、三ちゃんどころか二ちゃんになっておるのだというふうなことで最近では言われておるわけですね。そうすると、日本の農業の第一兼業といいますが、それを含めて約三分の二というものはほとんど兼業じゃありませんか。

そこで私は大臣に聞きたいのです。が、いまのようなばく然とした考え方で、将来この青年の後継者を、こういう施策をやるためにこういう行政措置によって救えなければならぬ後継者もふえるのじゃないか、こういうつもりでやったのじゃないか、またそれに対する自信もないようですが、一体、そういうことで現実の足らない農村の実態から見て、しかも第二兼業を含めて三分の二という実態から見ると、一体農業は生産がこれ以上上がるのか、上がらぬのか、能率が上がるのか、上がらぬのか、いわゆる生産が拡大していくのか、いかにののか、こういう点はどうお考えになりますか、これは大臣からひとつ。

○政府委員(昌谷孝君)　私からちょっと前もってではございますが、補足的に答弁させていただきます。

○高山恒雄君　あなたの補足は要らないのだよ。私はあなたに質問したら、あなたはこういう改良助成金を出しても、それがいわゆる後継者がふえるといふことを前提にしているのじゃない、いままでの資料に基づいて、そしてそういうふうな環境をよくする、整理する、こういうことが一つの方法だ、こういうふうなことが一つの方法のわけですね。しかも第二兼業といふものを含めると、日本の農業は三分の二になる。そういう人手不足の中で兼業者といふものが、農業の主体になる人はいないわけですね。だから一体拡大生産ができるのか、できないのか、大臣はこの点をどうお考えになっているのか、ということを聞きたい、できるのか、できないのか。

○国務大臣(赤城宗徳君)　農業就業人口は減っております。しかしながら、他産業との格差というふうな面から見れば、その格差の是正にはなっていない。しかし、生産そのものから言いますならば、生産は進んでいるわけですね。毎年――昨年、一昨年よりも生産そのものは伸びています。ですから、これは縮小生産とか、拡大再生産とかということが適当かどうか、これは非常にテクニクがあらうと思えますが、生産は伸びているのでございますから、兼業農家等があらましても、私は生産は伸びていく、現状では伸びていく、こういうふうに考えております。それが、先ほどお話しのようにどれくらいいつたかどうかという限度といふものを示せといふと、それはこれからいろいろ検討をなお加えてみまないと申しかねますけれども、現状におきましては、生産はあらゆる面で伸びている、全体として伸びている、こういうふうに思っています。

○高山恒雄君　それは何です、成長率から見ると、先ほど戸叶先生が言われたように、三%や四%のそれは能率が上がっていることは私も知っています。しかし、そのことを私は聞いていてはわけじゃない。いまここに新しく予算を組んで、法を改正して拡大的な助成をやろう、こういうことで私に聞いているわけですから、一方には兼業がふえてきた。兼業がふえてきては年寄りにかわってれば、どうしても私は現状維持か、上がったもわずかのものじゃないかと思うのです。農業構造改善をやっておられるという、そういう面から能率が上がるということも多少は言えるでしょう。けれども人からくる面から見ると、一体農業の生産というものは対しては、私は少なくとも政府は三%の基準を立てて予算を組んでいるのだ、五%の基準を立ててやっていると、企画庁がやっているような方法が、私は農林省にあってもいいと思うのですが、それがなっていないと思うのでしよう。だから、上がるとか上がらないとかいわれても、その点はちよつと理解に苦しむのです。

○政府委員(昌谷孝君)　いま御審議をいただいております後継者資金あるいは生活改善資金の資金ポリシーームが、直ちにそういう計量的な成果と結びついていないといふことを申し上げましたこと、いま御指摘の問題とは幾分性質が違ふかと思いますが、農林省と申しますか、現在検討中でございますが、所得倍増計画において、一次産業の十年間の成長を予測したものがございいます。その予測値と、それから基準

年以來、三十七年までの実績的な成果を比較して申し上げてみるのも、あるいはひとつの御説明かと思ひますので申し上げますと、所得倍増計画では、御承知のとおり、四十五年までの年々の所得の伸び、これは所得でございいます。一次産業あるいは農業の所得の伸びの年率を二・九%というふうな予測しております。それに対しては、就業人口、つまり労働力の点では逆に年率二・八%の割合で減少する。その二・八%ずつ減る労働力をもつて年々対前年比二・八%増の生産をになつていくというわけで、目標年次までのいわゆる就業率一人当たりの生産性は五・六%の年率の伸びを示すであろうといふことを当時予測したわけでございます。それに対応いたした最近時点――三十七年でございいます。が、まですの実績値をみますと、一次産業の年々の生産の伸び率は五・一%という成果が上がっております。これに対応いたします就業人口の減少率は、これは予測値と一致をいたしております。二・八%の年率で減少を示しております。したがって、就業率一人当たりの生産性の伸びといたしましては、八・一%という数値が一応実績という形で得られるわけでございます。もちろん、他の二次産業、三次産業等も所得倍増計画で予測をいたしました数値よりもつと早いテンポで伸びておりますから、大臣から先ほどお話がありましたように、比較生産性という観点からは、必ずしも所期の効果を、農業側に有利な効果を上げておりませんけれども、農業それ自体としては、より少ない人口で、より多い生産物を着実にあげる、この姿は、私

○高山恒雄君　それは何です、成長率から見ると、先ほど戸叶先生が言われたように、三%や四%のそれは能率が上がっていることは私も知っています。しかし、そのことを私は聞いていてはわけじゃない。いまここに新しく予算を組んで、法を改正して拡大的な助成をやろう、こういうことで私に聞いているわけですから、一方には兼業がふえてきた。兼業がふえてきては年寄りにかわってれば、どうしても私は現状維持か、上がったもわずかのものじゃないかと思うのです。農業構造改善をやっておられるという、そういう面から能率が上がるということも多少は言えるでしょう。けれども人からくる面から見ると、一体農業の生産というものは対しては、私は少なくとも政府は三%の基準を立てて予算を組んでいるのだ、五%の基準を立ててやっていると、企画庁がやっているような方法が、私は農林省にあってもいいと思うのですが、それがなっていないと思うのでしよう。だから、上がるとか上がらないとかいわれても、その点はちよつと理解に苦しむのです。

○政府委員(昌谷孝君)　いま御審議をいただいております後継者資金あるいは生活改善資金の資金ポリシーームが、直ちにそういう計量的な成果と結びついていないといふことを申し上げましたこと、いま御指摘の問題とは幾分性質が違ふかと思いますが、農林省と申しますか、現在検討中でございますが、所得倍増計画において、一次産業の十年間の成長を予測したものがございいます。その予測値と、それから基準

どもとしては現在中間改定の作業中
ございますけれども、今後及び、将
来にわたってこういうことが可能であ
ると思っております。また、それを可
能にするために、構造改善事業であり
ますとか、その他一般の土地基盤整備
事業、あるいはいまお願いいたしてお
りますような種々の対策を、これを可
能にし、あるいはもつと早いテンポ
で、あるいは農業側にもつと有利なテ
ンポで、こういったことが実現いたし
ますようにということで、現在その方
向を以て、各政策を展開してある
次第でございます。

○安田敏雄君 ちよつと関連して。実
は国民所得増進計画の中間検討を昨年
の十二月に経済審議会の小委員会とし
たわけですね。それによりましてとい
うと、自由化が進んでいき、開放経済の
体制の中で本格的に進んでまいります
という、現在でも相当農産物につい
ては、なしくずし的に非自由化品が
入ってきているわけですね。そういう情
勢を検討したのですが、国内の農産物
についてみまると、牛乳が、加工用原
乳は三十六年度の水準の大体五割から
八割に値が下がる。牛肉が五割から九
割程度に下がる。こういうふうには検
討しているわけですね。場合によると、半
値ぐらになつてしまふかもしれない
という結論を出しております。その中
で、米は特殊性がありますから、大体
三十六年度を基準として八割、九割ぐ
らいの価格に落ちつくだろうという報
告を出しているわけですね。そうしま
す、値段が最悪の場合に半値ぐらにな
つてしまふという、勢いその中か
ら生産量が急速に減少していくとい
ふふうに考えられるわけですね。そうしま

すと、三十六年を基準にして、生産量
は牛肉では三二%から四二%、牛乳が
六二%から六七%、麦は五〇%から
六〇%、米は九二%から九七%、こ
ういふふうには生産が低下してしま
うと、農産物全体として、金額で
二千五百億円から四千七百億円程度に
生産量が減少するということを経済審
議会は検討して報告しているわけ
です。したがって、所得増進の中間のこ
れからの計画を新しく立て直さなけれ
ばならぬというふうな意をにおわして
いるわけでございますが、そうして將
来、農業人口としては、現在の八割程
度になるといふ報告をしているわけ
でございますが、この報告といふ報告
とでは逆なんですよ、生産が伸びると
いう報告とは。この報告をどういふ
うに検討しているかということをお伺
いしたいと思つておられます。

○政府委員(長谷孝君) 経済企画庁の
その作業は、非常に大胆な前提と申し
ますか、実際にそういう影響を計測
することはほとんど不可能に近いこと
だと思つておられます。しかし、
そういうことで、全く計量的にそうい
う検討をしないということでは、か
えって、もの考え方をも考えにくか
うというところで、かなり慎重に断わり
うということ、かなり慎重に断わり
うと、米は特殊なものであるが、いま
の国際価格で、また、いまの国内価格
で、何も特別な人為的な申しませ
ず、政策的な措置を何もとらずに、か
つ、農家の側でもいまのままで、何も
対応策を積極的に講じないで、自然に
と申しますか、自然という以上、む
しろ不自然なのもしれませんが、
も、そういう状態をかりに機械的に
じてみると、国際価格に対応して、

限界生産物から逐次つくらなくなつて
いくという法則がかりにきちんと働く
として、そういういろいろな条件を、
直線的な条件を幾つかおいた上で、非
常に乱暴にはじいてみられたのがその
計測と申しますか、その検討の意味と
いいますか、内容だといふふうに私
どもは承知をいたしております。そこ
では、それはむしろ、したがって、今後の
農業政策の重点が、従来、基本法以來
いろいろ積み上げてまいりましたけれ
ども、なおそういうことを考慮に入
れると、いまのようなスピードと申し
ますか、スケジュールでやつていつた
のでは、なかなか対処がむずかしい場
合も起こり得る。もつと構造改善な
り、あるいは大臣が先ほどおっしゃ
いました農業全体の体質の改善なりと、
もつと真剣に関係者が取り組まなけれ
ば、なかなか容易ならざる事態がくる
であろう、そういうことを警告をする
ためのひとつの非常に乱暴な試算とい
う意味でなされたものといふふうに承
知をいたしております。したがっていま
し、今後、実質的に検討されます政策目
標としての検討ということになります
れば、先ほど申し上げました、かつて
できました所得増進計画をそういつた
最近時点の国際情勢、あるいは国内の
その後の推移等を織り込んで、その所
期の目的なり、あるいは農業、あるい
は第一次産業の生産性をあげていくた
めに、さらに講ずべき手段としてはど
ういふようなものかを考えるべきであ
るかというところを考へる一つの糸口とい
う意味で、こういうふうな見当であ
る、そういう方向で今後検討は行なわ
れていくものといふふうに承知をいた
しております。

○安田敏雄君 しかしこれも経済審議
会で、大胆な結論だと、こう言いま
すけれども、実際に農業構造改善を通
じて選択的拡大の農産物を対象として、
畜産であるとか、酪農であるとか、果
樹だとか、たくさんあげて奨励してい
るわけですね。しかし、それらのもの
はおおむね非自由化品が多いわけ
です。ところが現実には非自由化品がな
しくずしに入ってきているのです。
脱脂粉乳にいたしましても、あるいは
チーズ、バターにいたしましてもその
とおりです。これが本格的な開放経済
化ということの問題になつてくる
。そういう情勢の中で、特に日本が
これから開放経済体制の中で工業国
として発展していくというには、これ
は民間なり、それぞれのところが設備
投資しますという、これは工業製品
をみんなつくるんですよ。既存の労働
力を間合に合わせながら農村からどん
どん労働力を持つてくる、しかも低賃金の
労働力を持つてくる、そういう工業製
品を、今度は工作機械なり、あるいは
その他のものをプラント輸出する、必
ずそれは今度は東南アジアなりアメリ
カなりが、余剰農産物がありますか
ら、勢い日本の中へ農産物どんどん
入ってくるわけですね。そうすると、
農業に大きな危機がくるのは当然わか
るわけですね。そういう情勢の上
に立つておられるわけですね。だから、
政府がこういう結論を出しているわけ
です。政府が自由化されたいところの
脱脂粉乳だとか、そういうバター、
チーズ、こういうものを入れないとい
う施策を、農業基本法の十三条にある
ように強力に講ずるならば、これは固

題は別ですよ。ところが、農業基本法
の十三条に対して何ら忠実に施策をし
ていない。ですからその問題がたくさ
ん出てくるわけですね。私どもの本家
の場合に、干しブドウの場合もそのお
り、今日ジャージー種を農地開発機
械公園で入れたでしょう。盛んに宣伝
やつた。山梨県の知事さんなんとい
うのは、まるで花嫁さんをもつたよう
に宣伝した。農林省も推進した。ところ
が、今度はチーズの半製品が入つてき
てから、ごらんない、八ヶ岳山ろく
の農民は七升や八升しぼつておつて
も、これは政府が奨励してジャージー
種を入れたところがほとんど営業には
なりません。そういう現実の事態があ
る、したがって、ジャージー種はあ
きらめなければならぬ、こういう事態
になつてきているわけですね。単にそ
ういふ抽象的な、あなたの言うこと
ではなくて、現実にはそういうものを踏
まえて、一体生産が伸びるかどうかとい
うことはもつと慎重に考えなければな
らない、こういうふうには思つてお
られます。そこで私は、必ずしもこうい
う国際情勢の中では、はたして政府が考
えているように、生産はこれから伸びて
いくんだ、農業人口が減つても生産は
伸びていくんだと、こういうふうなこ
とにはならぬと思つて。今日、農業基本
法で考へて、所得増進計画の中に二兆
二千億と昭和四十六年までに踏んで
いる。そのうち百万円の粗収入のある農
家を百万戸つくるんだ、こういう基本
目標が構造改善を通じて推進されてい
ますが、金融の問題だつてそうでは
ない、構造改善資金が七十億円も余つ
ているのが現実じゃないですか、借り手
がなく、借りられないのですよ。そ

昭和三十九年四月七日【参議院】
第八号 農林水産委員会会議録第二十二号

ういう中で生産が伸びるなんというより、な、そういう抽象的なことであつて私はならないと思うのです。ですから、もう少し慎重に考えていくべきじゃないか。ただ単に生産が伸びるのだ、生産額は増大して上がつていくのだ、こういうことについては、経済審議会だつて大胆にこんな結論を出せるわけじゃないのです。その点の食い違いをもう少し具体的に、これはきょうでなくてもいいですよ。大臣も慎重に私は考えてほしいと思うわけです。

○国務大臣(赤城宗徳君) いまの経済企画庁の試算というものは、何らの措置もとらない場合における国際競争力を比較したものでございますから、いまの関税なども全部撤廃する、あるいは米などについては、いま価格支持対策で消費者の面もございしますが、千億近くも繰り入れていきます。そういうものの全部をやめてしまつて、国際的なコストを比較するといふと、競争力を比較するといふことになると、米は八〇％程度とか、あるいは牛乳等は半分の五〇％くらいだからして、とても全部取り払つてしまふ競争力として成り立たない現状を試算したものでございますから、それと自由に自由化していくのだ、こういう前提のもとではないことは御承知のとおりだと思います。いまチーズの問題なども出ましたが、これはずっと前にナチュラル・チーズとして自由化してしまつたのが問題でありますけれども、いまの方針としては、再々申し上げておきますように、米とか麦とか、あるいは酪農品、全部こういうものを自由化する気持はないのだ、こういう方針はとつてないわけでありまして、いままでなつて

いなかつたものです。いままでにそういう酪農品のチーズとか、そういうものはございすけれども、そういう面でも何もしなければならぬということになる。しかし、政策は価格支持政策もやつておきますので、関税の政策もやつておきますのでございすから、あるいはまた農政としていろいろな問題もやつておきますので、何にもやらずにおつたならば、そういう形になるという一つの試算でございす。決してそのとおりにいくことを目標として——あるいは捨てるおいたらさういうことになるという一つの試算でございすから、捨てるでないでいろいろな方法をとれば、私は決してさういふいまの試算のようなことには、これは現在もなつておりませんし、将来もなることは全然ない。したがつて、いろいろな政策面から言いますならば、私は生産を伸ばしていける、その初めの所得増進計画のとりのテンポにはいかならないといたしましても、私はやつていけるという見通しはしておるわけでございます。

○安田敏雄君 ちょっと最後に。そこで、実際問題として、入条国移行で、日本が高度経済成長政策の中で、将来、輸出市場というものをますます拡大していけばいくほど自由化といふものはしていかなければならぬ立場に追い込まれるわけですよ、日本がね。これは鉄則なんですよ。そうすると、勢い農産物の輸入といふものは、自由化といふものを認めるを得ないという方向へ行かざるを得ない、現実の問題として。そのところを踏まえて、今後農政については慎重な配慮を特に加えていく必要があるのじゃないかという

ことを私は申し上げておるわけです。その点はひとつ御承知願ひたい、こういうことを申し上げて関連は終わります。

○国務大臣(赤城宗徳君) その点は私も十分慎重に検討していくつもりでございます。日本ばかりではございせん。EEC等におきましても、さういふ問題を相当はらんで検討いたして自由化するし、また自由化も無制限に自由化といふわけじゃございせん。自由化率も相当程度まで来ております。その中でも農産物は慎重に扱わなければならぬ。いまのお話のとおりに私どもも対処していくつもりでございます。

○高山恒雄君 関連。先ほどの私の質問に、人員は減少しつつあるし、成長率は三〇七、八は上がるだろう、こういう大体系の方だろつと思うのです。さうしますと、私が聞きたいのは、一体いまの農業労働人口ですね、これは年齢別、たとえば十年きざみでもよろしい、五年きざみでもよろしいですが、労働の構成を検討したことがあるのか、この点ひとつ、あればいいし、なければいいでもいいです。

○政府委員(昌谷孝君) 統計調査部におきまして、センサスなり、あるいは年々の補充のための農業動向調査なりで、さういふ農業労働者の動向は調査をいたしておりますし、また総理府統計局におきまして労働力調査等におきましても、さういふ方面の調査がございす。それらを見まして、年々の農業就業人口の推移、その他を年次報告等で御報告申し上げておる次第でございます。なおその間の年間の動態につきましましては、統計調査部で農業就労

調査というものをやつております。それによつて年々の動態の把握はいたしておるつもりでございます。

○渡辺勲吉君 関連して。安田委員が取り上げた経済審議会の中間報告、それをひとつ伺いたいのですが、もちろん安田委員が取り上げた中間報告の中の要諦は、あらゆる条件というものを標にしたという前提に立つて試算をしておる、それはもうわれわれも承知をしておるのです。それを昌谷局長は無謀というふうな表現を使われておるが、当然、科学的にさういふ条件を取りはずして試算をすることがなぜ無謀なのか、私はことはじりをつかまえるのではないが、大きなこれは警告と受け取るべきであると思ふのです。実際は安田委員が指摘したように非自由化の自由化が進行されておるといふ現実、さういふ中でこれがはたして無謀と受け取れるかどうか。私はこれは大胆な提案であることは同感でありますけれども、しかし、この中間報告をしっかりと読み取れば、いま政府が農政に對して注いでおるあらゆる施策でも基本的な問題の解決はできない。社会資本の投下が従来よりも一回りも大きいものが農業に投下されなければならぬことが中間報告の答申の最重点の項目になつておる。そこで、私は今国会を最終的に御尋ねをしたのです。ところが、そのときは大臣は、社会資本の投下、特に農業生産基盤への投下がこの国民所得増進計画の中でどれだけの比率を占めて進行してきておるか、これがさらに現状に基づいてどういふ修正をしなければならぬかというところをお尋ねしましたけれども、大臣は、

その比率については何ら明確な答弁をしなかつた。ただ、農業自体の社会資本の投下は計画を上回つて進捗しておるといふ答弁にすぎなかつた。私の伺いたいののは、この国民所得増進計画がスタートを切つて、目標年次四十五年までに全体の社会資本の投下、これが十六兆六千億円を盛つておる中に、農業の生産基盤には一兆円のワクしか出ていない。中間報告では、この一兆円といふものでは諸外国の農業と太刀打ちできるような生産性の高まりといふものが期待できない、その政府による社会資本の投下が、従来よりも一回りも大きいといふことが中間報告の大きな問題になつておる。さういふ点を一体大臣はどう考へるかといふことを私はお伺いをいたしたのであります。この機会に、資料も十分、大臣はその後検討されたと思ひますから、十六兆円のこの国民所得増進計画の中における一兆円という農業生産基盤に対する社会資本、国家資本の導入といふものがきわめて不十分である。一体、農業の近代化を革新的に推進するためには、これはあらためて私は大臣に農業構造改善に關連して、詳細に基本的な方向を伺ひますけれども、いま安田委員が取り上げた中間報告のこの問題に關連をして、一体どう農業の生産基盤には政府はその持てる財政投資を重点的に置くとするのか。その度合いが列国の農業との太刀打ちができる体質改善につながるかどうかのこれはキー・ポイントだと思ふのです。一体、大臣はそこをいかうに中間報告を受け取り、これからの農業施策にどう対処されようとなさるのか。具体的な總体的の社

会資本投下の中で、農業にはどう位置づけようとするのか、この機会に伺いをいたしておきたい。

○国務大臣(赤城宗徳君) 中間報告

は、確かに裸で国際競争力を計算してみただけでございますから、どういふところに力を入れるべきかという方向がそれからわかるわけでございます。しかし、その報告そのものは、先ほど申し上げましたように、何らの施策も施さない場合の報告でございます。一つのこれからの方向づけの示唆になると思います。そこで、社会資本をどれくらいにするのかということでございますけれども、これはいろいろの政策からその試算について考えなくちゃならぬと思います。たとえば、社会資本ばかりでなく、先ほどから申し上げましたように、自由化の場合における関税率の問題とか、あるいは価格の支持対策というような問題等もおのずから出てくるわけでございます。国際的な競争力の弱いもの、高いもの、いろいろあるわけでございます。そういう面が一つの基点でございます。標準の一部分になると思います。でございますから、あの試算から見ても、直ちに社会資本を十六兆のうちどれだけ出したらいいのか、社会資本だけで、公共投資だけで、解決をそのみに求めるべきものではないと思っております。これが大部分だろうと思っておりますが、ほかの政策ともかね合いで立てていくものだと思います。そういう意味におきまして、社会資本をどれくらい、公共投資等を一つの例をとりますならば、その大きな面である土地改良等につきまして、基礎の整備等につきましてどれくらいを必要とするかというところは、この間

質問がありましたけれども、いま申し上げるほどまだ煮詰められていません。これはいすれ中間報告を煮詰めていく上におきまして検討する大きな問題でございますけれども、きょうどれくらい社会資本、公共投資を必要とするか、こゝろいう結論はまだ持っておりません。なお検討中でございます。

○高山恒雄君 いま投資の問題から話

がありましたが、私はさっきからの引き続きですが、私は人員の問題から心配しておるわけです。大体先ほどの就業人口は減ると、したがって能率は上がると、こゝろ言われるんだけれども、いまこゝろ人口の「農業人口補充率の推移」とありますが、大体こゝろに二二%、二八%ですか、中学卒と高校卒と。こゝろいう推移で大体農業は将来いいんだと、こゝろいう確信があるのかどうかですね。その点ひとつ質問したいと思つてます。

○政府委員(昌谷孝君) 最近時点の数字

といたしましては、補充率は、資料に差し上げましたように二二%という数字をこの計算数値は示しておるようでございます。なお、最初に差し上げた資料で、その年次推移を見ていただきますと、昭和二十七、八年ごろまではおおむね補充率という形で見ますと一〇%近い補充率を示しております。それが逐年下がりました、最近では三十四、五年ごろに五〇%を割り、補充率という形で見ますと、一番青少年の農業へ残る方の少なかつたのが昭和三十六年の数値のように思つております。したがって、先ほど申し上げましたように、こゝろいった年々の推移が今後どういふふうに推移するか

というよりなこと、かりに仮定を置きまして、二二%という補充率が三十年間かりに継続してそういう状態が続いたとすれば、農家戸数が二二%しか農家が維持できなくなるというふうになる。学者の方々がお使いになる数値なんでもございますが、私もそれは所得増進計画で自立農家を将来なるべくたくさん、基本法のことはいいえ、できるだけの多くの農家が自立経営となることを農業基本法の一つの目標としたしております。環境条件の許します限りは、所得増進計画が十年後の中間の数値として言っております百万戸という数字がありますが、これもなかなか実現、その簡単なことではなからうと私も思つておりますけれども、しかし、遠い将来の農業の理想をいましては、なるべく多数の自立経営農家が日本においても健全に育ちますというのを私の念願として、諸種の政策をやつておるわけでございます。その意味から申しまして、いまの補充率を好ましいとか好ましくないとかいふふうに、にわかにはこの時点だけをとりえて評価することはさか危険であらうかと思つております。

か。ひとつ知つたら教えてくだされ。私の調べた範囲では十万ずつ減ると思うのですが。将来の農業をどうしようとするのですか、具体策がなくて。○政府委員(昌谷孝君) 私どもが農業基本法で掲げておりますのは、そういう目標でございます。したがって、お説のとおり、何と申しますか、計算上の数値が問題なのではなくて、年々いまの時点でのプロセスがまさに問題だと思つております。したがって、構造改善事業におきまして、その他各種の施策におきまして、できるだけ多くの農家が農業の生産性を上げて、労働の効率の高い、収益性の高い農業を、一歩でも前へ出る施策というものを積み重ねていくのが、結局できるだけ多くの自立経営農家を日本に育てるプロセスそのものだと思います。そこで構造改善事業におきまして、具体的に個別農家の経営規模の拡大というものは、現時点におきましては、構造改善の中でそういうことを村の計画の中へ仕組むということはまだ無理な段階でございます。したがって、具体的には大規模生産、大規模販売というよりな手段を通じて、将来の企業農家、自立的農家が軒でも多く村の中に育つというところが、具体的なプロセスの問題としての私の課題ということになつておるわけでございます。

として出てないわけですよ。むろん二町五反という一つの目標の、そういう農家を百万戸つくろうということだけは出ておりますよ。しかし、しからばそういう百万戸というのがいつ実現するかという過程もあるわけですよ。すると、これから年少労働者、早くいえば就業者、そういう農業をやるという青年や婦人を一体求めようとしたら、これも基準は出ていない、軽率にはまだ言えない、こゝろおっしゃるわけですよ。そうしたら、その過程に、年々減つていく、だから私はこゝろにおけるところの二八%なり、高校が二〇%ですか、それから新中が二七%、こゝろいうぐらゐのいわゆる農業の就業予想ならばいいのかわるか。これも一つの目標もなしに、いつ一体そういうことをやろうとされておるのか、そういう構想なり計画的なものをやろうとされておるか。ただ単に百万戸の二・五ヘクタールを育成強化すればいいんだ、それがために構造改革をやるんだ、あるいは果樹園の奨励をやるんだ、酪農奨励をやるんだ、こゝろいうことでは、これはあまりにも不安定な事態ではないかと思つて。もう一つ私が心配いたしますことは、これは報告書にも出しておられたように、七十一万人の流動労働者がおるといわれるんです、七十一万人といわれる。これが出づばなしになるのか、これが帰つてくるのかどうかという問題も、やっぱり一つのつかみ方によつてとらえておかないとちやいぬと思つてですね。その過程が、もし百万戸の農業が実現するときにいまだ八年先だと、こゝろいうことにするならば、そうして農業

人口は非常に減つてきた、その過程における、それならば一体農業の生産が、人間は減るわ、構造改革は十分でまだないわという過程は、一体その過程の私は生産がプラスになるのか、成長がすぐできるのかできないのか、こういう点を私たちは知りたいわけですよ。こういう点を知らないと、どうもそれを聞いてみても皆さんのほうでは、一つの試案です、それからその考える時期はまだ早いと、こうおっしゃる。ではいつそういうことをお考えになつてやろうとされるのか、そういう点が聞きたい。

○政府委員(昌谷孝君) 倍增計画の中で、農業の数値を検討いたしますときに問題になつた事柄かと思つたのでございまして、私も何と申しますか、計画経済と申しますか、個々の農家の気持を無視してと申しますか、そういう形であるべき案というふうなものを日本の農業に押しつけるというふうな意味合いで倍增計画の数値を予測したことは一回もないわけでございます。で、諸種の政策をよろしきを得れば、また農家の方々がそういう気持で一ふんばりも二ふんばりもしてくださるなら、日本の農業も将来にわたつて、これだけの可能性と申しますか、十年後の中間過程でも自立経営農家といえるようなものが百万戸ぐらゐるべき能力があるのではなからうか、そういう環境条件はありそうだし、そういうものを政策的にも一つの目標としてやつていくんだというのが、所得倍增計画のあの数値の意味合いであつたように私は承知いたしております。したがらいまして、現実には村で農業をおやりになる農家の方々のお気持、それからそ

れを周囲からより立てる諸種の政策のあり方、そういうものがどう推移するかによつてこの問題はいろいろの形をとると思つて。私もどうも、先ほど申し上げたように、十年先のそのういつた数値よりも、年々の、この、あるいは明年の農村における、一歩でも二歩でも前進というのが、結局積み重なつて、自立経営農家を、基本法が言つておられますように、なるべく多数日本に育成をする具体的な道筋なんだらうというふうに考へて、いろいろの施策を講じておるといふわけでございます。必ずしも何と申しますか、計画経済でないといふことと、あるいは少し意味が違ふのかもしれないけれども、そういう意味合いでいろいろの数値を申し上げておられますので、御了承いただきたいと思います。

○高山恒雄君 それは私たちは計画経済を立てるべきだといふことを主張するほうですけれども、政府がそういう計画経済を立てておられるといふことを前提にして私は聞いておるわけではないんですよ。政府は農業基本法に基づいて指導しなくちゃならぬ立場があるんですよ、行政指導の一つとして。それには政府のビジョンがなければいけません。そうして政府はそれに向かつて一体どういう指導をするかといふことを各自自治体に対して指示され、またそれを統一的な農業開発にせなくてはならぬのです。ところが何を聞いても、そのビジョンたるべき一つの目標的なものが政府にないじゃありませんか、農業労働人口の立場から考へてみて、だから雲をつかむような指導をしておられるといつても、これは私は過言じゃないと思つたのです。もししから

ば、その目標だけは百万戸の二・五へクターを中心とした自営農家をつくる、こういうふうな言つておられるが、それは私たちが関知したところじゃないんだ、それは農民が勝手にやるとしますと、しからば、それがいつ実現するかも大体目標もつかないわけですよ。それがもし五年先に実現しなかつた、半分もできなかった、三分の一も可能でなかつた、こういう事態が来たときに、一体私が申し上げるのは、毎年この中高卒が十万人ずつ減るんだから、他の産業は拡大生産をとるためにその人を必要とするんだから、一体そういう事態になつても日本の農業は生産がとれるのか、成長するのか、これが聞きたいのですよ。大臣ひとつこの点、私はお聞きしたいと思つたのですが、その点です、私が心配するのは。

○国務大臣(赤城宗徳君) 計画経済じゃございせんが、一つの見通しあるいは計画性といふものを持つて、その線に沿つて計画を進めていくことはこれは必要だと思つて。でございせんが、何も持つていないわけじゃございせんが、そういう変動期でございまして、そういう目録等につきましてもさらに一そう検討する必要があるかと、こゝろ思つておるわけでございます。そういう検討をあらまししてみまして、人口は減つてくる、いろいろな面で農業の支障も出てきておるが、そういうことで生産は伸びるか伸びないかといふことでございまして、それ、私は現在の人口の減りぐあい、その他耕地面積の減少とか、あるいはいろいろの支障がございまして。しかし、そ

れを克服して、私は総体といたしまして伸びていく、心配はそうない、こゝろ思つております。ただ伸び方が、再々申し上げておきますように、他産業と比較いたしまして、他産業ほどにいかないという弱點はございましてけれども、総生産は一個々の場合は別といふ形にはならぬ、こゝろ思つておる見えております。

○高山恒雄君 私はまあ生産がとれるという政府の回答でありますから、成長率はあるという回答でありますから、杞憂は私だけの心配かと考へるわけ、あまり追及しませんが、私も、私はもつこの高度な成長をするためのその機関ですね、いまの日本の農業地域といふものはどういふ実態かといふことを農林省はつかんでないと思つたのです。たとえば、ここに家事共同化といふことをあげておられます。そしてそれにも助成することにしておられます。これをまずお考えになるなら、共同炊事施設、共同洗たく場の施設、集団住宅に付帯する総合生活施設、こゝろいふものをお考えになつておるんですが、それまでに一体ほんとうに日本の農業の労働実態を見るならば、いま日本ぐらゐの福利施設のおくれ、世界に肩を並べる産業立国としておる、日本が。東京都でもそうじゃないですか。幼稚園は幼稚園の希望者の四割しか入れないじゃないですか。しかも幼稚園が試験制度の状態ですね。そうすると、今度農村にまゐりますと、保育所なんて全然ない地域が多いです。ね。だからこゝろ共同化を進める前に、そういう問題を、これは大臣の管

轄とは違ひますが、少なくとも私は大臣がこの問題を取り上げられて、保育所の建設をやらなくちゃいかぬと思ふ。それはつまり婦人の労働を助ける意味だ、こゝろいふことが私は出てくるはずだと思つたのです。それをまた厚生省がやるべき仕事であつても、農林省がやつたつて決して——それを唱えても決しておかしくないと思つたのです。しかも、いまの保育所を地域の公共団体でやろうとすると、政府が約二〇%、県が一〇%ですか、これじゃ町村ではなかなか建ちません。保育所はなかなかやれません。保育所をいまつくつても、それに対する保育係もなかなかおられません。養成しなくちゃ。こゝろいふ問題をやっぱり農業の一環として、この共同炊事場を設置するとか、あるいはまた洗たく場を設置するとか、こゝろいふ金を出される前に、婦人の労働をもつとたやすくしてやるために、こゝろいふものを現在必要じゃないか。それは何も労働大臣の管轄じゃなくても、労働大臣が協議にかつて、日本はそれをまず進めるべきだ。こゝろいふことも調べたことではないと思つたのです。幼稚園が一番完備しているのは日本では香川県でありまして、八〇%できておられます。その次は兵庫、その次は大阪、東京で四〇%、新潟でたつた一〇%であります。こゝろいふ実態で農村の労働がいかにか今日窮迫しておるかといふ事柄から、その政府がビジョンとしておる百万戸の二・五ヘクターを中心とする自営農家を育成するといふその過程における困難性をどこで克服するか。このくらのことは私はあつてしかるべきだと思ふ。きょう質問しましたけれども、何

らそれをつかむことはできませんが、大臣にお願いしておきたいことは、管轄は違つても、農業が婦人労働の兼業にかわつておるといふ事象から、私は大臣方が十分考へていただきたい。こゝろ希望意見を申し上げて私の質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(赤城宗徳君) 就労人口の不足に対処する方法について御真剣な御意見があつたわけでありまして、その一つとして保育所の問題、私のほう等の例を見ますと非常に普及しておるわけでございますが、幸等において相当やつておるので普及はしつつあると思ひます。しかし、全体として見ますといふと、いまのようなお話と思ひます。そういう面等にはさらに、私のほうの農林省の管轄といふことじやないけれども、農林関係非常に重大な関連がある問題でございますから、厚生あるいは労働各省ともよく話し合つて進めていきたい、こう思つております。

○榎原茂吉君 十分か十五分間お伺ひしたいと思ひます。三つぐらい簡単にいたしますから、簡明にお答えいただければけっこうであります。

農林金融、これは申すまでもなく農業あるいは農家の経営の特殊な性格から、農林金融自体も全体の金融の中で特殊な性格と立場があること、これは当然であります。しかし一面、広い意味の金融という観点から見れば、他の一般金融との間にある程度の共通性があり、お互いの間に関連性があるといふこともこれまた当然のことかと思ひます。そういう観点からお伺ひしたい第一点は、日本の経済が非常に高度成長の過程において、従来もときどき景

気の調整、調節といひますか、これが行なわれてきた。現にまたそういう経験なり体験をわれわれは経てきたわけでありまして、それで、経済のそういう面の調整をやる、この調整をやる一つの方法として、常に資金量のある程度の規制と、それから金利の規制といひますが、行なわれるわけでありまして、現に先般、公定歩合が二厘方引き上がったわけでありまして、これは相当の影響を経済の各方面に及ぼしておることは申すまでもないのであります。

特に中小企業面には相当深刻な影響を及ぼしておりますことも、これまで周知の事実であります。そこで、私はその間の事態をよく把握をいたしておらないので大臣に何うのであります。農家経済調査を見ますと、農家の貯金なり、預金等が、系統を活用して農協を通じていく面と、系統以外にいく面とをあらわん二つあるわけでありまして、数字を見ますと、系統以外にいく数字のほうが御承知のように多いのであります。また農家が借り入れまする資金の面も、系統を利用する面——制度金融もそれに合はざるわけでありまして、その面と、それからまた系統金融以外の一般金融、地方銀行なり、相互銀行なり、信用金庫その他から資金を活用しておる数字も相当の数字に上つておることも御承知のとおりであります。したがつて、二厘方公定歩合が上がりまして、非常に金融市場全体に一つの波紋を起しておる現実のこゝろい場合において、過去にもそういう例があつたのであります。農林関係にどういふ影響を及ぼしておるのであるかといふことなのであります。これは農林関係の特殊な事情、

特殊の立場、特殊の性格から見て、それはその影響はないのだといふふうに見ていいの、やはりいろいろの面で影響があるのだと見ていいのかといふ点についての大臣の見方なのであります。私は必ず影響はあると思ひるのであります。たとえば米の流通の資金にいたしましても、これは食糧制度のもとで価格もきまつておりますし、したがつて、流通面におきます資金量のごときも、これははつきりしておるものであります。これは一般経済の過熱であるとか、そうでないとかといふことで影響を受ける筋合いのものではない。しかし、公定歩合の二厘方の変化といふものは、やはりすぐに影響がくるのであります。流通資金におきましても金利は一厘ないし二厘方引き上げられる情勢にあるのであります。農業、あるいは漁業もおそらくそうであるまい。そういう面を取り巻きます金利の動きとか、資金量の動き、そういうものに変化があるであろう、こう思ふのであります。そういう点はどうであらうか、どういふふうに農林当局は見ておられるのであらうかといふことをお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(松岡亮君) 金融引き締めの影響が農林漁業の方面にどういふ形であらわれてくるか、またその深さはどうかといふ御質問かと思ひますが、従来しばしば金融引き締めが行なわれました際に、農林省といつたしまして、その影響をそのつどいろいろと検討してまいつたのであります。しかしながら、いまもお話をいたしましたように、食糧代金の支払いは政府の食糧特別会計から常に円滑に安定して行なわれている。これは非常に農村への資金

源としては大きいものでございます。それから最近におきましては、農協の系統資金が非常に多くなつてまいつております。その結果としまして、直接的な影響は、少なくとも短期の引き締めの場合は、従来顯著にはあらわれていなかったものでございます。ただ同じ系統資金の中におきましても、たとえばコールレートが上がると、系統からコールローンとして系統外に流出する、そういう影響が若干あらわれております。従来、それから漁業関係等につきましては、中小企業の漁業がございまして、その方面には一般の中小企業のように、引き締めの影響がわりあい強く出ています。こゝろい状況だと従来見ておつたのであります。

おそろしく今回の引き締めの影響は、さしあたりは強いものが一般の中小企業のようにあらわれてはまいらないと思ひますけれども、しかし、これが長くなりますと、何らかの形の影響が出てまいる、かように考えております。

○榎原茂吉君 中金なり信連の資金の影響は、これは御説明ではつきりわかるのであります。信連のコールローンに振り向けられる資金はおそらく千億をこしておると思ひます。最近はおそらくまたそれを上回つておるかも知れません。少なくとも千億台に上つておるだらうと思ひます。単協の分が一兆二、三千億あるものであります。もちろん系統に行つておる分もある。そして貸し出されておるものが七、八千億でしようか、その程度。あの単協の貸し出し資金の中で、純粋の農業プロパー以外に相当出ているであらう、これは大体どの程度農業プロパー以外に

単協の資金といふものが、活用といひますか、出ておる、そういうのがわかつておりましたら、それを聞かしてもらいたいと同時に、そういう一般地方銀行なりその他金融機関の資金が非常に引き締まつてきますといふと、勢ひ農協の資金といふものがそういう面に動いていく必然性を持つておるのではないか。つまり、いい悪いを私は言ふわけではございません。実態といふのはどうであらうかといふことをお伺ひしたい。

○政府委員(松岡亮君) 先ほど申し上げたように、コールローンあるいはインター・バンクといふような形の資金が流れ出すことは、しばしば引き締めの際に起こるのであります。それは信連段階以上で多く見られるのでございまして、単協といつたしましては、これはまた農協法の財務基準令で運用されておる資金の二割以内で系統外に貸し出せる、これは関連するたといは森林組合でありますとか、あるいはいろいろな組合形式の農業団体等に貸し出されておるものが多いわけでございます。それからまた銀行預金等になつておる場合があるわけでありまして、この金融引き締めがだんだん強くなつてまいりますと、単協の段階で銀行預金に吸収される例が従来しばしばございました。そのほかにも農村において関連した事業をやつておる人々が農協に借りこくる。こゝろいようなことも起こつてまいるのでございまして、しかし、これは最近においては、そのために農林漁業者自体に強い影響を与えんといふほどの状態ではないと思ひます。

○榎原茂吉君 大きな影響がなければないでけっこうなであります。た

だ、農協の金融上の役割が非常に大きくなつておると思ふのです。純粹の農村地帯におきましては、私はお説の通りに、その問題はないと思ふます。しかし、大きな都市近郊の農協の信用事業は、この性格が相当変わつてきておるのじゃないかと思ふのであります。たとえば、東京あるいは神奈川等大きな町の近くの巨大な農協は何十億という金を擁しております。そういうのがこゝろ金融のある程度調整、規制をやるような場合に、一体どういふ働きを現実にしておるのだからかということに実は関心を持ったのであります。ひとつ今後十分御検討をお願ひしたいと思います。

いま一点、これも当面しております日本の金融上の非常に困難な問題であるけれども、何とかこの際にあつた一つの結論を見出して解決されなければならぬ問題は、これまた大臣よく御承知の歩積み、両建ての問題であります。これは都市銀行といわず地方銀行といわず、信用金庫にいたしましても非常な当面の大問題であります。一体この歩積み、両建てというものがすべて悪いというわけじゃないのです。どういふ判断でいい悪いをきめ、どうしてこれを改善し是正するかということに苦慮しておるのが現実であります。しかし、そのしわというものは現実的に中小企業に非常に強度に現われておることも、これまた御承知のところでありまふ。私のお伺ひしたいのは、主として系統金融関係になるでしょうけれども、あるいは制度金融も若干それに関連を持つてきまふやうが、あるいはいまの改良資金とある程度関連性と影響があるかもわかりません。大

体、農林関係の金融面において歩積み、両建て式な性格のものがあるのではなからうか。私は歩積み、両建てがすべて悪いという考えは持つていないのであります。長年の一つの慣行であり、しきたりであつて、金融上の信用力、いろいろな点からある程度それは是認されておる。ところが度をこえるとか、あるいはそれによつてまた借り手の方が非常に安い金利だけれども、現実にそれらを計算すると、とてつもない高い金利になるというものが、現実にも少なくない。そういう面が農林金融、広い意味の農林金融といふ場合は、そういう面にあるのかないのか。これは系統金融の点から言へば、普通のあれと逆でありまして、組合員から預かつておる金はほとんど定期的な性格のものが多く、しかも貯蓄率を見ますと、貸し付けは貯蓄の半分以上に見当である。非常に何といひますか、普通の金融機関の実態とは違つた実態であります。しかし、そこに相当固定的な定期的な資金というものが系統金融に、ある意味においては寝ておるわけですね。そして今度なかなか金利は安くない。そういう姿において、だから普通の金融機関とはちろん性格が違ふのですけれども、現実には歩積み、両建て式な問題といふものがあるやうな気がするのですけれども、実態を私よく知らない。はたしてそれがあつたのかないのか、そういう点については農林金融の面から言へば心配がないのか、是正すべき事柄があるのかどうかという点を一つお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(松岡亮君) これが判断の点につきましてはともかくといたしまして、事実につきまして、これは私どもも全面的に調査できたわけではございませんが、事実だけについて見ておることを申し上げますと、大体、農業の系統金融においては、歩積み、両建てといわれる性質のものはないと申し上げていいかと思ふのであります。ただ、林業とか漁業関係は、一般の中小企業とやはり同じやうな金融機関に接したておるわけであります。そういう面では考えられるのでございませう。農業系統の機関におきましては、こゝろ例があるかと思ふのであります。たとえば、農林中金が系統外の人に貸し出す場合に、農林債券を、またそれと見合いではなくて、引き受けてもらふという場合があるかと思ふのであります。それから単協におきましては、組合員から当然貯蓄を受け入れ、また貸し出しもやるわけではございませうが、その場合に、できるだけ組合員の貯蓄奨励をやる、それで貯蓄をしてもらへば、それだけ安心して金を貸せるというやうな、實際上、別に見合つて歩積み、両建てが行なわれておるというわけではございませうが、系統組織の性格からいまして利用促進する、系統利用促進するといふやうな形の運営が行なわれておること、これは事実であると言へると思ひます。またそのほかに、系統利用を促進するといふ意味で、できるだけ組合の農機具を買つてほしい、そういう場合に融資をする、こゝろいふやうな組合の本来の性格からくるやうな、これは歩積み、両建てとはおおよそ縁がないと思ひますけれども、似たやうな形のものがあることは事実であると考えております。

○梶原茂嘉君 歩積み、両建てということは自体が、はなはだはつきりないのでありますが、簡単にやはり農林関係において歩積み、両建てはありまふと思ひます。ただ、いまの系統金融の組合組織の協同組合のあり方、あるいは系統組織のあり方からいろいろの行き方はあると思ひます。一面、しかし金融という観点からいいますと、まだそこに問題があり得るわけではございませう。その二つの間に、何と申しまふか、無理があつては、これは将来の金融の観点から問題であらうかと思ひます。できる限り系統組織として貯蓄を集める、しかも、それを系統的に利用していく、これはけつこうであります。しかし、それがものによつて強制的になるということになつてきまふと、ある意味での両建て式な一つの弊害といふものが出てこないとも限らない。私は非常に非常に抽象的でありますけれども、そういう点は、金融というものがある一つの今後の経済のある程度の調整をしていく役割が非常に大きくなつてくると思ひますだけに、ひとつよく御考慮おき願ひたいと思ひます。これは最後に簡単な問題でございませうが、制度金融にいたしまして、それから改良資金のあれにいたしまして、制度的には、有資格者には全部貸し出す、融通し得る道が開かれておると思ひます。ところが現場におきましては、いろいろの環境の条件その他で必ずしもそれが円滑にそういう人々のほうにいかないやうであります。ことに今般、制度金融の資金であるとか、あるいは改良資金が改善されて、新しく生活改善、先ほど来問題の後継者育

成資金等につきましては、相当農村におきましても期待をいたしております。新しい性格の金であります。したがいは、適格な資格のある者について、やはり適正にそれが回るといふふうに私はあるべきだと思ひますし、まあその希望をするわけではあります。地方によりましては、どうもそれが手続の關係とか、あるいはいろいろの条件、取り扱います代行機関ですか、そういうものの考え方で、そういう面にはいかないというふうな点についての懸念といひますか、危惧の念を持つておる向きもあるやうであります。そういうことのないやうに私は希望いたします。御配慮をいただきたいと思います。

○国務大臣(赤城宗徳君) 十分御趣旨のとおり指導いたしたいと思ひます。

○委員長(青田源太郎君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(青田源太郎君) 速記をつけ。それでは、本日はこれをもって散会いたします。

午後五時二十一分散会

四月三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、漁業災害補償法案
一、漁業災害補償法案(衆)

漁業災害補償法案
漁業災害補償法案

目次
第一章 総則(第一条—第三条)
第二章 漁業共済団体の組織及び監督

第一節 總則(第四條—第十一條)

第二節 漁業共済組合

第一款 組合員(第十二條—第二十一條)

第二款 管理(第二十二條—第四十三條)

第三款 設立(第四十四條—第四十九條)

第四款 解散及び清算(第五十條—第六十一條)

第三節 漁業共済組合連合会

第四節 監督(第六十八條—第七十六條)

第三章 漁業共済組合の漁業共済事業

第一節 通則(第七十七條—第一百三三條)

第二節 漁獲共済(第一百四三條—第一百四七條)

第三節 養殖共済(第一百四八條—第一百五二條)

第四節 漁具共済(第一百五三條—第一百五七條)

第四章 漁業共済組合連合会の漁業再共済事業(第一百五八條—第一百六二條)

第五章 漁業共済基金

第一節 總則(第六十四條—第六六條)

第二節 役員等(第六七條—第七一條)

第三節 業務(第七二條—第七六條)

第四節 財務及び會計(第七七條—第八一條)

第五節 監督(第八十九條—第九十條)

第六節 雜則(第九十一條—第九十四條)

第六章 国の助成(第九十五條—第九十六條)

第七章 罰則(第九十七條—第一百零一條)

附則

第一章 總則

(目的)

第一條 この法律は、中小漁業者がその営む漁業につき異常の事象又は不慮の事故によつて受けることのある損失を補てんするため、その協同組織を基礎とする漁業共済団体の行なう漁業災害補償の制度及びその健全かつ円滑な運営を確保するための措置を定めて、中小漁業者の漁業再生産の阻害の防止及び漁業経営の安定に資することを目的とする。

(漁業災害補償の制度)

第二條 漁業災害補償の制度は、漁業共済組合が行なう漁業共済事業及び漁業共済組合連合会が行なう漁業再共済事業により、中小漁業者の相互救済の精神を基調として、その漁獲金額の減少又は養殖水産動植物、養殖施設若しくは漁具に係る損害に關して必要な給付を行なう制度とする。

(定義)

第三條 この法律において「中小漁業者」とは、次に掲げる者をいう。

一 漁業を営む個人

二 漁業を営む漁業協同組合

三 漁業生産組合

四 漁業を営む法人(前二号に掲げる者を除く)であつて、その常時使用する従業者の数が三百人以下であり、かつ、その使用する漁船(漁船法(昭和二十五年法律第七十八号)第二条第一項に規定する漁船をいう。以下同じ)の合計総トン数が千トン(水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十八条第四項の規定により組合員たる資格を有する者を特定の種類の漁業を営む者に限る漁業協同組合の組合員たる法人にあつては、二千トン)以下であるもの

第二章 漁業共済団体の組織及び監督

第一節 總則

(漁業共済団体の目的)

第四條 漁業共済組合及び漁業共済組合連合会(以下「漁業共済団体」と總稱する)は、中小漁業者の協同組織を基礎とする系統団体として、その協同組織を構成する中小漁業者のために、漁業共済事業又は漁業再共済事業を行なうことを目的とする。

(法人格)

第五條 漁業共済団体は、法人とする。

(名称)

第六條 漁業共済団体は、その名称中に「漁業共済組合」又は「漁業共済組合連合会」という文字を用いなければならない。

2 漁業共済団体でない者は、その名称中に「漁業共済組合」又は「漁業共済組合連合会」という文字を用いてはならない。

(地区)

第七條 漁業共済組合(以下「組合」という)の地区は、一の都道府県の区域(特別の事由により農林大臣の承認を受けた場合には、その承認に係る二以上の都道府県の区域)による。

2 漁業共済組合連合会(以下「連合会」という)の地区は、全国の区域による。

(住所)

第八條 漁業共済団体の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(登記)

第九條 漁業共済団体は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。

(事業)

第十條 漁業共済団体は、第四條の目的を達成するため、漁業共済事業又は漁業再共済事業及びこれらに附帯する事業を行なう。

(事業年度)

第十一條 漁業共済団体の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

ただし、設立当初の事業年度は、漁業共済団体の成立の日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

第二節 漁業共済組合

第一款 組合員

(組合員たる資格)

第十二條 組合の組合員たる資格を有する者は、次に掲げる者であつて、組合の地区内に住所を有するものとする。

一 漁業協同組合

二 漁業協同組合連合会

(出資)

第十三條 組合員は、出資一口以上を有しなければならない。

2 出資一口の金額は、一万円とする。

3 出資は、現金をもつて、出資の各口につきその全額を払い込むものとする。

4 組合員は、出資の払込みについて、相殺をもつて組合に對抗することができない。

5 組合員の責任は、その出資額を限度とする。

(持分の譲渡)

第十四條 組合員は、組合の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

2 組合員でない者が持分を譲り受けようとするときは、加入の例によらなければならない。

3 持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

4 組合員は、持分を共有することができない。

(組合の持分取得等の禁止)

第十五條 組合は、組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(議決権)

第十六條 組合員は、各一個の議決権を有する。

二九

項につき、書面又は代理人をもつて議決権を行なうことができる。

3 前項の規定により議決権を行なう者は、出席者とみなす。

4 代理人は、代理権を証する書面を組合に提出しなければならない。

(加入)

第十七条 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒んではならない。

2 組合に加入しようとする者は、定款で定めるところにより、加入につき組合の承認を得て、引受出資口数に應ずる金額を払い込み、又は組合員の持分の全部若しくは一部を承継した時に組合員となる。

(脱退)

第十八条 組合員は、次に掲げる事由によつて脱退する。

一 組合員たる資格の喪失

二 解散

三 除名

2 除名は、定款で定める事由に該当する組合員につき、総会の議決によつてすることができる。この場合には、組合は、その総会の会日の十日前までにその組合員に対してその旨を通知し、かつ、総会で弁明する機会を与えなければならない。

3 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつて組合員に対抗することができない。

第十九条 組合員は、九十日前までに予告して、事業年度の終りにおいて脱退することができる。

(脱退者に対する払い戻し)

第二十条 組合員が脱退したときは、その者は、定款で定めるところにより、その出資額を限度として、その持分の全部又は一部の払い戻しを請求することができる。

2 組合員が脱退した場合において、組合と当該組合員であつた漁業協同組合又は漁業協同組合連合会の組合員又は会員(当該漁業協同組合を含む、他の漁業協同組合又は漁業協同組合連合会の組合員又は会員であるもので農林省令で定めるものを除く。)との間に漁業共済事業に係る共済契約が成立しているときは、当該組合は、農林省令で定める基準に従ひ、定款で定めるところにより、当該共済契約の全部が終了し又は失効する時まで、その脱退した者に対し、前項の払い戻しを停止することができる。

3 第一項の規定による請求権は、脱退の時(前項の規定により払い戻しを停止されたときは、払い戻しを請求することができるようになった時)から二年間行なわれないときは、時効によつて消滅する。

(出資口数の減少)

第二十一条 組合員は、組合の承認を得て、事業年度の終りにおいて、その出資口数を減少することができる。

2 組合員は、前項の規定により出資口数を減少しようとするときは、九十日前までに組合に予告しなければならない。

3 第一項の承認の基準は、出資口数を減少しようとする組合員の組合員又は会員に係る漁業共済事業の利用の状況等に依りて、農林省令で定める基準に従ひ、組合が定款で定めるものとする。

4 第一項の規定による出資口数の減少については、前条第一項及び第三項の規定を準用する。

第二款 管理

(定款に記載すべき事項)

第二十二条 組合の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 地区

四 事務所の所在地

五 組合員たる資格並びに組合員の加入及び脱退に関する規定

六 出資の払込みの方法

七 漁業共済事業の種類

八 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定

九 準備金に関する規定

十 役員の数、職務の分担及び選任に関する規定

十一 公告の方法

(共済規程)

第二十三条 組合は、共済規程をもつて、次に掲げる事項を規定しなければならない。

一 漁業共済事業の細目に関する事項

二 共済掛金に関する事項

三 共済金額に関する事項

四 共済責任に関する事項

五 漁業共済事業の実施の方法に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、共済契約の締結に関する事項その他農林省令で定める事項

2 農林大臣は、模範共済規程例を定めることができる。

(規約)

第二十四条 次に掲げる事項は、定款及び共済規程で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。

一 総会に関する事項

二 業務の執行及び会計に関する事項

三 役員に関する事項

四 組合員に関する事項

五 その他必要な事項

(役員の数及び選任)

第二十五条 組合に、役員として理事及び監事を置く。

2 理事の定数は、五人以上とし、監事の定数は、二人以上とする。

3 役員は、定款で定めるところにより、総会において選任する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において(合併による設立の場合には、設立委員が共同して)選任する。

4 理事の定数の少なくとも五分の三は、組合の組合員たる漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会の理事又は組合の組合員たる漁業協同組合の組合員(准組合員を除くものとし、法人にあつてはその代表者とする。以下この項において同じ。)でなければならない。ただし、設立当時の理事の定数の少なくとも五分の三は、創立総会の開会までに出資の引受けをした漁業協同組合若しくは漁業協同組合

連合会の理事又はその時までに出資の引受けをした漁業協同組合の組合員(合併による設立の場合には、合併に係る組合の組合員たる漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会の理事又は合併に係る組合の組合員たる漁業協同組合の組合員)でなければならない。

(役員の任期)

第二十六条 役員の任期は、三年とする。ただし、定款で三年以内において別段の期間を定めたときは、その期間とする。

2 設立当時の役員の任期は、前項の規定にかかわらず、創立総会において(合併による設立の場合には、設立委員が共同して)定める期間とする。ただし、その期間は、一年をこえてはならない。

3 理事又は監事の全員が欠けたときは、第三十六条又は第七十四条の規定による解任の場合を除き、退任した理事又は監事は、後任者のうち少なくとも一人が就任するまで、なおその職務を行なう。

(役員の実務義務)

第二十七条 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、共済規程、規約及び総会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 役員がその任務を怠つたときは、その役員は、組合に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

3 役員がその職務を行なうにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その役員は、第三者に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

連合会の理事又はその時までに出資の引受けをした漁業協同組合の組合員(合併による設立の場合には、合併に係る組合の組合員たる漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会の理事又は合併に係る組合の組合員たる漁業協同組合の組合員)でなければならない。

(役員の実務義務)

第二十八条 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、共済規程、規約及び総会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 役員がその任務を怠つたときは、その役員は、組合に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

3 役員がその職務を行なうにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その役員は、第三者に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

連合会の理事又はその時までに出資の引受けをした漁業協同組合の組合員(合併による設立の場合には、合併に係る組合の組合員たる漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会の理事又は合併に係る組合の組合員たる漁業協同組合の組合員)でなければならない。

(役員の実務義務)

連合会の理事又はその時までに出資の引受けをした漁業協同組合の組合員(合併による設立の場合には、合併に係る組合の組合員たる漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会の理事又は合併に係る組合の組合員たる漁業協同組合の組合員)でなければならない。

(役員の実務義務)

連合会の理事又はその時までに出資の引受けをした漁業協同組合の組合員(合併による設立の場合には、合併に係る組合の組合員たる漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会の理事又は合併に係る組合の組合員たる漁業協同組合の組合員)でなければならない。

(役員の実務義務)

連合会の理事又はその時までに出資の引受けをした漁業協同組合の組合員(合併による設立の場合には、合併に係る組合の組合員たる漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会の理事又は合併に係る組合の組合員たる漁業協同組合の組合員)でなければならない。

(役員の実務義務)

連合会の理事又はその時までに出資の引受けをした漁業協同組合の組合員(合併による設立の場合には、合併に係る組合の組合員たる漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会の理事又は合併に係る組合の組合員たる漁業協同組合の組合員)でなければならない。

(役員の実務義務)

重要な事項につき、第三十五条第一項に規定する書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、同様とする。

(監事の兼職禁止)

第二十八条 監事は、理事又は組合の使用人と兼ねてはならない。

(理事の自己契約等の禁止)

第二十九条 組合が理事と契約をするときは、監事が組合を代表する。組合の理事との訴訟についても、同様とする。

(総会の招集)

第三十条 理事は、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

2 理事は、必要があると認めるときは、何時でも臨時総会を招集することができる。

第三十一条 組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請求したときは、理事は、その請求のあつた日から二十日以内に総会を招集しなければならない。

第三十二条 理事の職務を行なう者がいないとき、又は前条の請求があつた場合において理事が正当な理由がないのに総会の招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

(組合員に対する通知又は催告)

第三十三条 組合が組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所(その者が別に通知又は催告を受ける場所

を組合に通知したときは、その場所)にあててすれば足りる。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。

3 総会の招集の通知は、その会日の七日前までに、その会議の目的たる事項を示してしなければならない。

(定款その他の書類の備付け及び閲覧)

第三十四条 理事は、定款、共済規程、規約及び総会の議事録を各事務所に、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 組合員名簿には、各組合員について次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 名称及び住所
二 加入の年月日
三 出資口数及び出資各口の取得の年月日

3 組合員及び組合の債権者は、第一項に規定する書類の閲覧を要求することができる。

(決算関係書類の提出、備付け及び閲覧)

第三十五条 理事は、通常総会の会日の七日前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案を監事に提出し、かつ、これらの書類を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 組合員及び組合の債権者は、前項に規定する書類の閲覧を求めることができる。

3 第一項に規定する書類を通常総会に提出するときは、監事の意見書を添附しなければならない。

(役員解任の請求)

第三十六条 組合員は、総組合員の五分の一以上の連署をもつて、その代表者から役員解任を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。ただし、法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、共済規程若しくは規約の違反を理由として解任を請求する場合は、この限りでない。

2 第一項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を組合に提出してしなければならない。

4 第一項の規定による請求があつたときは、理事は、その請求のあつた日から二十日以内に総会を招集し、これを総会の議に付さなければならない。この場合には、第三十二条の規定を準用する。

5 第三項の規定による書面の提出があつたときは、組合は、総会の会日の十日前までに当該請求に係る役員にその書面又はその写しを送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

6 第一項の規定による請求につき、総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その時にその職を失う。

(役員に関する商法等の準用)

第三十七条 役員については、商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百五十四条第三項(取締役と会社との関係)及び第二百五十六条第三項(取締役の任期の特例)の規定を、理事については、民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条第一項(法人の不法行為能力)、第五十二条第二項(理事の業務執行)及び第五十三条から第五十六条まで(理事の代表権等)の規定を、監事については、同法第五十九条(監事の職務)の規定を準用する。この場合において、同法第五十六条中「裁判所」とあるのは、「農林大臣」と読み替へるものとする。

(参事及び会計主任)

第三十八条 組合は、参事及び会計主任を選任し、その主たる事務所又は従たる事務所において、その業務を行なわせることができる。

2 参事及び会計主任の選任及び解任は、理事の過半数によつて決する。

3 参事については、商法第三十八条第一項及び第三項(支配人の代理権)、第三十九条(共同支配人)、第四十一条(支配人の義務)並びに第四十二条(表見支配人)の規定を準用する。

第三十九条 組合員は、総組合員の十分の一以上の同意を得て、理事に対し、参事又は会計主任の解任を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。

3 第一項の規定による請求があつたときは、理事は、当該参事又は会計主任の解任の可否を決しなければならない。

4 理事は、前項の可否を決する日の十日前までに当該参事又は会計主任に対して第二項の書面又はその写しを送付し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

(総会の議決事項)

第四十条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

一 定款の変更
二 共済規程の変更
三 規約の設定、変更及び廃止
四 毎事業年度の事業計画の設定及び変更
五 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案

2 定款又は共済規程の変更は、農林大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

3 前項の認可の申請があつた場合には、第四十七条の規定を準用する。

(総会の議事)

第四十一条 総会の議事は、この法律、定款又は規約に特別の定めがある場合を除き、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

2 議長は、総会において選任する。

3 議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。

(特別の議決)

第四十二条 次に掲げる事項は、総組合員の過半数が出席し、その議

決議の三分の二以上の多数による
議決を必要とする。

- 一 定款の変更
- 二 組合の解散又は合併
- 三 組合員の除名

(総会に關する民法等の準用)

第四十三条 総会については、民法第六十四条(總會の決議事項)及び第六十六条(表決権のない場合)並びに商法第二百四十三条(總會の延期又は執行の決議)及び第二百四十四条(總會の議事録)の規定を準用する。この場合において、民法第六十四条中「第六十二条」とあり、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは、「漁業災害補償法第三十三条第三項」と読み替へるものとする。

第三款 設立

(発起人)

第四十四条 組合を設立するには、その組合員にならうとする五以上の漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が発起人となることを必要とする。

2 発起人は、定款及び共済規程を作成しなければならない。

3 定款には、発起人が署名しなければならない。

(創立總會)

第四十五条 発起人は、定款及び共済規程を作成したときは、これを會議の日時、場所及び議題とともに公告して、創立總會を開かなければならない。

2 前項の規定による公告は、組合員たる資格を有する者に周知させることができるような方法で、会

日の十五日前までにしなければならない。

3 組合の設立に同意した組合員たる資格を有する者(発起人を含む)は、創立總會の開会までに、書面によつて出資の引受けをしなければならない。

4 定款及び共済規程の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立總會の議決によらなければならない。

5 創立總會においては、定款及び共済規程を修正することができる。

6 創立總會の議事は、組合員たる資格を有する者であつてその開会までに、出資の引受けをしたものの過半数が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

7 創立總會については、第十六条、第四十一条第二項及び第三項、民法第六十六条並びに商法第二百四十三条及び第二百四十四条の規定を準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「漁業災害補償法第四十五条第一項」と、同法第二百四十四条第二項中「取締役」とあるのは「発起人」と読み替へるものとする。

(設立の認可の申請)
第四十六条 発起人は、創立總會の終了の後遅滞なく、定款、共済規程及び事業計画を農林大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第四十七条 農林大臣は、前条の認可の申請があつた場合において、

次の各号の一に該当せず、かつ、その事業がその地区に係る中小漁業の事情に應じて総合的にその利益を増進するに足るものであり、あわせてその事業經營が健全に行なわれと認められるときは、設立の認可をしなければならない。

一 設立の手續又は定款、共済規程若しくは事業計画の内容が、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反するとき。

二 定款、共済規程又は事業計画に、虚偽の記載があり、又は記載すべき事項の記載が欠けているとき。

三 組合員たる資格を有する者で出資の引受けをしたものの数が組合員たる資格を有する者の総数の三分の一(農林省令で定める都道府県の区域をその地区とする組合については、四分の一を下らない範囲内において農林省令で定める一定の割合)に達しないとき。

四 地区の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする他の組合が既に成立しているとき。

(理事への事務の引継ぎ)
第四十八条 設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を理事に引き継がなければならない。

2 理事は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、第四十五条第三項の規定による出資の引受けをした者に対し、その出資の払込みをさせなければならない。

(成立の時期)
第四十九条 組合は、主たる事務所所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

第四款 解散及び清算
(解散事由)
第五十条 組合は、次に掲げる事由によつて解散する。

一 總會の議決
二 組合の合併
三 組合の破産
四 第七十四条の規定による解散の命令

2 解散の決議は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 農林大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、第一項第一号の議決の手續が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反しないと認められるときは、前項の認可をしなければならない。

4 組合は、第一項に掲げる事由によるほか、組合員が五人未満になつたことによつて解散する。

5 組合は、前項の規定により解散したときは、解散の日から十五日以内にその旨を農林大臣に届け出なければならない。

(合併の手續)
第五十一条 組合が合併しようとするときは、總會において合併を議決しなければならない。

2 合併は、農林大臣の認可を受けなければならない。

3 前項の認可の申請があつた場合には、第四十七条の規定を準用する。

第五十二条 組合は、合併の議決をしたときは、その議決の日から十五日以内に財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。

2 前項の組合は、同項の期間内に、債権者に対して、異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

3 前項の一定の期間は、三十日を下つてはならない。

第五十三条 債権者が前条第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、組合の合併を承認したものとみなす。

2 債権者が前条第二項の一定の期間内に異議を述べたときは、組合は、弁済をし、若しくは相当の担保を供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。

(新設合併の手續)
第五十四条 合併によつて組合を設立するには、各組合の總會において組合員のうちから選任した設立委員が共同して定款及び共済規程を作成し、その他設立に必要な行為をしなければならない。

2 前項の規定による設立委員の選任については、第四十二条の規定を準用する。

(合併の時期)
第五十五条 組合の合併は、合併後存続する組合又は合併によつて設立する組合が、その主たる事務所所在地において、合併による変

更又は設立の登記をすることによつてその効力を生ずる。

(合併による権利義務の承継)

第五十六條 合併後存続する組合又は合併によつて設立した組合は、合併によつて消滅した組合の権利義務(当該組合がなす行なう事業に關し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

(清算人)

第五十七條 組合が解散したときは、合併及び破産による解散の場合を除いては、理事が、その清算人となる。ただし、總會において他人を選任したときは、この限りでない。

(清算事務)

第五十八條 清算人は、就職の後遅滞なく、組合の財産の状況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作り、財産処分の方法を定め、これを總會に提出してその承認を求めなければならない。

第五十九條 清算人は、組合の債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを組合員に対し、出資口数に応じて分配しなければならない。

2 前項の規定により組合員に分配することができる金額は、その出資額を限度とする。

3 第一項の規定による分配の結果なお残余財産がある場合におけるその財産の処分については、政令で定める。

第六十條 清算事務が終わつたときは、清算人は、遅滞なく、決算報告書を作り、これを總會に提出し

てその承認を求めなければならない。

(民法及び非訟事件手続法の準用)

第六十一條 組合の解散及び清算については、民法第七十三條(清算法人)、第七十五條(裁判所による清算人の選任)、第七十六條(清算人の解任)及び第七十八條から第八十三條まで(清算人の職務権限等)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五條

第二項(法人の解散及び清算の監督の管轄)、第三十六條(検査人の選任)、第三十七條(二)清算人等の報酬)、第三十五條(二十五)第二項及び第三項(意見の聴取等)、第三百三十六條前段(管轄裁判所)、第三百三十七條前段(清算人の選任又は解任の裁判)並びに第三百三十八條(清算人不適格者)の規定を準用する。この場合において、民法第七十五條中「前条」とあるのは、「漁業災害補償法第五十七條」と読み替へるものとする。

第三節 漁業共済組合連合会

(會員たる資格)
第六十二條 連合会の會員たる資格を有する者は、組合とする。

(当然加入)
第六十三條 連合会が成立したときは、組合は、その時にすべて連合会の會員となる。連合会が成立した後組合が成立したときも、同様とする。

2 前項の場合における連合会に対する會員の出資の引受け及び払込みに關し必要な事項は、連合会の設立の発起人となつた會員及びそ

の設立に同意した會員に係るものを除き、農林省令で定める。

(脱退)

第六十四條 組合は、その解散により連合会から脱退する。

(共済規程)

第六十五條 連合会は、共済規程をもつて、次に掲げる事項を規定しなければならない。

- 一 漁業再共済事業の細目に関する事項
- 二 再共済掛金に關する事項
- 三 再共済金額に關する事項
- 四 再共済責任に關する事項
- 五 漁業再共済事業の実施の方法に關する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、農林省令で定める事項

(発起人)
第六十六條 連合会を設立するには、五以上の組合が発起人となることを必要とする。

(準用規定)
第六十七條 連合会の會員に關する事項については、第六十二條から第六十四條までに規定するもののほか、第十三條、第十四條、第十五條、第十六條、第二十條第一項及び第三項並びに第二十一條の規定を準用する。この場合において、第十三條第二項中「一万円」とあるのは、「十万円」と読み替へるものとする。

2 連合会の管理に關する事項については、第六十五條に規定するもののほか、第二十二條及び第二十四條から第四十三條までの規定を準用する。この場合において、第

二十五條第四項中「組合の組合員たる漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会の理事又は組合の組合員たる漁業協同組合の組合員(准組合員を除く)ものとし、法人にあつてはその代表者とする。以下この項において同じ。」とあり、「漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会の理事又はその時までに出資の引受けをした漁業協同組合の組合員」とあるのは、「組合の理事」と読み替へるものとする。

3 連合会の設立に關する事項については、前条に規定するもののほか、第四十四條第二項及び第三項並びに第四十五條から第四十九條までの規定を準用する。この場合において、第四十七條第三号中「数が組合員たる資格を有する者の總数の三分の一(農林省令で定める都道府県の区域をその地区とする組合については、四分の一を下らない範囲内において農林省令で定める一定の割合)に達しない」とあるのは、「地区があわせて十五以上の都道府県の区域を包括することとならない」と読み替へるものとする。

4 連合会の解散及び清算に關する事項については、第五十條及び第五十七條から第六十一條までの規定を準用する。

第四節 監督

(報告の徴収)
第六十八條 農林大臣は、漁業共済団体の業務又は財産の状況に關して監督上必要があると認めるときは、漁業共済団体又は第百一條第一項の規定により組合から事務の

委託を受けた者(以下この節及び第百九十七條第二項において「受託者」という。)から、その業務又は財産の状況に關し必要な報告を徴することができる。ただし、受託者については、その委託された事務の範囲内に限る。

(請求検査)

第六十九條 組合員又は會員が、総組合員又は總會員の十分の一以上の同意を得て、農林大臣に対し、漁業共済団体又は受託者の業務又は会計(受託者については、その委託された事務の範囲内に限る。以下この条、第七十一條及び第七十二條において同じ。)が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、共済規程若しくは規約に違反する疑いがあることを理由として当該漁業共済団体又は受託者の検査を行なうべき旨を請求したときは、農林大臣は、当該漁業共済団体又は受託者の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

(常例検査)
第七十條 農林大臣は、漁業共済団体の業務又は会計の状況につき、毎年一回を常例として検査しなければならない。

(随時検査)
第七十一條 農林大臣は、漁業共済団体又は受託者の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、共済規程若しくは規約に違反する疑いがあると認めるときは、何時でも、その漁業共済団体又は受託者の業務又は会

計の状況を検査することができ
る。

(必要措置命令)

第七十二条 農林大臣は、第六十八
条の規定により報告を徴した場合
又は第六十九条から前条までの規
定により検査を行なつた場合にお
いて、漁業共済団体又は受託者の
業務又は会計が法令、法令に基づ
いて行政庁の処分又は定款、
共済規程若しくは規約に違反する
と認めるときは、当該漁業共済団
体又は当該受託者に事務を委託し
た漁業共済団体に対し、必要な措
置をとるべき旨を命ずることがで
きる。

(監督命令)

第七十三条 農林大臣は、前条の規
定によるほか、漁業共済事業又は
漁業再共済事業を適正円滑に行な
わせるため特に必要があるときは
は、漁業共済団体に対し、業務の
執行方法の変更その他監督上必要
な命令をすることができ。

(役員解任等の命令)

第七十四条 漁業共済団体が前二条
の規定による命令に違反したとき
は、農林大臣は、当該漁業共済団
体の役員を解任し、又は当該漁業
共済団体の解散を命ずることがで
きる。

(議決の取消)

第七十五条 組合員又は役員が、総
組合員又は総会員の十分の一以上
の同意を得て、総会の招集手続又は
議決の方法が法令、法令に基づ
いて行政庁の処分又は定款若
しくは規約に違反することを理由
として、その議決の日から三十日

以内に、その議決の取消しを請求
した場合において、農林大臣は、
その違反の事実があると認めると
きは、当該決議を取り消すことが
できる。

2 創立總會については、前項の規
定を準用する。

(権限の委任)

第七十六条 この節に規定する農林
大臣の権限は、政令で定めるところ
により、その一部を都道府県知
事に行なわせることができる。

第三章 漁業共済組合の漁業
共済事業

第一節 通則

(漁業共済事業の種類)

第七十七条 組合が行なう漁業共済
事業の種類は、次に掲げるとおり
とする。

- 一 漁獲共済
- 二 養殖共済
- 三 漁具共済

(漁業共済事業の内容)

第七十八条 漁獲共済は、被共済者
又はその構成員が営む漁業の共済
責任期間中の操業に係る漁獲金額
又は構成員を通ずる漁獲金額の合
計額が共済限度額に達しない場合
の被共済者又はその構成員の損失
について、被共済者に対し共済金
を交付する事業とする。

2 養殖共済は、被共済者が営む養
殖業に係る養殖水産動植物(養殖
中の水産動植物をいう。以下同
じ。)又は当該養殖水産動植物に係
る養殖施設(水産動植物の養殖の
用に供する施設で当該養殖業を営
む者が所有するものをいう。以下
同じ。)がその養殖中又は供用中に

流失し、損壊した等の場合の被共
済者の損害について、被共済者に
対し共済金を交付する事業とす
る。

3 漁具共済は、被共済者の所有す
る漁具が当該漁具をその用に供す
る漁業の操業中に損壊した等の場
合の被共済者の損害について、被
共済者に対し共済金を交付する事
業とする。

(漁業共済事業の実施)

第七十九条 組合は、政令で定める
ところにより、少なくとも、漁獲
共済及び養殖共済又はそのいずれ
か一の種類の漁業共済事業を行な
わなければならない。

(共済契約の成立)

第八十条 共済契約は、漁獲共済に
あつては第四百四条に規定する種目
ごと、養殖共済にあつては第四百十
四条に規定する養殖業の種類ごと
と、漁具共済にあつては共済目的
の種類たる漁具ごとに、農林省令
で定めるところにより、共済契約
を組合との間に締結することがで
きる者が共済規程で定める申込期
間内に共済規程で定める様式の申
込書を組合に提出して申し込み、
組合がこれを承諾することによつ
て成立する。

2 組合は、第四百四条第二号に掲げ
る漁業に係る共済契約、同条第三
号に掲げる漁業若しくは第四百十
四条第一号に掲げる養殖業に係る共
済契約(農林省令で定めるものに
限る。)又は同条第二号に掲げる養
殖業に係る共済契約については、共
済規程で定めるところにより、前
項の申込みに際し、その申込みを

する者に、当該共済契約に係る共
済掛金に充てるものとして共済規
程で定める金額の申込証拠金を提
供させることができる。

3 前項の申込証拠金の返還、共済
掛金への充當の方法その他精算に
関し必要な事項は、農林省令で定
める。

(共済契約の締結に関する制限)

第八十一条 組合は、共済契約の締
結の申込みがあつた場合におい
て、当該共済契約について、これ
を締結するとすればその共済契約
に係る漁業、養殖水産動植物、養
殖施設又は漁具につき共済事故の
発生する見込みが確実であるこ
と、その他当該共済契約の締結に
よつて漁業共済事業の適正円滑な
運営を阻害することとなるおそれ
がある事由として農林省令で定め
る事由があるときは、当該共済契
約を締結してはならない。

2 組合は、正当な事由がなければ
ば、共済契約の締結を拒んではな
らない。

(共済掛金の支払)

第八十二条 組合と共済契約を締結
した者(以下「共済契約者」とい
う。)は、当該共済契約に係る共済
責任期間の開始日の前日までに、
組合に共済掛金の全額(次項の規
定により分割支払をする場合にあ
つては、その第一回の支払金額)を
支払わなければならない。この場
合において、当該支払期限の五日
前までに共済掛金の金額を確定す
ることができないときは、農林省
令で定める基準に従い共済規程で
定めるところにより組合が定める

その概算金額(次項の規定により
分割支払をする場合にあつては、
その第二回の支払金額)により、
これを支払わなければならない。

2 漁獲共済に係る共済掛金は、農
林省令で定める事由がある場合に
は、分割して支払うことができ
る。

3 第一項の規定による共済掛金の
支払は、当該共済掛金が第九十
五条の規定による補助に係るもの
であるときは、その補助に係る部
分を差し引いて得た金額によつて
すれば足りる。

4 第一項後段の規定により概算金
額をもつて支払つた場合の精算及
び第二項の規定による分割支払に
関し必要な事項は、農林省令で定
める。

5 第一項の規定による共済掛金の
支払をその支払期限までにしない
ときは、当該共済契約は、その効
力を失う。

(共済掛金の相殺の制限)

第八十三条 共済契約者は、組合に
支払うべき共済掛金につき、相殺
をもつて組合に対抗することがで
きない。

(共済証書)

第八十四条 組合は、共済契約者か
ら請求があつたときは、その者に
共済証書を交付しなければならない
い。

2 前項の共済証書に記載すべき事
項は、農林省令で定める。

(通常行なうべき管理等の義務)

第八十五条 被共済者(第四百五条第
一項第一号に掲げる団体にあつ
ては、その構成員を含む。次条第

八十七条、第九十三条第一項第三号から第五号まで及び第百三条において同じ。は、漁獲共済にあつては当該共済契約に係る漁業の漁獲物、養殖共済にあつては当該共済契約に係る共済目的たる養殖水産動植物及び養殖施設、漁具共済にあつては当該共済契約に係る共済目的たる漁具につき、通常行なうべき管理その他損害の防止又は軽減を怠つてはならない。

2 漁獲共済にあつては、被共済者

(第百五十五条第一項第一号ロに掲げる団体にあつては、その構成員。第九十三条第一項第八号において同じ。)

は、前項の規定による義務を遂行するほか、当該共済契約に係る漁業につき、通常の操業を行なえる場合において、通常の中小漁業者の行なう漁獲努力を怠つてはならない。

(損害防止等の処置の指示)

第八十六条 組合は、被共済者に対して、前条第一項に規定する物について、損害の防止又は軽減のため特に必要な処置をすべきことを指示することができる。この場合には、被共済者の負担した費用の全部又は一部は、農林省令で定めるところにより組合の負担とする。

(被共済者の遵守すべき事項)

第八十七条 組合は、被共済者が、帳簿を備えて、当該共済契約に係る漁業についての操業の状況若しくは漁獲物若しくは養殖水産動植物の販売、保管等の状況又は当該共済契約に係る養殖施設若しくは漁具についての供用の状況を記入すべきこと、これらの事項に関し

定期に又は必要のつど組合に通知すべきことその他被共済者の遵守すべき事項として農林省令で定める事項を共済規程において定めることができる。

2 前項の農林省令で定める被共済者の遵守すべき事項は、共済契約に係る漁業、養殖水産動植物、養殖施設又は漁具についての共済事故による損失又は損害を適正に認定するため必要最少限度のものでなければならない。

(申込書記載事項の変更の通知)

第八十八条 被共済者は、第八十条第一項の申込書に記載した事項に変更があつたときは、第九十一条第二項の規定により通知すべき事項を除き、共済規程で定めるところにより、これを組合に通知しなければならない。

(死亡、解散等の場合の権利義務の承継)

第八十九条 被共済者が死亡し、又は合併により解散した場合に於ては、その包括承継人は、農林省令で定める相当の期間内に組合に申出をし、その承諾を得て、被共済者の有していた当該共済契約に基づく権利義務を承継することができる。被共済者が、農林省令で定める方法により、当該共済契約に係る漁業の経営の全部を一体として譲り渡し、又は当該共済契約に係る共済目的たる漁具を譲り渡した場合におけるその譲受人についても、同様とする。

2 組合は、正当な事由がなければ、前項の承諾を拒んではならない。

(死亡、解散等の場合の共済契約の失効)

第九十条 前条第一項に規定する場合において、同項に規定する包括承継人若しくは譲受人が同項に規定する期間内に同項の申出をしなかつたとき、若しくはその申出をしたが同項の承諾を得られなかつたとき、又は同項に規定する場合以外の場合であつて被共済者から当該共済契約に係る漁業の経営の全部若しくは一部若しくは当該共済契約に係る共済目的たる漁具の譲渡があつたときは、当該共済契約は、当該承継の時にその効力を失う。

2 前項の規定により共済契約がその効力を失つたときは、当該共済契約に係る共済契約者又はその承継人は、農林省令で定めるところにより、組合に対し、当該共済契約に係る共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分の全部又は一部の払いもどしを請求することができる。

(共済契約の解除)

第九十一条 組合は、共済契約に係る漁業、養殖水産動植物、養殖施設又は漁具につき、基本的な操業、管理又は供用の条件又は方法の変更で共済規程で定めるものがあつたことにより危険が著しく変更し又は増加したときは、当該共済契約を解除することができる。この場合には、その解除は、将来に向つてのみその効力を生ずる。

2 被共済者は、当該共済契約に係る漁業、養殖水産動植物、養殖施設又は漁具につき、前項に規定す

る操業、管理又は供用の条件又は方法の変更があつたときは、遅滞なく、これを組合に通知しなければならない。

3 第一項の規定による共済契約の解除は、組合が前項の規定による通知を受け又は第一項に規定する操業、管理又は供用の条件又は方法の変更があつたことを知つた日から三十日を経過したときは、することができる。

4 被共済者は、第一項の規定による共済契約の解除があつた場合において、当該操業、管理又は供用の条件又は方法の変更が当該被共済者(第百五十五条第一項第一号ロに掲げる団体にあつては、その構成員を含む。)の責めに帰することができない事由によるときは、農林省令で定めるところにより、組合に対し、当該共済契約に係る共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分の全部又は一部の払いもどしを請求することができる。

(解散による共済契約の失効)

第九十二条 組合が解散したときは、合併の場合を除いては、共済契約は、その効力を失う。

2 前項の場合には、組合は、農林省令で定めるところにより、共済契約に係る共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分の全部又は一部の払いもどしを請求しなければならない。

(免責事由)

第九十三条 次に掲げる場合には、組合は、共済金の全部又は一部につき、支払の責めを免れることができる。

一 共済契約者が、悪意又は重大な過失によつて第八十条第一項の申込書に不実の記載をしたとき。

二 共済契約者が、正当な理由がないのに、第八十二条第一項後段の規定により共済掛金を同項の場合におけるその精算金の支払又は同条第二項の規定により共済掛金の分割支払をする場合におけるその第二回以降の支払金額の支払を遅滞したとき。

三 被共済者が、第八十五条の規定による義務を有する場合においてその義務を怠つたとき。

四 被共済者が、第八十六条前段の規定による指示に従わなかつたとき。

五 被共済者が、第八十七条第一項の規定により共済規程で定められる被共済者の遵守すべき事項を遵守しなかつたとき。

六 被共済者が、第八十八条の規定による通知をすべき事項のうち共済規程で定める重要事項に係る部分につき、通知をすべき場合において、その通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によつて不実の通知をしたとき。

七 被共済者が、第九十一条第二項の規定又は第百二条において準用する商法第六百五十八条の規定により通知をすべき場合において、その通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によつて不実の通知をしたとき。

八 漁獲共済において、共済契約に係る漁業につき第九十一条第一項に規定する操業の条件又は方法の変更による危険の著しい変更又は増加があつた場合以外の場合であつて、被共済者が漁船の損傷その他共済規程で定める事由により通じて共済規程で定める日数以上操業することができなかつたとき。

九 その他政令で定める特別の事由があるとき。

2 農林大臣は、必要があるときは、組合が前項の規定により支払を免れることができる共済金の金額並びに同項第八号の規定により共済規程で定める事由及び日数に關し必要な準則を定めることができる。

第九十四条 組合は、農林省令で定めるところにより、共済金の金額が少額であつて農林省令で定める金額に達しないときは、その支払の責めを負わない。

(共済金の金額の削減)
第九十五条 組合は、共済金の支払に不足を生ずるときは、農林省令で定めるところにより共済金の金額を削減することができる。

2 組合が前項の規定により共済金の金額を削減する場合において、その支払共済金の金額は、連合会から支払を受ける再共済金の金額を下るものであつてはならない。

(共済掛金等に関する権利の消滅時効)
第九十六条 共済掛金の支払を受け、又はその返還若しくは払いも

どしを受ける権利及び共済金の支払を受け、又はその返還を受ける権利は、三年間これを行なわなければならないときは、時効によつて消滅する。

(区分経理)
第九十七条 組合は、その会計を農林省令で定める勘定区分ごとに経理しなければならない。

(責任準備金の積立て)
第九十八条 組合は、毎事業年度の終りに於て存する共済責任につき、農林省令で定めるところにより、責任準備金を積み立てなければならぬ。

(準備金の積立て)
第九十九条 組合は、毎事業年度の剰余金の全部を準備金として積み立てなければならぬ。

2 前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、これを取りくずしてはならない。

(財務についての農林省令への委任)
第一百条 前三条に規定するものは、組合がその財務を適正に処理するために従わなければならない準則は、農林省令で定める。

第二百一条 組合は、共済規程で定めるところにより、その行なう漁業共済事業に係る事務のうち、共済契約の申込書の受理、漁獲物の販売金額の調査その他農林省令で定める事項に係るものを漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に委託することができる。

わらず、前項の規定による委託を受け、同項に規定する事務を行なうことができる。

(商法の準用)
第二百二条 組合の漁業共済事業については、商法第六百四十二条(事故発生等の確定による契約の無効)、第六百四十三条(契約の無効の効果)、第六百五十八条(保険契約者等の通知義務)及び第六百六十二条(第三者に対する権利の取得)の規定を準用する。

(特別の場合の措置)
第二百三条 この章に規定するものは、組合が行なう漁業共済事業の適正円滑な運営を確保し、及び被共済者の当該漁業共済事業による利益を増進するため特に必要がある事項については、その必要の範囲内において、政令で、組合又は被共済者(被共済者となる者を含む)が遵守すべき準則を定めることができる。

第二百四條 漁獲共済は、次に掲げる漁業につき行なうものとし、その種目は、その対象とする漁業の種類により第一号に掲げる漁業の各種類、第二号に掲げる漁業及び第三号に掲げる漁業の各種類ごとに区分する。

一 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六條第四項第一号の第一種区画漁業(そだを敷設する等簡易な方法により営むものに限る。)、同項第三号の第三種区画漁業及び共同漁業権

に基づく同条第五項第一号の第一種共同漁業(以下この条において「区画漁業等」と総称する。)であつて、政令で定めるもの

二 総トン数十トン未満の漁船により行なう漁業(区画漁業等及び政令で定めるものを除く。)

三 区画漁業等、前号に掲げる漁業及び第九十四条に掲げる漁業以外の漁業であつて、政令で定めるもの

(被共済者の資格)
第二百五条 漁獲共済の被共済者たる資格を有する者(以下この節において「被共済資格者」という。)は、漁獲共済の種目ごとに、次に掲げるとおりとする。

一 前条第一号に掲げる漁業に属する漁業に係る種目の漁獲共済にあつては、次に掲げるもの

イ 当該種目に係る漁業を営む組合員

ロ 組合員の直接の構成員で政令で定めるところにより都道府県知事が水面を分けて定める一定の水域内において当該種目に係る漁業を営む中小漁業者の全員をその構成員の全部とし、共済掛金の分担及び共済金の配分の方法、代表者、代表権の範囲等農林省令で定める事項について農林省令で定める基準に従つた規約を有する団体

二 前条第二号又は第三号に掲げる漁業に属する漁業に係る種目の漁獲共済にあつては、当該種目に係る漁業を営む組合員又は

組合員の直接の構成員たる中小漁業者

2 漁獲共済に係る共済契約の成立によつて被共済者となつた者は、被共済資格者でなくなつた場合には、被共済資格者とみなす。

(共済契約者に関する制限)
第二百六条 漁獲共済に係る共済契約を組合との間に締結することができる者は、漁獲共済の種目ごとに、当該種目に係る被共済資格者で当該共済契約の成立によつて被共済者となるものに限るものとする。

(共済契約の締結の制限)
第二百七条 一の漁業単位につき漁獲共済に係る共済契約を締結している者は、その漁業単位については、当該共済契約に係る共済責任期間の全部又は一部をその共済責任期間の全部又は一部とする他の共済契約を締結することができない。

第二百八条 第二百四條第二号に掲げる漁業に係る種目の漁獲共済については、政令で定めるところにより都道府県知事がその区域を分けて定める区域ごとに、農林省令で定めるところにより、総トン数一ト

ン以上の動力漁船により当該漁業を営む被共済資格者のうち当該区域内に住所を有するものの二分の一以上の者からの当該漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みがある場合でなければ、組合は、当該区域内に住所又は漁業根拠地を有する同号に掲げる漁業を営む被共済資格者と、当該漁獲共済に係る

漁業に係る共済契約の締結の申込みがある場合でなければ、組合は、当該区域内に住所又は漁業根拠地を有する同号に掲げる漁業を営む被共済資格者と、当該漁獲共済に係る

共済契約を締結することができない。

2 前項に規定する漁獲共済については、同項の規定によるほか、一の共済契約により、被共済者となる者の営む第百四条第二号に掲げる漁業のすべてが一体として当該共済に付されることとなる場合でなければ、組合は、その者と当該漁獲共済に係る共済契約を締結することができない。

(共済責任期間)

第百九条 漁獲共済の共済責任期間は、漁獲共済の種目ごとに、農林省令で定めるところにより、当該種目に係る漁業の漁業時期（周年操業をするものについては一年間とし、第百四条第一号に掲げる漁業についてはその漁業の目的である水産動植物の成育期間を含むものとする。）を基準として、共済規程で定める期間とする。

2 第百四条第二号に掲げる漁業に係る種目の漁獲共済についての共済責任期間は、前条第一項の都道府県知事の定める区域ごとに単一となるように定めなければならない。

(共済金額)

第百十條 漁獲共済の共済金額は、共済限度額をこえない範囲内において、共済規程で定めるところにより、共済契約で定める金額とする。

2 前項の規定により共済金額を定める場合において、漁獲共済の種目のうち必要があると認めるものについて農林大臣があらかじめ共済金額の最高限度を定めていると

きは、その限度をこえて定めることができない。

3 第百四条第二号に掲げる漁業に係る種目の漁獲共済についての共済金額は、前二項の規定によるほか、政令で定める金額を下つて定めることができない。

(共済限度額)

第百十一條 前条第一項の共済限度額は、共済契約ごとに、政令で定めるところにより、当該被共済資格者の営む当該漁業の過去一定年間の操業に係る漁獲金額（第百四条第一号に掲げる漁業に係る種目の漁獲共済については、被共済資格者が第百五条第一項第一号ロに掲げる団体であるときは、その構成員のすべてを通ずる当該漁業の過去一定年間の操業に係る漁獲金額の合計額。以下この項において同じ。）を基準とし、当該被共済資格者の当該漁業に係る経営事情、当該被共済資格者と当該漁業に關し近似する事情の存する当該種目の漁獲共済の他の被共済資格者（以下この項において「近似被共済資格者」という。）の営む当該漁業の過去一定年間の操業に係る漁獲金額その他当該地域における漁業事情を勘案して組合が定める金額（以下「基準漁獲金額」という。）に、百分の九十をこえない範囲内において当該被共済資格者又は近似被共済資格者の営む当該漁業の過去一定年間の操業に係る漁獲金額の年ごとの変動の態様に応じて農林省令で定める割合（以下「限度額率」という。）を乗じて得た金額とする。

2 前項の規定により共済限度額を定める場合における同項の漁獲金額は、当該漁業の操業に係る漁獲物による収入金額（農林省令で定めるところにより収入とみなされるものの金額を含む。）として、農林省令で定める基準に従い組合が認定する金額によるものとする。

(純共済掛金率)

第百十二條 漁獲共済の純共済掛金率は、被共済資格者に係る基準漁獲金額、限度額率その他危険の程度を区分する要因となる事項で農林大臣の定めるものに應ずる次項の危険階級に係る同項の基準共済掛金率を下らない範囲内において、組合が共済規程で定める割合とする。

2 農林大臣は、漁獲共済につき、基準漁獲金額、限度額率その他前項の農林大臣の定める事項に應じて危険階級を区分し、その区分ごとに基準共済掛金率を定めなければならない。

(共済金)
第百十三條 漁獲共済の共済金は、共済契約ごとに、当該被共済資格者の営む当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額（第百四条第一号に掲げる漁業に係る種目の漁獲共済については、被共済資格者が第百五条第一項第一号ロに掲げる団体であるときは、その構成員のすべてを通ずる当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額の合計額。以下この項において同じ。）がその共済限度額に達しない場合に支払うものとし、共済金の金額は、その共済限度額から当該被共

済者が営む当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額を差し引いて得た金額に、その金額の共済限度額に対する割合に応じて農林省令で定める割合を乗じ、これにさらに共済金額の共済限度額に対する割合を乗じて得た金額とする。

令で定める事故とする。

(被共済者の資格)

第百十六條 養殖共済の被共済者たる資格を有する者（以下この節において「被共済資格者」という。）は、養殖共済の対象とする養殖業の種目に應じ、第百十四條第一号に掲げる養殖業に属するものにあつては当該養殖業を営む中小漁業者であつて組合員又は組合員の直接の構成員であるもの、同条第二号に掲げる養殖業に属するものにあつては組合の地区に係る地先水面において当該養殖業を営む者とする。

2 養殖共済に係る共済契約の成立によつて被共済者となつた者については、第百五条第二項の規定を準用する。

(共済契約者の制限)

第百十七條 養殖共済に係る共済契約を組合との間に締結することができる者は、対象とする養殖業の種目ごとに、当該種目の養殖業に係る養殖共済の被共済資格者で当該共済契約の成立によつて被共済者となるものに限るものとする。

2 前号に掲げる養殖業以外の養殖業であつて、政令で定めるものの

一 土、石、竹、木等によつて囲まれた一定の区域内において営む養殖業であつて、政令で定め

るもの
二 前号に掲げる養殖業以外の養殖業であつて、政令で定めるもの
(共済目的及び共済事故)
第百十五條 養殖共済の共済目的は、養殖水産動植物及び養殖施設であつて、政令で定めるものとする。

2 養殖共済の共済事故は、養殖水産動植物にあつてはその養殖中における死亡、発芽不良、滅失、流失及び逃亡並びにこれらに準ずるものとして政令で定める事故、養殖施設にあつてはその供用中における損壊（農林省令で定める程度のものに限る）、滅失及び流失並びにこれらに準ずるものとして政

令で定める事故とする。

(被共済者の資格)

第百十六條 養殖共済の被共済者たる資格を有する者（以下この節において「被共済資格者」という。）は、養殖共済の対象とする養殖業の種目に應じ、第百十四條第一号に掲げる養殖業に属するものにあつては当該養殖業を営む中小漁業者であつて組合員又は組合員の直接の構成員であるもの、同条第二号に掲げる養殖業に属するものにあつては組合の地区に係る地先水面において当該養殖業を営む者とする。

2 養殖共済に係る共済契約の成立によつて被共済者となつた者については、第百五条第二項の規定を準用する。

(共済契約者の制限)

第百十七條 養殖共済に係る共済契約を組合との間に締結することができる者は、対象とする養殖業の種目ごとに、当該種目の養殖業に係る養殖共済の被共済資格者で当該共済契約の成立によつて被共済者となるものに限るものとする。

2 前号に掲げる養殖業以外の養殖業であつて、政令で定めるもの

一 土、石、竹、木等によつて囲まれた一定の区域内において営む養殖業であつて、政令で定め

るもの
二 前号に掲げる養殖業以外の養殖業であつて、政令で定めるもの
(共済目的及び共済事故)
第百十五條 養殖共済の共済目的は、養殖水産動植物及び養殖施設であつて、政令で定めるものとする。

該養殖水産動物植物と同種のものに限る。がある場合にはそのすべてを共済目的とするを約する場合でなければ、組合は、その者と共済契約を締結することができない。

2 前項に規定する養殖共済については、養殖施設は、養殖水産動物植物につき同項の要件をみたして共済契約を締結する場合であつて、その者が当該養殖共済において共済目的とすることができ養殖施設（以下この項において「共済目的施設」という。）で当該養殖水産動物植物の養殖の用に供するものすべてを共済目的とし、当該養殖業において当該共済責任期間中に附加する共済目的施設で当該養殖水産動物植物（当該共済責任期間中に追加される前項の養殖水産動物植物を含む。）の養殖の用に供するものがある場合にはそのすべてを共済目的とすることを約するときに限り、これにつき組合とその者との間に共済契約を締結することができる。

3 第百十四条第二号に掲げる養殖業に属する養殖業に係る養殖共済については、農林省令で定める養殖業の種類ごと及び政令で定めるところにより都道府県知事が地先水面を分けて定める一定の水域（以下「単位漁場区域」という。）ごとに、次の各号のすべてに該当する場合でなければ、組合は、当該単位漁場区域内において当該種類の養殖業を営む被共済資格者と共済契約を締結することができない。

一 当該単位漁場区域内において当該種類の養殖業を営む者の二分の一以上の者、組合員又は組合員の直接の構成員たる中小漁業者であるとき。

二 農林省令で定めるところにより、当該単位漁場区域内において当該種類の養殖業を営む被共済資格者の全員から当該種類の養殖業に係る養殖共済の共済契約の締結の申込みがあつたとき。

三 前号の申込みのすべてが、当該単位漁場区域内においてその者の営む当該種類の養殖業に係る養殖水産動物植物及び養殖施設で共済目的とすることができ養殖施設（以下この項において「共済目的施設」という。）で当該養殖水産動物植物（当該共済責任期間中に追加される前項の養殖水産動物植物を含む。）の養殖の用に供するものがある場合にはそのすべてを共済目的とすることを約する申込みであるとき。

4 一の養殖共済に係る共済契約において共済目的としている養殖水産動物植物又は養殖施設（農林省令で定める養殖水産動物植物又は養殖施設を除く。）は、重ねて、他の養殖共済に係る共済契約において共済目的とすることができない。

（共済責任期間）
第百十九条 養殖共済の共済責任期間は、対象とする養殖業の種類ごとに、農林省令で定めるところにより、当該種類の養殖業の養殖時期（周年操業をするものについて

は、一年間）を基準として、共済規程で定める期間とする。

2 第百十四条第二号に掲げる養殖業に属する養殖業に係る養殖共済についての共済責任期間は、単位漁場区域ごとに単一となるように定めなければならない。

（共済金額）
第百二十条 養殖水産動物植物及び養殖施設の共済金額は、それぞれ、その共済価額をこえない範囲内において、共済価額に共済契約で定める割合を乗じて得た金額とする。

2 前項の規定により同項の割合を定める場合において、養殖業の種類のうち必要があると認められるものについて農林大臣があらかじめその最高限度を定めているときは、その限度をこえて定めることができない。

3 第百十四条第二号に掲げる養殖業に属する養殖業に係る第一項の割合は、単位漁場区域ごとに単一となるように定めなければならない。

（共済価額）
第百二十一条 前条第一項の共済価額は、共済目的の種類たる養殖水産動物植物ごと及び養殖施設ごとに、農林省令で定めるところにより、その単位当たり共済価額に、共済目的たる当該養殖水産動物植物（当該共済責任期間中に追加されるものを含む。）又は養殖施設（当該共済責任期間中に追加されるものを含む。）の数量を乗じて得た金額とする。

2 養殖水産動物植物についての前項の単位当たり共済価額は、農林省令で定めるところにより、当該養殖水産動物植物と同種の水産動物植物を当該養殖業に係る標準的な経営において養殖したとした場合において必要とする当該水産動物植物の養殖の標準的な終了時までの当該養殖に係る経費の金額の合計額を基礎とし、当該標準的な経営における当該養殖の開始時からの経過期間に応じて算出される経過期間ごとの当該経費の金額として組合が共済規程で定める金額により、共済契約ごとに、当該共済目的の共済責任期間の終了時における経過期間に対応する金額とする。

3 養殖施設についての第一項の単位当たり共済価額は、共済契約ごとに、農林省令で定めるところにより、当該共済目的の共済責任期間の開始時における価額として、組合が共済規程で定めるところにより定める金額とする。

（純共済掛金率）
第百二十二条 養殖共済の純共済掛金率は、共済目的となる養殖水産動物植物又は養殖施設、当該養殖業の種類その他危険の程度を区分する要因となる事項で農林大臣の定めるものに応ずる次項の基準共済掛金率を下らない範囲内において、組合が共済規程で定める割合とする。

2 農林大臣は、養殖共済につき、養殖水産動物植物又は養殖施設の種類の、養殖業の種類その他前項の農林大臣の定める事項に応じて基準

共済掛金率を定めなければならない。

（てん補の責めを負わない損害）
第百二十三条 共済目的の種類たる養殖水産動物植物で農林省令で定めるものについては、当該養殖水産動物植物の農林大臣の定める一定の単位ごとに、当該単位に係る共済目的の全部について共済事故による損害が生じた場合でなければ、組合は、当該単位に係る共済目的につき、損害をてん補する責めを負わない。

2 前項の規定によるほか、戦争その他の変乱による損害、盗難による損害その他政令で定める損害については、組合は、てん補する責めを負わない。

（共済金）
第百二十四条 養殖共済の養殖水産動物植物に係る共済金は、次に掲げる場合に支払うものとし、その金額は、共済契約ごとに、当該共済目的についての共済事故による損害額に、当該共済契約に係る第百二十条第一項の割合を乗じて得た金額（共済目的の種類たる養殖水産動物植物で農林省令で定めるものにあつては、その金額にさらに農林省令で定める割合を乗じて得た金額）とする。

一 第百十四条第一号に掲げる養殖業に属する養殖業又は農林省令で定める種類の同条第二号に掲げる養殖業に係る養殖共済については、共済契約ごとに、同一の原因による共済事故によつて受けた損害に係る共済目的の数量（前条の規定によつて組合

がてん補する責めを負わない損害に係る共済目的の数量を除く。以下「損害数量」という。）が農林省令で定めるところにより算定する当該共済事故の発生直前の当該共済目的の数量に政令で定める割合を乗じて得た数量以上であるとき。

二 第百十四条第二号に掲げる養殖業に属する養殖業（前号の農林省令で定める種類のものを除く。）に係る養殖共済については、共済契約ごとに、同一の原因による共済事故に係る損害数量が農林省令で定めるところにより算定する当該共済事故の発生直前の当該共済目的の数量に政令で定める割合を乗じて得た数量以上であり、かつ、当該共済契約に係る養殖業と同一の種類の養殖業（第百十八条第三項の農林省令で定める養殖業の種類に区分に応じて同一の種類とされるものに限り、を当該単位漁場区域内において営むすべての被共済者の同一の原因による共済事故に係る損害数量の合計数量がこれらの被共済者のすべてについての農林省令で定めるところにより算定する当該共済事故の発生直前の当該共済目的の数量の合計数量に政令で定める割合を乗じて得た数量以上であるとき。

2 養殖共済の養殖施設に係る共済金の金額は、共済契約ごとに、共済目的についての共済事故による損害額に当該共済契約に係る第百

二十条第一項の割合を乗じて得た金額とする。

3 前二項の損害額は、当該共済事故に係る損害数量（養殖施設については、農林省令で定める基準に従い共済規程で定めるところにより調整をほどこした数量）に当該共済目的の第百二十一条第一項の単位当たり共済価額を乗じ、これにさらに当該共済責任期間の開始日から当該共済事故の発生日までの期間に応じ農林省令で定めるところにより共済規程で定める割合を乗じて得た金額とする。

（商法の準用）
第百二十五条 養殖共済については、商法第六百三十一条（超過保険）及び第六百六十一条（保険の目的に関する権利の取得）の規定を準用する。

（共済目的及び共済事故）
第百二十六条 漁具共済の共済目的は、漁網その他の漁具であつて、政令で定めるものとする。

2 漁具共済の共済事故は、共済目的たる漁具をその用に供する漁業の操業中における損壊（農林省令で定める程度のものに限り）、滅失及び流失並びにこれらに準ずるものとして政令で定める事故とする。

（被共済者の資格）
第百二十七条 漁具共済の被共済者たる資格を有する者（以下この節において「被共済資格者」という。）は、組合員又は組合員の直接の構成員たる中小漁業者とする。

（被共済者の資格）
第百二十七条 漁具共済の被共済者たる資格を有する者（以下この節において「被共済資格者」という。）は、組合員又は組合員の直接の構成員たる中小漁業者とする。

2 漁具共済に係る共済契約の成立によつて被共済者となつた者については、第百五条第二項の規定を準用する。

（共済契約者に関する制度）
第百二十八条 漁具共済に係る共済契約を組合との間に締結することのできる者は、被共済資格者で当該共済契約の成立によつて被共済者となるものに限るものとする。

（共済契約の締結の制限）
第百二十九条 一の漁具共済に係る共済契約において共済目的としている漁具は、重ねて、他の漁具共済に係る共済契約において共済目的とすることができない。

2 組合は、共済目的の種類たる漁具につき、農林省令で定めるところにより共済規程をもつて、漁具共済に係る共済契約において共済目的とすることができないものの範囲を定めるものとする。

（共済責任期間）
第百三十条 漁具共済の共済責任期間は、共済目的の種類ごとに、農林省令で定めるところにより、当該種類の漁具をその用に供する漁業の漁業時期（周年操業をする漁業に係るものについては、一年間）を基準として、共済規程で定める期間とする。

（共済金額）
第百三十一条 漁具共済の共済金額は、共済価額をこえない範囲内において、共済価額に共済契約で定める割合を乗じて得た金額とする。

2 前項の規定により同項の割合を定める場合において、共済目的の種類のうち必要があると認めるものについて農林大臣があらかじめその最高限度を定めておるときは、その限度をこえて定めることができない。

（共済価額）
第百三十二条 前条第一項の共済価額は、共済目的の種類ごとに、農林省令で定めるところにより、当該種類の漁具の共済責任期間の開始時における価額として、組合が共済規程で定めるところにより定める金額とする。

（純共済掛金率）
第百三十三条 漁具共済の純共済掛金率は、共済目的の種類、共済責任期間の日数その他危険の程度を区分する要因となる事項に応じて、組合が共済規程で定めるところにより定める割合とする。

2 前項の規定により純共済掛金率を定める場合において、共済目的の種類のうち必要があると認めるものについて農林大臣があらかじめその基準となる率を定めているときは、その基準となる率を下つて定めることができる。

（てん補の責めを負わない損害）
第百三十四条 戦争その他の変乱による損害、盗難による損害その他政令で定める損害については、組合は、てん補する責めを負わない。

（共済金）
第百三十五条 漁具共済の共済金の金額は、共済金額に、共済責任期間の開始日から共済事故の発生日までの期間に応じ、農林省令で定めるところにより共済規程で定

める割合を乗じて得た金額とする。

（可分漁具に係る特例）
第百三十六条 共済目的の種類たる漁具のうち、多数の代替性のある同種の構成部分（その予備品を含む。）からなる一の漁具で、これを使用する場合以外の場合にはおむね部分として保管され、かつ、その組立て及び分解を単純な操作で行なうことができるもの（農林省令で定めるものに限る。）を共済目的とする漁具共済に係る共済金に關しては、第百二十六条第二項、第百三十一条、第百三十二条及び前条の規定にかかわらず、その漁具共済を適正円滑に行なうため必要のある範囲内において、政令で定めるところにより、農林省令で、特例を定めることができる。

（漁業再共済事業）
第百三十八条 連合会が行なう漁業再共済事業は、会員が第七十七条に掲げる漁業共済事業によつて被共済者に対して負う共済責任を再共済する事業とする。

（再共済契約の当然成立）
第百三十九条 会員と被共済者との間に漁業共済事業に係る共済契約が成立したときは、これによつて、連合会と当該会員との間に当

める割合を乗じて得た金額とする。

（商法の準用）
第百三十七条 漁具共済については、商法第六百三十一条及び第六百六十一条の規定を準用する。

第四章 漁業共済組合連合会
（漁業再共済事業）
第百三十八条 連合会が行なう漁業再共済事業は、会員が第七十七条に掲げる漁業共済事業によつて被共済者に対して負う共済責任を再共済する事業とする。

（再共済契約の当然成立）
第百三十九条 会員と被共済者との間に漁業共済事業に係る共済契約が成立したときは、これによつて、連合会と当該会員との間に当

該共済契約についての漁業再共済事業に係る再共済契約が成立するものとする。

(再共済金額)

第四百四十条 連合会の再共済金額は、共済契約に係る共済金額に百分の九十をこえない範囲内において政令で定める割合を乗じて得た金額とする。

(純再共済掛金率)

第四百四十一条 連合会の純再共済掛金率は、次に掲げるとおりとする。

一 漁獲共済及び養殖共済に係るものにあつては、共済契約に係る純共済掛金率の限度となつた基準共済金率と同率

二 漁具共済に係るものにあつては、共済契約に係る純共済掛金率(農林大臣が第三百三十三条第二項の規定により基準率を定めているものについては、純共済掛金率の限度となつたその基準率)と同率

(再共済掛金の払いもどし)

第四百四十二条 会員は、第九十条第二項、第九十一条第四項若しくは第九十二条第二項の規定又は第六百四十三条の規定により共済掛金の払いもどしをしなければならぬときは、農林省令で定めるところにより、連合会に対し、再共済掛金の全部又は一部の払いもどしを請求することができる。

(再共済金)

第四百四十三条 連合会の再共済金の金額は、会員が支払うべき共済金

の金額に第四百四十条の政令で定める割合を乗じて得た金額とする。

(通知義務)

第四百四十四条 会員は、共済契約を締結したときは、連合会の共済規程で定めるところにより、連合会に対し、当該共済契約に關し必要な事項を通知しなければならない。

2

会員は、前項の規定により通知した事項に変更があつたとき、又は共済契約がその効力を失つたときは、連合会の共済規程で定めるところにより、遅滞なく、これを連合会に通知しなければならない。

第四百四十五条 会員は、漁業再共済事業の適正円滑な運営を確保するため必要と認められる農林省令で定める事項を連合会の共済規程で定めるところにより、連合会に通知しなければならない。

(免責事由)

第四百四十六条 次に掲げる場合には、連合会は、再共済金の全部又は一部につき、その支払の責めを免れることができる。

一 会員が、法令又は会員の共済規程に違反して共済金を支払つたとき。

二 会員が、損失又は損害の額を不当に認定して共済金を支払つたとき。

三 会員が、正当な理由がないのに、再共済掛金の支払を遅滞したとき。

四 会員が、第四百四十四条又は前条の規定により通知をすべき場合において、その通知を怠り、

又は悪意若しくは重大な過失によつて不実の通知をしたとき。

(準用規定)

第四百四十七条 連合会の漁業再共済事業については、第八十三条、第九十二条、第九十六条から第一百条まで及び第六百三十六条並びに商法第六百六十一条及び第六百六十二条の規定を準用する。

第五章 漁業共済基金

第一節 総則

(目的)

第四百四十八条 漁業共済基金は、漁業共済団体が行なう漁業共済事業及び漁業再共済事業の健全な運営に資するため、これらの事業に係る共済金又は再共済金の支払に必要な資金の供給を円滑にすることを目的とする。

(法人格)

第四百四十九条 漁業共済基金(以下「基金」という。)は、法人とする。

(事務所)

第五百十条 基金は、主たる事務所を東京都に置く。

2 基金は、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

(定款)

第五百十一条 基金は、定款をもつて次に掲げる事項を規定しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 資本金、出資及び資産に関する事項

五 役員及び評議員会に関する事項

六 業務及びその執行に関する事項

七 財務及び会計に関する事項

八 公告の方法

2 定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

3 基金は、定款を変更したときは、遅滞なく、その変更に係る部分を第五百十七條に規定する出資者に通知しなければならない。

(資本金)

第五百十二条 基金の資本金は、次条第一項及び第二項の規定により政府が出資する金額、同条第三項の規定により都道府県が出資する金額並びに同条第四項の規定により漁業共済団体が出資する金額の合計額とする。

(出資)

第五百十三条 政府は、基金の設立に際し、基金に二億五千万円を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、基金に追加して出資することができる。

3 都道府県は、自治大臣の承認を受けて、基金に出資することができる。

4 漁業共済団体は、基金に出資することができる。

第五百十四条 都道府県及び漁業共済団体についての出資一口の金額は、十万円とする。

第五百十五条 基金に出資する者は、出資の払込みについて、相殺をもつて基金に対抗することができない。

(持分の払いもどし等の禁止)

第五百十六条 基金は、出資者に対し、その持分を払いもどすことができない。

2 基金は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受け取ることができない。

(出資者たる地位の喪失)

第五百十七条 政府以外の出資者(第九十二条第二項並びに第九十三条第一項及び第二項の規定を除き、以下単に「出資者」という。)は、その持分の全部の譲渡しによつてのみ出資者たる地位を失ふことができる。

(持分の譲渡)

第五百十八条 出資者は、基金の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

2 都道府県又は漁業共済団体でなければ、出資者の持分の譲渡を受け取ることができない。

3 出資者の持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

(持分の共有の禁止)

第五百十九条 出資者は、持分を共有することができない。

(登記)

第六十条 基金は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第百六十一条 基金でない者は、漁業共済基金という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第百六十二条 基金については、民法第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定を準用する。

第二節 役員等

(役員)

第百六十三条 基金に、役員として、理事長一人及び監事一人を置く。

2 基金に、役員として、非常勤の理事二人以内を置くことができる。

(役員の職務及び権限)

第百六十四条 理事長は、基金を代表し、その業務を総理する。

2 監事は、基金の業務を監査する。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して基金の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行なう。

(役員の任命)

第百六十五条 理事長及び監事は、農林大臣が任命する。

2 理事は、理事長が農林大臣の認可を受けて任命する。

(役員の任期)

第百六十六条 理事長及び理事の任期は、三年とし、監事の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格条項)

第百六十七条 国会議員、国家公務員(審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者で、非常勤のものを除く)、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員は、役員となることができない。

(役員の解任)

第百六十八条 農林大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 農林大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しなと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

(役員の兼職禁止)

第百六十九条 役員(非常勤の者を除く)は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(代表権の制限)

第百七十条 基金と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が基金を代表する。

長は、代表権を有しない。この場合には、監事が基金を代表する。

(代理人の選任)

第百七十一条 理事長は、理事又は基金の職員のうちから、基金の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第百七十二条 基金の職員は、理事長が任命する。

(評議員会)

第百七十三条 基金に評議員会を置く。

2 評議員会は、理事長の諮問に応じ、第四項に掲げる事項その他基金の業務の運営に関する重要事項を調査審議する。

3 評議員会は、前項に規定する事項に關し、理事長に意見を述べることができる。

4 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会に諮問しなければならない。

一定款の変更

二 業務方法書の変更

三 予算、事業計画及び資金計画の作成及び重要な変更

四 財産目録、貸借対照表及び損益計算書の作成

第百七十四条 評議員会は、評議員二十人以内で組織する。

2 評議員は、出資者たる都道府県の長又はその推薦する者、出資者たる漁業共済団体の代表者及び基金の業務に關し学識経験を有する者のうちから農林大臣が任命する。

3 評議員の任期は、二年とする。

4 評議員については、第百六十六条第一項ただし書及び第二項並びに第百六十八条第二項の規定を準用する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第百七十五条 基金の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三節 業務

(業務)

第百七十六条 基金は、第百四十八条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行なう。

一 出資者たる漁業共済団体が共済金又は再共済金の支払に關して必要とする資金の貸付け

二 出資者たる漁業共済団体が共済金又は再共済金の支払に關して金融機関に対し負担する債務の保証

三 第一号に掲げる業務に必要な資金に充てるための出資者たる漁業共済団体からの金銭の寄託の引受け

四 前三号の業務に附帯する業務(業務方法書)

第百七十七条 基金は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 基金は、前項の規定により農林大臣の認可を受けたときは、遅滞なく、その認可に係る業務方法書(変更の認可を受けた場合にあつては、その変更に係る部分)を出資者に送付しなければならない。

第百七十八条 前条第一項の業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 貸付金の金額の合計額及び債務保証の金額の合計額の最高限度

二 一漁業共済団体当たりの貸付金の金額及び債務保証の金額の最高限度

三 貸付金の利率、償還期間その他の貸付条件並びに債務保証をする資金の借入期間の最高限度及び被保証人の遵守すべき条件

四 貸付契約及び保証契約の締結及び変更に関する事項

五 保証債務の弁済並びに求償権の行使方法及び償却に関する事項

六 金銭の寄託の引受けの条件

七 余剰金の運用の方法

八 その他農林省令で定める事項(業務の委託)

第百七十九条 基金は、農林中央金庫、水産業協同組合法第八十七条第一項第一号及び第二号の事業をあわせ行ない漁業協同組合連合会その他農林大臣の指定する金融機関に対し、業務方法書で定めるところにより、その業務(貸付けの決定及び債務保証の決定を除く)の一部を委託することができる。

2 前項の規定により業務の委託を受けた金融機関(第百九十条及び第百九十一条において「受託者」という)の役員又は職員であつて当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用について

は、法令により公務に従事する職員とみなす。

3 農林中央金庫は、農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）第十六条の規定にかかわらず、第一項の規定による委託を受け、当該業務を行なうことができる。

4 第一項に規定する漁業協同組合連合会は、水産業協同組合法第八十七条第四項の規定にかかわらず、第一項の規定による委託を受け、当該業務を行なうことができる。

（貸付金等の使用）

第百八十条 漁業共済団体は、基金からの貸付金又は基金の保証に係る借入金共済金又は再共済金の支払以外の目的に使用してはならない。

2 漁業共済団体が前項の規定に違反して貸付金又は借入金その他の目的に使用したときは、基金は、業務方法書で定めるところにより、当該漁業共済団体に対し、貸付金の弁済期前の償還、違約金の納付その他必要な措置を請求することができる。

第四節 財務及び会計

（事業年度）

第百八十一条 基金の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

（予算等の認可）

第百八十二条 基金は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に農林大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規定による認可を受けた場合には、第百七十七条第二項の規定を準用する。

（財務諸表）

第百八十三条 基金は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、これを、出資者に送付するとともに、農林大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 基金は、前項の規定により財務諸表を出資者に送付し又は農林大臣に提出するときは、これに、予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、かつ、財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

（利益及び損失の処理）

第百八十四条 基金は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 基金は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

（借入金）

第百八十五条 基金は、農林大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。

ならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、農林大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

（余裕金の運用）

第百八十六条 基金は、次に掲げる方法によるほか、その業務上の余裕金を運用してはならない。

一 農林中央金庫その他農林大臣の指定する金融機関への預金
二 国債、地方債その他農林大臣の指定する有価証券の取得
三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

（給与及び退職手当の支給の基準）
第百八十七条 基金は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め又はこれを変更しようとするときは、農林大臣の承認を受けなければならない。

（農林省令への委任）
第百八十八条 この章に規定するもののほか、基金の財務及び会計に關し必要な事項は、農林省令で定める。

第五節 監督

（監督）
第百八十九条 基金は、農林大臣が監督する。

2 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金に対して、その業務に關し、監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）
第百九十条 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金若しくは受託者に対して報告をさせ、又はその職員に、基金若しくは受託者の事務所に入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、受託者に対しては、その委託された業務の範囲内に限る。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六節 雑則

（出資者に対する通知又は催告）
第百九十一条 基金が出資者に対してする通知又は催告は、出資者名簿に記載したその出資者の住所（出資者が別に通知又は催告を受ける場所を基金に通知したときは、その場所）にあててすれば足りる。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

（書類の備付け及び閲覧）

第百九十二条 基金は、定款、業務方法書、出資者名簿及び財務諸表を各事務所において置かなければならない。

2 出資者名簿には、各出資者について次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 名称及び住所

二 出資の引受け及び払込みの年月日
三 出資口数及び出資各口の取得の年月日

3 出資者及び基金の債権者（基金が保証契約を締結している金融機関を含む。）は、第一項の書類の閲覧を求めることができる。

（解散）

第百九十三条 基金は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額に応じて分配しなければならない。

2 前項の規定により各出資者に分配することができる金額は、その出資額を限度とする。

3 前二項に規定するもののほか、基金の解散については、別に法律で定める。

（大蔵大臣との協議）

第百九十四条 農林大臣は、次に掲げる場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

一 第百五十一条第二項、第百七十七條第一項、第百八十二条第一項又は第百八十五条第一項若しくは第二項ただし書の認可をしようとするとき。

二 第百七十八條第八号又は第百八十八條の農林省令を定めようとするとき。

三 第百七十九條第一項又は第百八十六條第一号若しくは第二号の規定による指定をしようとするとき。

四 第百八十三条第一項又は第百八十七條の承認をしようとするとき。

第六章 国の助成

(共済掛金の補助)

第百九十五条 国は、毎会計年度予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる共済契約者に対し、当該共済契約に基づき支払うべき共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分の一部及び当該共済契約者が当該共済契約に係る漁業の用に供する漁具を共済目的として漁具共済に係る共済契約を締結している場合には当該漁具共済に係る共済契約に基づき支払うべき共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分の一部を補助するものとする。

一 第百四十四条第一号に掲げる漁業に属する漁業又は同条第二号に掲げる漁業に係る種目の漁獲共済の共済契約者

二 第百四十四条第三号に掲げる漁業に属する漁業に係る種目の漁獲共済又は第百四十四条第二号に掲げる養殖業に属する養殖業に係る養殖共済の共済契約者のうち、その営む漁業の規模が政令で定める一定の規模以下であり、かつ、当該漁獲共済又は養殖共済への加入の円滑化等を図るため必要と認められる政令で定める一定の要件に適合するもの

(補助金の交付の方法)

第百九十六条 前条の規定による共済契約者に対する補助金は、当該共済契約者が組合に支払うべき共済掛金の一部に充てるため、当該組合に交付する。

2 前項の規定により組合に交付すべき金額は、当該組合に交付するのに代えて、当該組合が連合会に支払うべき再共済掛金の一部に充てるため、連合会に交付することができる。

第七章 罰則

第百九十七条 第六十八條の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第六十九條から第七十一条までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

2 漁業共済団体の役員若しくは受託者の代表者又は漁業共済団体若しくは受託者の代理人、使用人その他の従業者がその漁業共済団体の業務又は受託者の受託した事務に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その漁業共済団体又は受託者に対しても同項の刑を科する。

第百九十八条 第百九十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした基金又は受託者の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第百九十九条 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした基金の役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により農林大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 この法律の規定により出資者に通知又は書類の送付をしななければならない場合において、その通知又は書類の送付をしなかつたとき。

三 第百五十六条第一項の規定に違反して、出資者の持分を払いもどしたとき。

四 第百五十六条第二項の規定に違反して、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

五 第百六十条第一項の政令の規定に違反して、登記をすることを怠つたとき。

六 第百七十六条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

七 第百八十六条の規定に違反して、業務上の余裕金を運用したとき。

八 第百八十九条第二項の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

九 第百九十二条第一項の規定に違反して書類を備えて置かず、同条第二項の規定に違反して出資者名簿に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第一項の書類の閲覧を拒んだとき。

第二百条 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした漁業共済団体の役員又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により農林大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

二 漁業共済団体がこの法律の規定により行なうことができる事業以外の事業を行つたとき。

三 第九十九条第一項の政令の規定に違反して登記をすることを怠り、又は不実の登記をしたとき。

四 第十五条(第六十七条第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

五 第十七条第一項の規定に違反して組合への加入を拒み、又は第十八条第二項後段の規定に違反して弁明の機会を与えなかつたとき。

六 第二十八条(第六十七条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して兼職したとき。

七 第三十条第一項、第三十一条又は第三十二条(これらの規定を第六十七条第二項において準用する場合及び第三十二条の規定を第三十六条第四項後段(第六十七条第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定に違反して總會を招集しなかつたとき。

八 第三十四条又は第三十五条(これらの規定を第六十七条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第三十四条第三項若しくは第三十五条第二項

(これらの規定を第六十七条第二項において準用する場合を含む。))の規定による閲覧を拒んだとき。

九 第三十六条第四項後段若しくは第五項又は第三十九条第四項(これらの規定を第六十七条第二項において準用する場合を含む。))の規定に違反したとき。

十 第五十条第五項(第六十七条第四項において準用する場合を含む。))の規定に違反して解散の届出をしなかつたとき。

十一 第五十二条又は第五十三条第二項の規定に違反して組合の合併をしたとき。

十二 第五十八条又は第六十条(これらの規定を第六十七条第四項において準用する場合を含む。))の規定に違反して、書類を提出せず、又はその書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

十三 第五十九条(第六十七条第四項において準用する場合を含む。))の規定に違反して残余財産を処分したとき。

十四 第六十一条(第六十七条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))において準用する民法第七十九条第一項又は同法第八十一条第一項に規定する公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

十五 第六十一条において準用する民法第七十九条第一項の期間内に債権者に弁済をしたとき。

十六 第六十一条において準用する民法第八十一条第一項の規定

に違反して破産宣告の請求を怠つたとき。

十七 第七十二条の規定による命令に従わなかつたとき。

十八 第九十七条から第九十九条まで（これらの規定を第百四十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

第二百一十一条 第六条第二項又は第百六十一条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

第二条 政府は、中小漁業者の漁業事情の推移並びに漁業共済団体が行なう漁業共済事業及び漁業再共済事業の実施の状況に應じ、この法律に基づく漁業災害補償の制度における共済掛金率、共済責任の負担区分等に関し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（連合会の行なう漁業共済事業）

第三条 連合会は、漁業再共済事業及びこれに附帯する事業のほか、政令で定めるところにより、漁業共済事業及びこれに附帯する事業を行なうことができる。ただし、その漁業共済事業においては、その共済責任期間の開始日を昭和四十一年四月一日以後の日とする共済契約は、締結することができない。

2 前項の規定により連合会が行なう漁業共済事業については、第二十三条、第三章（第七十九条及び第九十五条第二項を除く）、第百九十五条及び第百九十六条第一項の規定を準用する。この場合において、第百五十五条第一項、第百六十一条第一項、第百六十八条第三項第一号及び第百二十七条第一項中「組合員」とあるのは、「漁業協同組合又は漁業協同組合連合会であつて、その住所のある地の属する都道府県の区域をその地区の全部又は一部とする組合の存しないもの」と、第百六十六条第一項中「組合の地区」とあるのは、「どの組合の地区にも含まれていない地域」と読み替へるものとする。

3 前項後段に規定するもののほか、同項前段の場合において、当該準用に係る規定について必要な技術的調整等は、政令で定める。

4 第二項において準用する第百一条第一項の規定により連合会から事務の委託を受けた者については、第六十八条、第六十九条、第七十一条、第七十二条及び第七十六条の規定を準用する。

5 前項において準用する第六十八条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項において準用する第六十九条若しくは第七十一条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、第百九十七条の規定を準用する。

6 連合会が第二項において準用する第九十七条から第九十九条までの規定に違反した場合には、第二

百条の規定を準用する。

（共済会からの承継に係る事業）

第四条 連合会は、農林大臣の認可を受けて、全国水産業協同組合共済会（以下この条において「共済会」という。）と、共済会が水産業協同組合法第百条の四第一項の規定によつて行なう共済事業のうち農林大臣の認可を受けた漁獲共済規程及び漁具共済規程に基づいて行なう漁獲共済及び漁具共済の事業において昭和三十九年四月一日から連合会の成立の日の前日までの間に締結した共済契約（以下この条において「特定共済契約」という。）に基づく権利義務を一体として承継する旨の契約を締結し、当該承継に係る事業を行なうことができる。

2 前項の規定による契約の締結は、連合会が成立した日から三十日以内になければならない。

3 第一項の規定による契約の締結があつた場合において、共済会が特定共済契約に基づき同項の規定による契約の締結時までに支払を受けた共済掛金の合計額（その時まで返還した当該共済掛金に係る返還金の金額を除く。）が特定共済契約に基づき同項の規定による契約の締結時までに支払つた共済金の合計額（その時まで返還を受けた当該共済金に係る返還金の金額を除く。）をこえるときは、共済会は、そのこえる部分の金額（農林省令で定めるところにより算出する一定の金額を除く。）に相当する金額を農林省令で定める期

日までに連合会に交付しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、第一項の規定による契約の締結及び当該承継に係る事業の実施並びに前項の規定による金額の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

（基金の設立）

第五条 農林大臣は、基金の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、基金の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第六条 農林大臣は、設立委員を命じて、基金の設立に関する事務を処理させる。

第七条 設立委員は、定款を作成して、農林大臣の認可を受けなければならない。

2 設立委員は、前項の認可を受けたときは、都道府県及び漁業共済団体に対し、基金に対する出資を募集しなければならない。

3 設立委員は、前項の規定による募集が終わつたときは、農林大臣に対し、設立の認可を申請しなければならない。

4 設立委員は、前項の認可を受けたときは、政府並びに出資の募集に応じた都道府県及び漁業共済団体に對し、出資金の払込みを求めなければならない。

5 前項の規定により払込みを求められたときは、政府は第百五十三條第一項の出資金の全額を、出資の募集に応じた都道府県及び漁

業共済団体は引き受けた出資金の全額を払い込まなければならない。

6 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を附則第五條第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

7 第百九十四条の規定は、第一項又は第三項の認可をしようとする場合に準用する。

第八条 附則第五條第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第六項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第九条 基金は、前条の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

（成立当初の資本金）

第十条 基金の成立当初における資本金は、四億円を下るものであつてはならない。

（増資）

第十一条 基金は、その成立の時に於ける資本金の金額のうち、政府以外の者の出資する部分の金額が二億五千万円に満たないときは、その成立の日から一年を経過する日までに、資本金の金額のうち政府以外の者の出資する部分の金額が二億五千万円以上の金額となるようにその資本金を増加するものとする。

（経過規定）

第十二条 基金の最初の事業年度は、第百八十一条の規定にかかわ

らず、その成立の日に始まり、昭和四十年三月三十一日に終わるものとする。

第十三条 基金の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第百八十二条第一項中「当該事業年度の開始前」とあるのは、「基金の成立後遅滞なく」とする。

第十四条 この法律の施行の際現に、その名称中に漁業共済組合若しくは漁業共済組合連合会という文字を使用している者又は漁業共済基金という名称を使用している者は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならぬ。

2 第六条第二項又は第百六十一条の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

(登録税法の一部改正)

第十五条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「魚価安定基金」の下に「漁業共済組合、漁業共済組合連合会、漁業共済基金」を、「魚価安定基金法」の下に「漁業災害補償法」を加える。

(印紙税法の一部改正)

第十六条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第五号ノ五中「農業共済基金」の下に「又ハ漁業共済基金」を加え、同条第六号中「若ハ農事組合法人」を「農事組合法人、漁業共済組合若ハ漁業共済組合連

合会」に改める。

(農林中央金庫法の一部改正)

第十七条 農林中央金庫法の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「漁業信用基金協会」の下に「漁業共済組合、漁業共済組合連合会」を加える。

(所得税法の一部改正)

第十八条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十二号中「海外経済協力基金」の下に「漁業共済組合及び同連合会」を、「農業共済組合及び同連合会」の下に「漁業共済基金」を加える。

(法人税法の一部改正)

第十九条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「農業信用基金協会」の下に「漁業共済組合及び同連合会」を、「農業共済組合及び同連合会」の下に「漁業共済基金」を加える。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の一部改正)

第二十条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律(昭和二十二年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号に次のように加える。

ナ 漁業災害補償法(昭和三十一年法律第 号)

(農林省設置法の一部改正)

十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第七十七条第三号中「漁業信用基金協会」の下に「漁業共済組合及び漁業共済組合連合会、漁業共済基金」を加える。

(地方税法の一部改正)

第二十二号 地方税法(昭和二十五年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中「農業信用基金協会」の下に「漁業共済組合及び漁業共済組合連合会」を、「農業共済組合及び同連合会」の下に「漁業共済基金」を加える。

(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)

第二十三条 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「次に掲げる法律」の下に「又は法律の規定」を加え、同条に次の一号を加える。

十二 漁業災害補償法(昭和三十一年法律第 号)第二章

第三款 設立(第三十八条―第四十三号)

第四款 解散及び清算(第四十四条―第五十五条)

第三章 漁業共済組合連合会(第五十六条―第六十一条)

第四節 監督(第六十二条―第七十条)

第三章 漁業共済組合の漁業共済事業

第一節 通則(第七十一条―第七十九条)

第二節 漁獲共済(第八十条―第八十九条)

第三節 養殖共済(第九十条―第九十九条)

第四節 漁具共済(第一百条―第一百二十九条)

第四章 漁業共済組合連合会の漁業再共済事業(第一百三十条―第一百四十条)

第五章 政府の漁業保険事業(第一百四十一条―第一百五十七条)

第六章 漁業共済基金

第一節 総則(第一百五十八条―第一百七十二条)

第二節 役員等(第一百七十三条―第一百八十五条)

第三節 業務(第一百八十六条―第一百九十条)

第四節 財務及び会計(第一百九十一条―第一百九十八条)

第五節 監督(第一百九十九条―第二百条)

第六節 雑則(第二百一条―第二百九条)

第七章 共済掛金等の国庫負担(第二百十号―第二百二十二条)

第八章 補則(第二百二十三号―第二百四十四条)

第九章 罰則(第二百五十五号―第二百七十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、漁業災害補償制度を確立し、沿岸漁業者等が異常の事象又は不慮の事故によつて受けることのある損失を十分に補てんして漁業経営の安定を図り、もつて漁業の発展に資することを目的とする。

(漁業災害補償制度)

第二条 漁業災害補償制度は、漁業共済組合が行なう漁業共済事業、漁業共済組合連合会が行なう漁業再共済事業及び政府が行なう漁業保険事業により、沿岸漁業者等の漁獲金額の減少又は養殖水産動植物、養殖施設若しくは漁具に係る損害に關して必要な給付を行なう制度とする。

(定義)

第三条 この法律において「沿岸漁業者等」とは、次に掲げる者をいう。

一 漁業を営む個人

二 漁業を営む漁業協同組合

三 漁業生産組合

四 漁業を営む法人(前二号に掲げる者を除く)であつて、その常時使用する従業者の数が三百人以下であり、かつ、その使用

する漁船（漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）第二条第一項に規定する漁船をいう。以下同じ。）の合計総トン数が千トン以下であるもの

第二章 漁業共済団体の組織及び監督

第一節 総則

（漁業共済団体の目的）

第四条 漁業共済組合及び漁業共済組合連合会（以下「漁業共済団体」と総称する。）は、沿岸漁業者等のために、漁業共済事業又は漁業再共済事業を行なうことを目的とする。

（法人格）

第五条 漁業共済団体は、法人とする。

（名称）

第六条 漁業共済団体は、その名称中に漁業共済組合又は漁業共済組合連合会という文字を用いなければならない。

2 漁業共済団体でない者は、その名称中に漁業共済組合又は漁業共済組合連合会という文字を用いてはならない。

（地区）

第七条 漁業共済組合（以下「組合」という。）の地区は、一の都道府県の区域（特別の事由により農林大臣の承認を受けた場合には、その承認に係る二以上の都道府県の区域）による。

2 漁業共済組合連合会（以下「連合会」という。）の地区は、全国の区域による。

（住所）

第八条 漁業共済団体の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

（登記）

第九条 漁業共済団体は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（事業）
第十条 漁業共済団体は、第四条の目的を達成するため、漁業共済事業又は漁業再共済事業及びこれらに附帯する事業を行なう。

（事業年度）
第十一条 漁業共済団体の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。ただし、設立当初の事業年度は、漁業共済団体の成立の日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

（組合員たる資格）

第十二条 組合の組合員たる資格を有する者は、次に掲げる者であつて、組合の地区内に住所を有するものとする。

第一節 漁業共済組合

第一款 組合員

（組合員たる資格）

第十三条 組合員は、各一個の議決権を有する。

（議決権）

二 漁業協同組合連合会

2 組合員は、定款で定めるところにより、第二十七条第三項の規定

によりあらかじめ通知があつた事項につき、書面又は代理人をもつて議決権を行なうことができる。

3 前項の規定により議決権を行なう者は、出席者とみなす。

4 代理人は、代理権を証する書面を組合に提出しなければならない。

（当然加入）

第十四条 組合が成立したときは、組合の地区内に住所を有する漁業協同組合及び漁業協同組合連合会は、農林省令で定める漁業協同組合及び漁業協同組合連合会を除き、その時にすべて組合の組合員となる。組合が成立した後に組合の地区内に住所を有する漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が成立したときも、同様とする。

第十五条 組合員は、その組合員たる資格の喪失又は解散により組合から脱退する。

（定款に記載すべき事項）

第十六条 組合の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

第二款 管理

一 目的
二 名称
三 地区
四 事務所の所在地
五 漁業共済事業の種類
六 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定
七 準備金に関する規定
八 役員の数、職務の分担及び選任に関する規定
九 損害評価会に関する規定

十 公告の方法

（共済規程）

第十七条 組合は、共済規程をもつて、次に掲げる事項を規定しなければならない。

一 漁業共済事業の細目に関する事項

二 共済掛金に関する事項

三 共済金額に関する事項

四 共済責任に関する事項

五 漁業共済事業の実施の方法に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、共済契約の締結に関する事項その他農林省令で定める事項

2 農林大臣は、模範共済規程例を定めることができる。

（規約）

第十八条 次に掲げる事項は、定款及び共済規程で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。

一 総会に関する事項

二 業務の執行及び会計に関する事項

三 役員に関する事項

四 組合員に関する事項

五 その他必要な事項

第十九条 組合に、役員として理事及び監事を置く。

2 理事の定数は、五人以上とし、監事の定数は、二人以上とする。

3 役員は、定款で定めるところにより、総会において選任する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において（合併による設立の場合）

合には、設立委員が共同して）選任する。

4 理事の定数の少なくとも五分の三は、組合の組合員たる漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会の理事又は組合の組合員たる漁業協同組合の組合員（准組合員を除くものとし、法人にあつてはその代表者とする。）でなければならない。

（役員の任期）

第二十条 役員の任期は、三年とする。ただし、定款で三年以内において別段の期間を定めたときは、その期間とする。

2 設立当時の役員の任期は、前項の規定にかかわらず、創立総会において（合併による設立の場合）は、設立委員が共同して）定める期間とする。ただし、その期間は、一年をこえてはならない。

3 理事又は監事の全員が欠けたときは、第三十条又は第六十八条の規定による解任の場合を除き、退任した理事又は監事は、後任者のうち少なくとも一人が就任するまで、なおその職務を行なう。

（役員の実務義務）

第二十一条 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、共済規程、規約及び総会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

（役員がその任務を怠つたとき）

2 役員がその任務を怠つたときは、その役員は、組合に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

3 役員がその職務を行なうにつき悪意又は重大な過失があつたとき

は、その役員は、第三者に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。重要な事項につき、第二十九条第一項に規定する書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときは、同様とする。

(監事の兼職禁止)

第二十二條 監事は、理事又は組合の使用人と兼ねてはならない。

(理事の自己契約等の禁止)

第二十三條 組合が理事と契約をするときは、監事が組合を代表する。組合と理事との訴訟についても、同様とする。

(総会の招集)

第二十四條 理事は、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

2 理事は、必要があると認めるときは、何時でも臨時総会を招集することができる。

第二十五條 組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請求したときは、理事は、その請求のあつた日から二十日以内に総会を招集しなければならない。

第二十六條 理事の職務を行なう者がいないとき、又は前条の請求があつた場合において理事が正当な理由がないのに総会の招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

(組合員に対する通知又は催告)
第二十七條 組合が組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所(その者

が別に通知又は催告を受ける場所を組合に通知したときは、その場所)にあててすれば足りる。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。

3 総会の招集の通知は、その会日の七日前までに、その会議の目的たる事項を示してしなければならない。

(定款その他の書類の備付け及び閲覧)
第二十八條 理事は、定款、共済規程、規約及び総会の議事録を各事務所に、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 組合員名簿には、各組合員について次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 名称及び住所
二 加入の年月日

3 組合員及び組合の債権者は、第一項に規定する書類の閲覧を要求することができる。

(決算関係書類の提出、備付け及び閲覧)
第二十九條 理事は、通常総会の会日の七日前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案を監事に提出し、かつ、これらの書類を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 組合員及び組合の債権者は、前項に規定する書類の閲覧を要求することができる。

3 第一項に規定する書類を通常総会に提出するときは、監事の意見

書を添附しなければならない。

(役員解任の請求)

第三十條 組合員は、総組合員の五分の一以上の連署をもつて、その代表者から役員解任を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。ただし、法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、共済規程若しくは規約の違反を理由として解任を請求する場合は、この限りでない。

3 第一項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を組合に提出してしなければならない。

4 第一項の規定による請求があつたときは、理事は、その請求のあつた日から二十日以内に総会を招集し、これを総会の議に付さなければならない。この場合は、第二十六條の規定を準用する。

5 第三項の規定による書面の提出があつたときは、組合は、総会の会日の十日前までに当該請求に係る役員にその書面又はその写しを送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

6 第一項の規定による請求につき、総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その時にその職を失う。

(役員に関する商法等の準用)
第三十一條 役員については、商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百五十四條第三項(取締役と会

社との関係)及び第二百五十六條第三項(取締役の任期の特例)の規定を、理事については、民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四條第一項(法人の不法行為能力)、第五十二條第二項(理事の業務執行)及び第五十三條から第五十六條まで(理事の代表権等)の規定を、監事については、同法第五十九條(監事の職務)の規定を準用する。この場合において、同法第五十六條中「裁判所」とあるのは、「農林大臣」と読み替へるものとする。

(参事及び会計主任)
第三十二條 組合は、参事及び会計主任を選任し、その主たる事務所又は従たる事務所において、その業務を行なわせることができる。

2 参事及び会計主任の選任及び解任は、理事の過半数によつて決する。

3 参事については、商法第三十八條第一項及び第三項(支配人の代理権)、第三十九條(共同支配人)、第四十一條(支配人の義務)並びに第四十二條(表見支配人)の規定を準用する。

第三十三條 組合員は、総組合員の十分の一以上の同意を得て、理事に対し、参事又は会計主任の解任を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。

3 第一項の規定による請求があつたときは、理事は、当該参事又は会計主任の解任の可否を決しなければならない。

4 理事は、前項の可否を決する日の十日前までに当該参事又は会計主任に対して第二項の書面又はその写しを送付し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

(総会の議決事項)
第三十四條 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

一 定款の変更
二 共済規程の変更
三 規約の設定、変更及び廃止
四 毎事業年度の事業計画の設定及び変更
五 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案

2 定款又は共済規程の変更は、農林大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

3 前項の認可の申請があつた場合には、第四十一條の規定を準用する。

(総会の議事)
第三十五條 総会の議事は、この法律、定款又は規約に特別の定めがある場合を除き、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

2 議長は、総会において選任する。

3 議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。

(特別の議決)
第三十六條 次に掲げる事項は、総組合員の過半数が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一 定款の変更
二 共済規程の変更

三 組合の解散又は合併

(総会に関する民法等の準用)

第三十七条 総会については、民法第六十四条(総会の決議事項)及び第六十六条(表決権のない場合)並びに商法第二百四十三条(総会の延期又は続行の決議)及び第二百四十四条(総会の議事録)の規定を準用する。この場合において、民法第六十四条中「第六十二条とあり、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは、「漁業災害補償法第二十七条第三項」と読み替へるものとする。

第三款 設立

(発起人)

第三十八条 組合を設立するには、その組合員にならうとする五以上の漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が発起人となることを必要とする。

2 発起人は、定款及び共済規程を作成しなければならない。

3 定款には、発起人が署名しなければならない。

(創立総会)

第三十九条 発起人は、定款及び共済規程を作成したときは、これを会議の日時、場所及び議題とともに公告して、創立総会を開かなければならない。

2 前項の規定による公告は、組合員たる資格を有する者に周知させることができるような方法で、会日の十五日前までにしなければならない。

3 定款及び共済規程の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項

項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

4 創立総会においては、定款及び共済規程を修正することができ

5 創立総会の議事は、組合員たる資格を有する者でその会日までに発起人に対し設立の同意を申し出たものの過半数が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

6 創立総会については、第十三条、第三十五条第二項及び第三項、民法第六十六条並びに商法第二百四十三条及び第二百四十四条の規定を準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは、「漁業災害補償法第三十九条第一項」と、同法第二百四十四条第二項中「取締役」とあるのは「発起人」と読み替へるものとする。

(設立の認可の申請)

第四十条 発起人は、創立総会の終了の後遅滞なく、定款、共済規程及び事業計画を農林大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

(設立の認可)

第四十一条 農林大臣は、前条の認可の申請があつた場合において、次の各号の一に該当せず、かつ、その事業経営が健全に行なわれると認められるときは、設立の認可をしなければならない。

一 設立の手続又は定款、共済規程若しくは事業計画の内容が、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反するとき。

二 定款、共済規程又は事業計画に、虚偽の記載があり、又は記載すべき事項の記載が欠けているとき。

三 組合員たる資格を有する者で設立に同意をしたものの数が組合員たる資格を有する者の総数の二分の一に達しないとき。

四 地区の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする他の組合が既に成立しているとき。

(理事への事務の引継ぎ)

第四十二条 設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を理事に引き継がなければならない。

(成立の時期)

第四十三条 組合は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

第四款 解散及び清算

(解散事由)

第四十四条 組合は、次に掲げる事由によつて解散する。

一 総会の議決

二 組合の合併

三 組合の破産

四 第六十八条の規定による解散の命令

2 解散の決議は、農林大臣の認可を受けなければならない。

3 前項の認可の申請があつた場合には、第四十一条の規定を準用する。

第四十六条 組合は、合併の議決をしたときは、その議決の日から十五日以内に財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。

2 前項の組合は、同項の期間内に、債権者に対して、異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

3 前項の一定の期間は、三十日を下つてはならない。

第四十七条 債権者が前条第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、組合の合併を承認したものとみなす。

2 債権者が前条第二項の一定の期間内に異議を述べたときは、組合は、弁済をし、若しくは相当の担保を供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。

(新設合併の手続)

第四十八条 合併によつて組合を設立するには、各組合の総会において組合員のうちから選任した設立委員が共同して定款及び共済規程を作成し、その他設立に必要な行為をしなければならない。

2 前項の規定による設立委員の選任については、第三十六条の規定を準用する。

(合併の時期)

第四十九条 組合の合併は、合併後

存続する組合又は合併によつて設立する組合が、その主たる事務所の所在地において、合併による変更又は設立の登記をすることによつてその効力を生ずる。

(合併による権利義務の承継)

第五十条 合併後存続する組合又は合併によつて設立した組合は、合併によつて消滅した組合の権利義務(当該組合がその行なう事業に關し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む)を承継する。

(清算人)

第五十一条 組合が解散したときは、合併及び破産による解散の場合を除いては、理事が、その清算人となる。ただし、総会において他人を選任したときは、この限りでない。

(清算事務)

第五十二条 清算人は、就職の遅滞なく、組合の財産の状況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作り、財産処分の方法を定め、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

第五十三条 清算人は、組合の債務を弁済した後でなければ、組合の財産を分配することができない。

第五十四条 清算事務が終わつたときは、清算人は、遅滞なく、決算報告書を作り、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

(民法及び非訟事件手続法の準用)

第五十五条 組合の解散及び清算については、民法第七十三条(清算法人)、第七十五条(裁判所による

清算人の選任、第七十六條(清算人の解任及び第七十八條から第八十三條まで(清算人の職務権限等)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五條第二項)法人の解散及び清算の監督の管轄、第三十六條(検査人の選任)、第三十七條ノ二(清算人等の報酬)、第三十五條ノ二十五第二項及び第三項(意見の聴取等)、第三百三十六條前段(管轄裁判所)、第三百三十七條前段(清算人の選任又は解任の裁判)並びに第三百三十八條(清算人不適格者)の規定を準用する。この場合において、民法第七十五條中「前条」とあるのは、「漁業災害補償法第五十一條」と読み替へるものとする。

第三節 漁業共済組合連合会

(會員たる資格)
第五十六條 連合会の會員たる資格を有する者は、組合とする。

(當然加入)
第五十七條 連合会が成立したときは、組合は、その時にすべて連合会の會員となる。連合会が成立した後組合が成立したときも、同様とする。

(脱退)
第五十八條 組合は、その解散により連合会から脱退する。

(共済規程)
第五十九條 連合会は、共済規程をもつて、次に掲げる事項を規定しなければならない。

- 一 漁業再共済事業の細目に関する事項
- 二 再共済掛金に関する事項

- 三 再共済金額に関する事項
- 四 再共済責任に関する事項
- 五 漁業再共済事業の実施の方法に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、農林省令で定める事項

(発起人)
第六十條 連合会を設立するには、五以上の組合が発起人となることを必要とする。

(準用規定)
第六十一條 連合会の會員に関する事項については、第五十六條から第五十八條までに規定するもののほか、第十三條の規定を準用する。

2 連合会の管理に関する事項については、第五十九條に規定するもののほか、第五十六條及び第五十八條から第三十七條までの規定を準用する。この場合において、第十九條第四項中「組合の組合員たる漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会の理事又は組合の組合員たる漁業協同組合の組合員(准組合員を除くものとし、法人にあつてはその代表者とする。）」とあるのは、「組合の理事」と読み替へるものとする。

3 連合会の設立に関する事項については、前条に規定するもののほか、第三十八條第二項及び第三項並びに第三十九條から第四十三條までの規定を準用する。この場合において、第四十一條第三号中「数が組合員たる資格を有する者の総数の二分の一に達しない」とあるのは、「地区があわせて十五以上の都道府県の区域を包括すること

とならない」と読み替へるものと

4 連合会の解散及び清算に関する事項については、第四十四條及び第五十一條から第五十五條までの規定を準用する。

第四節 監督

(報告の徴収)
第六十二條 農林大臣は、漁業共済団体の業務又は財産の状況に關して監督上必要があると認めるときは、漁業共済団体又は第九十六條第一項の規定により組合から事務の委託を受けた者(以下この節及び第二百十五條第二項において「受託者」という。))から、その業務又は財産の状況に關し必要な報告を徴することが出来る。ただし、受託者については、その委託された事務の範囲内に限る。

(請求検査)
第六十三條 組合員又は會員が、總組合員又は總會員の十分の一以上の同意を得て、農林大臣に対し、漁業共済団体又は受託者の業務又は会計(受託者については、その委託された事務の範囲内に限る。))を會計(受託者については、その委託された事務の範囲内に限る。))に對し、必要な措置をとるべき旨を命ずることが出来る。

(必要措置命令)
第六十六條 農林大臣は、第六十二條の規定により報告を徴した場合又は第六十三條から前条までの規定により検査を行つた場合において、漁業共済団体又は受託者の業務又は会計が法令、法令に基づいて行つた行政の処分又は定款、共済規程若しくは規約に違反する

と認めるときは、当該漁業共済団体又は当該受託者に事務を委託した組合に對し、必要な措置をとるべき旨を命ずることが出来る。

(監督命令)
第六十七條 農林大臣は、前条の規定によるほか、漁業共済事業又は漁業再共済事業を適正円滑に行なわせるため特に必要があるときは、漁業共済団体に対し、業務の執行方法の変更その他監督上必要な命令をすることが出来る。

(役員解任等の命令)
第六十八條 漁業共済団体が前二條の規定による命令に違反したとき

(常例検査)
第六十四條 農林大臣は、漁業共済団体の業務又は會計の状況につき、毎年一回を常例として検査しなければならない。

(臨時検査)
第六十五條 農林大臣は、漁業共済団体又は受託者の業務又は會計が法令、法令に基づいて行つた行政の処分又は定款、共済規程若しくは規約に違反する疑いがあるとき、何時でも、その漁業共済団体又は受託者の業務又は會計の状況を検査することが出来る。

(議決の取消し)
第六十九條 組合員又は會員が、總組合員又は總會員の十分の一以上の同意を得て、總會の招集手続又は議決の方法が法令、法令に基づいて行つた行政の処分又は定款若しくは規約に違反することを理由として、その議決の日から三十日以内に、その議決の取消しを請求した場合において、農林大臣は、その違反の事実があると認めるときは、当該決議を取り消すことができる。

2 創立總會については、前項の規定を準用する。

(権限の委任)
第七十條 この節に規定する農林大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を都道府県知事に行なわせることができる。

第三章 漁業共済組合の漁業共済事業

第一節 通則
(漁業共済事業の種類)
第七十一條 組合が行なう漁業共済事業の種類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 漁獲共済
- 二 養殖共済
- 三 漁具共済

は、農林大臣は、当該漁業共済団体の役員を解任し、又は当該漁業共済団体の解散を命ずることが出来る。

(漁業共済事業の内容)
第七十二條 漁業共済は、被共済者又はその構成員が営む漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額又は構成員を通ずる漁獲金額の合

計額が共済限度額に達しない場合の被共済者又はその構成員の損失について、被共済者に対し共済金を交付する事業とする。

2 養殖共済は、被共済者が営む養殖に係る養殖水産動植物（養殖中の水産動植物をいう。以下同じ。）又は当該養殖水産動植物に係る養殖施設（水産動植物の養殖の用に供する施設で当該養殖業を営む者が所有するものをいう。以下同じ。）がその養殖中又は供用中に流失し、損壊した等の場合の被共済者の損害について、被共済者に対し共済金を交付する事業とする。

3 漁具共済は、被共済者の所有する漁具が当該漁具をその用に供する漁業の操業中に損壊した等の場合の被共済者の損害について、被共済者に対し共済金を交付する事業とする。

（漁業共済事業の実施）

第七十三条 組合は、第七十一条第一号から第三号までに掲げる漁業共済事業のすべてを行なわなければならない。

2 組合は、漁業共済事業の対象となる漁業の種類、養殖業の種類又は漁具の種類につき、政令で定める相当の事由があるときは、前項の規定にかかわらず、当該種類に係る種目の漁獲共済、当該種類に係る養殖に係る養殖共済又は当該種類の漁具に係る漁具共済を行なわなければならない。

（共済契約の成立）

第七十四条 共済契約は、漁獲共済にあつては第百条に規定する種目

ごと、養殖共済にあつては第百十一条に規定する養殖業の種類ごと、漁具共済にあつては共済目的の種類たる漁具ごとに、農林省令で定めるところにより、共済契約を組合との間に締結することができる者が共済規程で定める申込期間内に共済規程で定める様式の申込書を組合に提出して申し込み、組合がこれを承諾することによつて成立する。

2 組合は、第百条第二号若しくは第三号に掲げる漁業に係る共済契約、第百十一条第一号に掲げる養殖業に係る共済契約（農林省令で定めるものに限り。）又は同条第二号若しくは第三号に掲げる養殖業に係る共済契約については、共済規程で定めるところにより、前項の申込みの際し、その申込みをする者に、当該共済契約に係る共済掛金に充てるものとして共済規程で定める金額の申込証拠金を提供させることができる。

3 前項の申込証拠金の返還、共済掛金への充当の方法その他精算に關し必要な事項は、農林省令で定める。

（共済契約の締結の拒否に關する制限）

第七十五条 組合は、共済契約の締結の申込みがあつた場合において、正当な事由があるときでなければ、当該共済契約の締結を拒んではならない。

（共済掛金の支払）

第七十六条 組合と共済契約を締結した者（以下「共済契約者」という。）は、当該共済契約に係る共済

責任期間の開始日の前日までに、組合に共済掛金の全額（次項の規定により分割支払をする場合にあつては、その第一回の支払金額）を支払わなければならない。この場合において、当該支払期限の五日前までに共済掛金の金額を確定することができないときは、農林省令で定める基準に従い共済規程で定めるところにより組合が定めるその概算金額（次項の規定により分割支払をする場合にあつては、その第一回の支払金額）により、これを支払わなければならない。

2 漁獲共済又は養殖共済に係る共済掛金は、農林省令で定める事由がある場合には、分割して支払うことができる。

3 第一項の規定による共済掛金の支払は、当該共済掛金が第二百十条の規定による負担に係るものであるときは、その負担に係る部分を差し引いて得た金額によつてすれば足りる。

4 第一項後段の規定により概算金額をもつて支払つた場合の精算及び第二項の規定による分割支払に關し必要な事項は、農林省令で定める。

5 第一項の規定による共済掛金の支払をその支払期限までにしないときは、当該共済契約は、その効力を失う。

（共済掛金の相殺の制限）

第七十七条 共済契約者は、組合に支払うべき共済掛金につき、相殺をもつて組合に対抗することができない。

（共済証書）

第七十八条 組合は、共済契約者から請求があつたときは、その者に共済証書を交付しなければならない。

2 前項の共済証書に記載すべき事項は、農林省令で定める。

（通常行なうべき管理等の義務）

第七十九条 被共済者（第百一条第一項第一号に掲げる団体にあつては、その構成員を含む。次条、第八十一条、第八十八条第一項第三号から第五号まで及び第九十九条において同じ。）は、漁獲共済にあつては当該共済契約に係る漁業の漁獲物、養殖共済にあつては当該共済契約に係る共済目的たる養殖水産動植物及び養殖施設、漁具共済にあつては当該共済契約に係る共済目的たる漁具につき、通常行なうべき管理その他損害の防止又は軽減を怠つてはならない。

2 漁獲共済にあつては、被共済者（第百一条第一項第一号に掲げる団体にあつては、その構成員。第八十八条第一項第八号において同じ。）は、前項の規定による義務を遂行するほか、当該共済契約に係る漁業につき、通常の操業を行なえる場合において、通常の沿岸漁業者等の行なう漁獲努力を怠つてはならない。

（損害防止等の処置）

第八十条 組合は、被共済者に対して、前条第一項に規定する物について、損害の防止又は軽減のため特に必要な処置をすべきことを指示することができる。この場合には、被共済者の負担した費用の全

部又は一部は、農林省令で定めるところにより組合の負担とする。

2 前項の規定によるほか、被共済者が前条第一項に規定する物について、損害の防止又は軽減のため農林省令で定める特別の処置を講じた場合については、前項後段の規定を準用する。

（被共済者の遵守すべき事項）

第八十一条 組合は、被共済者が、帳簿を備えて、当該共済契約に係る漁業についての操業の状況若しくは漁獲物若しくは養殖水産動植物の販売、保管等の状況又は当該共済契約に係る養殖施設若しくは漁具についての供用の状況を記入すべきこと、これらの事項に關し定期に又は必要のつど組合に通知すべきことその他被共済者の遵守すべき事項として農林省令で定める事項を共済規程において定めることができる。

2 前項の農林省令で定める被共済者の遵守すべき事項は、共済契約に係る漁業、養殖水産動植物、養殖施設又は漁具についての共済事故による損失又は損害を適正に認定するため必要最少限度のものでなければならない。

（申込書記載事項の変更の通知）

第八十二条 被共済者は、第七十四条第一項の申込書に記載した事項に変更があつたときは、第八十五条第二項の規定により通知すべき事項を除き、共済規程で定めるところにより、これを組合に通知しなければならない。

(死亡、解散等の場合の権利義務の承継)

第八十三条 被共済者が死亡し、又は合併により解散した場合には、その包括承継人は、農林省令で定める相当の期間内に組合に申出をし、その承諾を得て、被共済者の有していた当該共済契約に基づく権利義務を承継することができ、被共済者が、農林省令で定める方法により、当該共済契約に係る漁業の経営の全部を一体として譲り渡し、又は当該共済契約に係る共済目的たる漁具を譲り渡した場合におけるその譲受人についても、同様とする。

2 組合は、正当な事由がなければ、前項の承諾を拒んではならない。
(死亡、解散等の場合の共済契約の失効)

第八十四条 前条第一項に規定する場合において、同項に規定する包括承継人若しくは譲受人が同項に規定する期間内に同項の申出をしないとき、若しくはその申出をしたが同項の承諾を得られなかつたとき、又は同項に規定する場合以外の場合であつて被共済者から当該共済契約に係る漁業の経営の全部若しくは一部若しくは当該共済契約に係る共済目的たる漁具の譲渡があつたときは、当該共済契約は、当該承継の時にその効力を失ふ。

2 前項の規定により共済契約がその効力を失つたときは、当該共済契約に係る共済契約者又はその承継人は、農林省令で定めるところ

により、組合に対し、当該共済契約に係る共済掛金の全部又は一部の払いもどしを請求することができる。

(共済契約の解除)

第八十五条 組合は、共済契約に係る漁業、養殖水産動植物、養殖施設又は漁具につき、基本的な操業、管理又は供用の条件又は方法の変更で共済規程で定めるものがあつたことにより危険が著しく変更し又は増加したときは、当該共済契約を解除することができる。この場合には、その解除は、将来に向つてのみその効力を生ずる。

2 被共済者は、当該共済契約に係る漁業、養殖水産動植物、養殖施設又は漁具につき、前項に規定する操業、管理又は供用の条件又は方法の変更があつたときは、遅滞なく、これを組合に通知しなければならない。

3 第一項の規定による共済契約の解除は、組合が前項の規定による通知を受け又は第一項に規定する操業、管理又は供用の条件又は方法の変更があつたことを知つた日から三十日を経過したときは、することができない。

4 被共済者は、第一項の規定による共済契約の解除があつた場合において、当該操業、管理又は供用の条件又は方法の変更が当該被共済者(第百一条第一項第一号ロに掲げる団体にあつては、その構成員を含む。)の責めに帰することができない事由によるときは、農林省令で定めるところにより、組合に対し、当該共済契約に係る共済

掛金の全部又は一部の払いもどしを請求することができる。

(解散による共済契約の失効)

第八十六条 組合が解散したときは、合併の場合を除いては、共済契約は、その効力を失ふ。

2 前項の場合には、組合は、農林省令で定めるところにより、共済契約に係る共済掛金の全部又は一部を払いもどさなければならない。

(損害額の認定)

第八十七条 組合が支払うべき共済金に係る損失又は損害の額の認定は、農林大臣が定める準則に従つてこれをしなければならない。

2 組合は、その支払うべき共済金に係る損失又は損害の額を認定するにあつては、定款の定めるところにより、あらかじめ当該組合の損害評価会の意見をきかなければならない。

(免責事由)

第八十八条 次に掲げる場合には、組合は、共済金の全部又は一部につき、支払の責めを免れることができる。

一 共済契約者が、悪意又は重大な過失によつて第七十四条第一項の申込書に不実の記載をしたとき。

二 共済契約者が、正当な理由がないのに、第七十六条第一項後段の規定により共済掛金を同項後段の概算金額により支払つた場合におけるその精算金の支払又は同条第二項の規定により共済掛金の分割支払をする場合に

おけるその第二回以降の支払金額の支払を遅滞したとき。

三 被共済者が、第七十九条の規定による義務を有する場合においてその義務を怠つたとき。

四 被共済者が、第八十条前段の規定による指示に従わなかつたとき。

五 被共済者が、第八十一条第一項の規定により共済規程で定められる被共済者の遵守すべき事項を遵守しなかつたとき。

六 被共済者が、第八十二条の規定による通知をすべき事項のうち共済規程で定める重要事項に係る部分につき、通知をすべき場合において、その通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によつて不実の通知をしたとき。

七 被共済者が、第八十五条第二項の規定又は第九十八条において準用する商法第六百五十八条の規定により通知をすべき場合において、その通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によつて不実の通知をしたとき。

八 漁獲共済において、共済契約に係る漁業につき第八十五条第一項に規定する操業の条件又は方法の変更による危険の著しい変更又は増加があつた場合以外の場合であつて、被共済者が漁船の損傷その他共済規程で定める事由により通じて共済規程で定める日数以上操業することができなかつたとき。

九 その他政令で定める特別の事由があるとき。

2 農林大臣は、必要があるときは、組合が前項の規定により支払を免れることができる共済金の金額並びに同項第八号の規定により共済規程で定める事由及び日数に關し必要な準則を定めることができる。

第八十九条 組合は、農林省令で定めるところにより、共済金の金額が少額であつて農林省令で定める金額に達しないときは、その支払の責めを負わない。

(共済金の金額の削減)

第九十条 組合は、共済金の支払に不足を生ずるときは、農林省令で定めるところにより、共済金の金額を削減することができる。

2 組合が前項の規定により共済金の金額を削減する場合において、連合会から支払を受ける再共済金の金額、政府から支払を受ける保険金の金額及び共済規程において定める一定の金額の合計額を下るものであつてはならない。

(共済掛金等に関する権利の消滅時効)

第九十一条 共済掛金の支払を受け、又はその返還若しくは払いもどしを受ける権利及び共済金の支払を受け、又はその返還を受ける権利は、三年間これを行なわな

いときは、時効によつて消滅する。

(区分経理)

第九十二条 組合は、その会計を農林省令で定める勘定区分ごとに経理しなければならない。

（責任準備金の積立て）

第九十三条 組合は、毎事業年度の終りに於て存する共済責任につき、農林省令で定めるところにより、責任準備金を積み立てなければならぬ。

（準備金の積立て）

第九十四条 組合は、不足金のてん補に備えるため、農林省令で定めるところにより、毎事業年度の剰余金の中から準備金を積み立てなければならぬ。

（財務についての農林省令への委任）

第九十五条 前三条に規定するもののほか、組合がその財務を適正に処理するために従わなければならない準則は、農林省令で定める。

（事務の委託）

第九十六条 組合は、共済規程で定めるところにより、その行なう漁業共済事業に係る事務のうち、共済契約の申込書の受理、漁獲物の販売金額の調査その他農林省令で定める事項に係るものを漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に委託することができる。

2 漁業協同組合及び漁業協同組合連合会は、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）

第十一条及び第八十七条の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、同項に規定する事務を行なうことができる。

（共済掛金の一部の払い戻し）

第九十七条 共済契約者が、自己の責めに帰すべき事由がなく、農林省令で定めるところにより、一定年間組合から共済金の支払を受

けないとき、又は支払を受けた共済金が一定の額に満たないときは、当該組合は、当該共済契約者に対して共済掛金の一部に相当する金額を払い戻すことができる。

（商法の準用）

第九十八条 組合の漁業共済事業については、商法第六百四十二条（事故発生等の確定による契約の無効）、第六百四十三条（契約の無効の効果）、第六百五十八条（保険契約者等の通知義務）及び第六百六十二条（第三者に対する権利の取得）の規定を準用する。

（特別の場合の措置）

第九十九条 この章に規定するもののほか、組合の行なう漁業共済事業の適正円滑な運営を確保し、及び被共済者の当該漁業共済事業による利益を増進するため特に必要がある事項については、その必要の範囲内において、政令で、組合又は被共済者（被共済者となる者を含む）が遵守すべき準則を定めることができる。

第二節 漁獲共済

（漁獲共済の対象とする漁業及び種目）

第一百条 漁獲共済は、次に掲げる漁業につき行なうものとし、その種目は、その対象とする漁業の種別により第一号に掲げる漁業の各種類、第二号及び第三号に掲げる漁業並びに第四号に掲げる漁業の各種類ごとに区分する。

一 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六條第四項第一号の第一種区画漁業（そだを敷設する等簡易な方法により営

むものに限る。）、同項第三号の第三種区画漁業及び共同漁業権に基づく同条第五項第一号の第一種共同漁業（以下この条において「区画漁業等」と総称する。）であつて、政令で定めるもの

二 総トン数十トン未満の漁船により行なう漁業（区画漁業等及び政令で定めるものを除く。）

三 総トン数十トン以上百トン未満の漁船により行なう漁業「区画漁業等を除く。」

四 区画漁業等、前二号に掲げる漁業及び前百十一條に掲げる漁業以外の漁業であつて、政令で定めるもの

（被共済者の資格）

第一百一条 漁獲共済の被共済者たる資格を有する者（以下この節において「被共済資格者」という。）は、漁獲共済の種目ごとに、次に掲げるとおりとする。

一 前条第一号に掲げる漁業に属する漁業に係る種目の漁獲共済にあつては、次に掲げるもの

イ 当該種目に係る漁業を営む組合員

ロ 組合員の直接の構成員で政令で定めるところにより都道府県知事が水面を分けて定める一定の水域内において当該種目に係る漁業を営む沿岸漁業者等の全員をその構成員の全部とし、共済掛金の分担及び共済金の配分の方法、代表者、代表権の範囲等農林省令で定める事項について農林省令で定める基準に従つた規約を有する団体

二 前条第二号から第四号までに掲げる漁業に属する漁業に係る種目の漁獲共済にあつては、当該種目に係る漁業を営む組合員又は組合員の直接の構成員たる沿岸漁業者等

2 漁獲共済に係る共済契約の成立によつて被共済者となつた者は、被共済資格者でなくなつた場合においても、当該共済契約については、被共済資格者とみなす。

（共済に付する義務等）

第一百二條 前百條第二号に掲げる漁業に係る種目の漁獲共済については、政令で定めるところにより都道府県知事がその区域を分けて定める区域ごとに、総トン数一トン以上の動力漁船により当該漁業を営む被共済資格者のうち当該区域内に住所を有するものの総員の三分の二以上の者が、政令で定める手続により、当該区域内に住所を有し、かつ、総トン数一トン以上の動力漁船により当該漁業を営む被共済資格者（以下この条において「義務的被共済資格者」という。）はすべて当該漁業を漁獲共済に付すべきことにつき同意をした場合に

ついて、当該同意のあつたことにつき、政令で定めるところにより公示があつたときは、義務的被共済資格者の全員は、当該漁業を漁獲共済に付さなければならぬ。

2 前項の規定による公示があつた同項に規定する区域においては、その公示の日から起算して四年を経過したときは、同項の漁業を漁獲共済に付すべき義務は、消滅する。

3 第一項に規定する漁獲共済については、同項の規定により漁業を漁獲共済に付すべき義務が発生した場合を除き、同項に規定する区域ごとに、農林省令で定めるところにより、義務的被共済資格者の二分の一以上の者からの当該漁獲共済に係る共済契約の申込みがある場合でなければ、組合は、当該区域内に住所又は漁業根拠地を有する前百條第二号に掲げる漁業を営む被共済資格者と、当該漁獲共済に係る共済契約を締結すること

4 第一項に規定する漁獲共済については、同項及び前項の規定によるほか、一の共済契約により、被共済者となる者の営む前百條第二号に掲げる漁業のすべてが一体として当該共済に付されることとなる場合でなければ、組合は、その者と当該漁獲共済に係る共済契約を締結することができる。

第一百三條 前百條第三号に掲げる漁業に係る種目の漁獲共済については、政令で定めるところにより都道府県知事がその区域を分けて定める区域ごとに、農林省令で定めるところにより、当該種目に係る被共済資格者のうち当該区域内に住所を有するものの二分の一以上の者からの当該漁獲共済に係る共済契約の申込みがある場合でなければ、組合は、当該区域内に住所又は漁業根拠地を有する同号に掲げる漁業を営む被共済資格者と、当該漁獲共済に係る共済契約を締結することができる。

2 前項に規定する漁獲共済について

ては、同項の規定によるほか、一の共済契約により、被共済者となる者の営む第百条第三号に掲げる漁業のすべてが一体として当該共済に付されることとなる場合でなければ、組合は、その者と当該漁獲共済に係る共済契約を締結することができない。

(共済契約者に関する制限)

第百四条 漁獲共済に係る共済契約を組合との間に締結することができるときは、漁獲共済の種目ごとに、当該種目に係る被共済資格者で当該共済契約の成立によつて被共済者となるものに限るものとする。

(共済契約の締結の制限)

第百五条 一の漁業単位につき漁獲共済に係る共済契約を締結している者は、その漁業単位については、当該共済契約に係る共済責任期間の全部又は一部をその共済責任期間の全部又は一部とする他の共済契約を締結することができない。

(共済責任期間)

第百六条 漁獲共済の共済責任期間は、漁獲共済の種目ごとに、農林省令で定めるところにより、当該種目に係る漁業の漁業時期(周年操業をするものについては一年間とし、第百条第一号に掲げる漁業についてはその漁業の目的である水産動植物の成育期間を含むものとする。)を基準として、共済規程で定める期間とする。

2 第百条第二号及び第三号に掲げる漁業に係る種目の漁獲共済についての共済責任期間は、第百二条

第一項又は第百三条第一項の都道府県知事の定める区域ごとに単一となるように定めなければならない。

(共済金額)

第百七条 漁獲共済の共済金額は、共済限度額をこえない範囲内において、共済規程で定めるところにより、共済契約で定める金額とする。

2 前項の規定により共済金額を定める場合において、漁獲共済の種目のうち必要があると認めるものについて農林大臣があらかじめ共済金額の最高限度を定めておるときは、その限度をこえて定めることができない。

3 第百条第二号及び第三号に掲げる漁業に係る種目の漁獲共済についての共済金額は、前二項の規定によるほか、政令で定める金額を下つて定めることができない。

(共済限度額)

第百八条 前条第一項の共済限度額は、共済契約ごとに、政令で定めるところにより、当該被共済資格者の営む当該漁業の過去一定年間の操業に係る漁獲金額(第百条第一号に掲げる漁業に係る種目の漁獲共済については、被共済資格者が第百一条第一項第一号に掲げる団体であるときは、その構成員のすべてを通ずる当該漁業の過去一定年間の操業に係る漁獲金額の合計額。以下この項において同じ。)を基準とし、当該被共済資格者の当該漁業に係る経営事情、当該被共済資格者と当該漁業に関し近似する事情の存する当該種目の

漁獲共済の他の被共済資格者(以下この項において「近似被共済資格者」という。)の営む当該漁業の過去一定年間の操業に係る漁獲金額、魚価の動向その他当該地域における漁業事情を勘案して組合が定める金額に、当該被共済資格者又は近似被共済資格者の営む当該漁業の過去一定年間の操業に係る漁獲金額の年ごとの変動の態様に応じて、百分の九十(その変動の態様が特に安定している漁業にあつては、百分の九十五)の範囲内において農林省令で定める割合を乗じて得た金額とする。

2 前項の規定により共済限度額を定める場合における同項の漁獲金額は、当該漁業の操業に係る漁獲物による収入金額(農林省令で定めるところにより収入とみなされるものの金額を含む。)として、農林省令で定める基準に従い組合が認定する金額によるものとする。

(共済掛金率)

第百九条 漁獲共済の共済掛金率は、第百条各号に掲げる漁業ごと及び組合の地区ごとに、漁獲基準共済掛金率を下らない範囲内において、組合が共済規程で定める割合とする。

2 前項の漁獲基準共済掛金率は、同項の漁業ごと及び地区ごとに、次の率を合計したものである。

一 農林省令で定める一定年間に おける各年の被害率(以下この条において単に「被害率」という。)のうち、農林大臣が定める通常標準被害率(以下「漁獲通常標準被害率」という。)をこえない

いものにあつてはその被害率を、漁獲通常標準被害率をこえるものにあつては漁獲通常標準被害率を基礎として農林大臣が定める率(以下「漁獲通常共済掛金基準率」という。)

二 被害率のうち、漁獲通常標準被害率をこえるもののそのこえる部分の率を基礎として農林大臣が定める率(以下「漁獲異常共済掛金基準率」という。)

(共済金)

第百十条 漁獲共済の共済金は、共済契約ごとに、当該被共済者が営む当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額(第百条第一号に掲げる漁業に係る種目の漁獲共済については、被共済者が第百一条第一項第一号に掲げる団体であるときは、その構成員のすべてを通ずる当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額の合計額。以下この条において同じ。)がその共済限度額に達しない場合に支払うものとし、共済金の金額は、その共済限度額から当該被共済者が営む当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額を差し引いて得た金額に、その金額の共済限度額に対する割合に応じて農林省令で定める割合を乗じ、これにさらに共済金額の共済限度額に対する割合を乗じて得た金額とする。

2 前項の漁獲金額については、第百八条第二項の規定を準用する。

第三節 養殖共済

(養殖共済の対象とする養殖業及び区分)

第百十一条 養殖共済は、次に掲げる養殖業につき行なうものとし、その対象とする養殖業の種類により区分する。

一 土、石、竹、木等によつて囲まれた一定の区域内において営む養殖業であつて、政令で定めるもの

二 のり養殖業、かき養殖業、真珠母貝養殖業及び真珠養殖業

三 前二号に掲げる養殖業以外の養殖業であつて、政令で定めるもの

(共済目的及び共済事故)

第百十二条 養殖共済の共済目的は、養殖水産動植物及び養殖施設であつて、政令で定めるものとする。

2 養殖共済の共済事故は、養殖水産動植物にあつてはその養殖中における死亡、発芽不良、滅失、流失及び逃亡並びにこれらに準ずるものとして政令で定める事故、養殖施設にあつてはその供用中における損壊(農林省令で定める程度のものに限る)、滅失及び流失並びにこれらに準ずるものとして政令で定める事故とする。

(被共済者の資格)

第百十三条 養殖共済の被共済者たる資格を有する者(以下この節において「被共済資格者」という。)は、養殖共済の対象とする養殖業の種類に応じ、第百十一条第一号に掲げる養殖業に属するものにあつては当該養殖業を営む沿岸漁業者等であつて組合員又は組合員の直接の構成員であるもの、同条第二号又は第三号に掲げる養殖業

に属するものにあつては組合の地区に係る地先水面において当該養殖業を営む者とする。

2 養殖共済に係る共済契約の成立によつて被共済者となつた者については、第百一条第二項の規定を準用する。

(共済に付する義務等)

第百十四条 第百十一条第一号に掲げる養殖業に属する養殖業に係る養殖共済については、農林省令で定める養殖業の種類ごとに、被共済者となる者が、一の事業場において営む当該養殖業に係る養殖水産動植物で当該養殖共済において共済目的とすることができ、そののすべてを共済目的とし、その養殖業において当該共済責任期間中に追加する養殖水産動植物(当該養殖水産動植物と同種のものに限る)がある場合にはそのすべてを共済目的とすることを約する場合でなければ、組合は、その者と共済契約を締結することができない。

2 前項に規定する養殖共済については、養殖施設は、養殖水産動植物につき同項の要件をみたして共済契約を締結する場合であつて、その者が当該養殖共済において共済目的とすることができ、養殖施設(以下この項において「共済目的施設」という。)で当該養殖水産動植物の養殖の用に供するものすべてを共済目的とし、当該養殖業において当該共済責任期間中に追加する共済目的施設で当該養殖水産動植物(当該共済責任期間中に追加される前項の養殖水産動植物

を含む)の養殖の用に供するものがある場合にはそのすべてを共済目的とすることを約するときに限り、これにつき組合とその者との間に共済契約を締結することができる。

第百十五条 第百十一条第二号に掲げる養殖業に係る養殖共済については、当該養殖業の種類ごと及び政令で定めるところにより都道府県知事が地先水面を分けて定める一定の水域(以下この条において「単位漁場区域」という。)ごとに、当該単位漁場区域内において当該種類の養殖業を営む者の二分の一以上の者が組合員又は組合員の直接の構成員たる沿岸漁業者等である場合で、かつ、当該単位漁場区域内において当該種類の養殖業を営む被共済資格者の総員の三分の二以上の者が、政令で定める手続により、当該単位漁場区域内において当該種類の養殖業を営む被共済資格者(以下この条において「義務的被共済資格者」という。)はすべて当該養殖業に係る養殖水産動植物及び養殖施設を養殖共済に付すべきことにつき同意をした場合において、当該同意のあつたことにつき、政令で定めるところにより公示があつたときは、義務的被共済資格者の全員は、当該養殖業に係る養殖水産動植物及び養殖施設を養殖共済に付さなければならぬ。

2 第百二条第二項の規定は、前項の養殖水産動植物及び養殖施設を養殖共済に付すべき義務の消滅について準用する。

3 第一項に規定する養殖共済については、同項の要件をみたして共済契約を締結する場合であつて、当該義務的被共済資格者の全員から当該種類の養殖業に係る養殖共済の共済契約の締結の申込みがあつたときでなければ、組合は、当該単位漁場区域内において当該種類の養殖業を営む被共済資格者と共済契約を締結することができない。

4 第一項に規定する養殖共済については、前項の規定によるほか、被共済者となる者が、当該単位漁場区域内において営む当該種類の養殖業に係る養殖水産動植物及び養殖施設で共済目的とすることができ、そののすべてを共済目的とし、当該養殖業において当該共済責任期間中に追加する養殖水産動植物(当該養殖水産動植物と同種のものに限る)及び附加する養殖施設がある場合にはそのすべてを共済目的とすることを約する場合でなければ、組合は、当該単位漁場区域内において当該種類の養殖業を営む者と共済契約を締結することができない。

第百十六条 第百十一条第三号に掲げる養殖業に属する養殖業に係る養殖共済については、農林省令で定める養殖業の種類ごと及び政令で定めるところにより都道府県知事が地先水面を分けて定める一定の水域(以下この条において「単位漁場区域」という。)ごとに、次の各号のすべてに該当する場合でなければ、組合は、当該単位漁場区域内において当該種類の養殖業

を営む被共済資格者と共済契約を締結することができない。

一 当該単位漁場区域内において当該種類の養殖業を営む者の二分の一以上の者が、組合員又は組合員の直接の構成員たる沿岸漁業者等であるとき。

二 農林省令で定めるところにより、当該単位漁場区域内において当該種類の養殖業を営む被共済資格者の全員から当該種類の養殖業に係る養殖共済の共済契約の締結の申込みがあつたとき。

三 前号の申込みのすべてが、当該単位漁場区域内においてその者の営む当該種類の養殖業に係る養殖水産動植物及び養殖施設で共済目的とすることができ、そののすべてを共済目的とし、当該養殖業において当該共済責任期間中に追加する養殖水産動植物(当該養殖水産動植物と同種のものに限る)及び附加する養殖施設がある場合にはそのすべてを共済目的とすることを約する申込みであるとき。

(共済契約者に関する制限等)

第百十七条 養殖共済に係る共済契約を組合との間に締結することができる者は、対象とする養殖業の種類ごとに、当該種類の養殖業に係る養殖共済の被共済資格者で当該共済契約の成立によつて被共済者となるものに限るものとする。

第百十八条 一の養殖共済に係る共済契約において共済目的として、養殖水産動植物又は養殖施設(農林省令で定める養殖水産動植物又は養殖施設を除く)は、重ね

て、他の養殖共済に係る共済契約において共済目的とすることができない。

(共済責任期間)

第百十九条 養殖共済の共済責任期間は、対象とする養殖業の種類ごとに、農林省令で定めるところにより、当該種類の養殖業の養殖時期(周年操業をするものについては、一年間)を基準として、共済規程で定める期間とする。

2 第百十一条第二号又は第三号に掲げる養殖業に属する養殖業に係る養殖共済についての共済責任期間又は、それぞれ、第百十五条第一項又は第百十六条第一項に規定する単位漁場区域ごとに単一となるように定めなければならない。

(共済金額)

第百二十条 養殖水産動植物及び養殖施設の共済金額は、それぞれ、その共済価額をこえない範囲内において、共済価額に共済契約で定める割合を乗じて得た金額とする。

2 前項の規定により同項の割合を定める場合において、養殖業の種類のうち必要があると認められるものについて農林大臣があらかじめその最高限度を定めているときは、その限度をこえて定めることができない。

3 第百十一条第二号又は第三号に掲げる養殖業に属する養殖業に係る第一項の割合は、それぞれ、第百十五条第一項又は第百十六条第一項に規定する単位漁場区域ごとに単一となるように定めなければならない。

(共済掛金)

第二百一十一条 前条第一項の共済掛金は、共済目的の種類たる養殖水産動植物ごと及び養殖施設ごとに、農林省令で定めるところにより、その単位当たり共済掛額に、共済目的たる当該養殖水産動植物(当該共済責任期間中に追加されるものを含む。)又は養殖施設(当該共済責任期間中に追加されるものを含む。)の数量を乗じて得た金額とする。

2 養殖水産動植物についての前項の単位当たり共済掛額は、農林省令で定めるところにより、当該養殖水産動植物と同種の水産動植物を当該養殖業に係る標準的な経営において養殖したとした場合において必要とする当該水産動植物の養殖の標準的な終了時までの当該養殖に係る経費の金額の合計額を基礎とし、当該標準的な経営における当該養殖の開始時から経過期間に応じて算出される経過期間ごとの当該経費の金額として組合が共済規程で定める金額により、共済契約ごとに、当該共済目的の共済責任期間の終了時における経過期間に対応する金額とする。

3 養殖施設についての第一項の単位当たり共済掛額は、共済契約ごとに、農林省令で定めるところにより、当該共済目的の共済責任期間の開始時の共済責任期間の開始時における価額として、組合が共済規程で定めるところにより定める金額とする。

(共済掛金率)
第二百二十二条 養殖共済の共済掛金率は、共済目的の種類ごと及び組合が共済規程で定めるところによる。

第二百二十三条 共済目的の種類たる養殖水産動植物で農林省令で定めるものについては、当該養殖水産動植物の農林大臣の定める一定の単位ごとに、当該単位に係る共済目的の全部について共済事故による損害が生じた場合でなければ、組合は、当該単位に係る共済目的につき、損害をてん補する責めを負わない。

合の地区ごとに、養殖基準共済掛金率を下らない範囲内において、組合が共済規程で定める割合とする。

2 前項の養殖基準共済掛金率は、同項の種類ごと及び地区ごとに、次の率を合計したものである。

一 農林省令で定める一定年間にわたる各年の被害率(以下この条において単に「被害率」という。)のうち、農林大臣が定める通常標準被害率(以下「養殖通常標準被害率」という。)をこえないものにあつては、その被害率を、養殖通常標準被害率をこえるものにあつては養殖通常標準被害率を基礎として農林大臣が定める率(以下「養殖通常共済掛金基準率」という。)

二 被害率のうち、養殖通常標準被害率をこえるもののそのこえる部分の率を基礎として農林大臣が定める率(以下「養殖異常共済掛金基準率」という。)

(てん補の責めを負わない損害)
第二百二十三条 共済目的の種類たる養殖水産動植物で農林省令で定めるものについては、当該養殖水産動植物の農林大臣の定める一定の単位ごとに、当該単位に係る共済目的の全部について共済事故による損害が生じた場合でなければ、組合は、当該単位に係る共済目的につき、損害をてん補する責めを負わない。

2 前項の規定によるほか、戦争その他の変乱による損害、盗難による損害その他政令で定める損害に

ついては、組合は、てん補する責めを負わない。

(共済金)

第二百二十四条 養殖共済の養殖水産動植物に係る共済金は、次に掲げる場合に支払うものとし、その金額は、共済契約ごとに、当該共済目的についての共済事故による損害額に、当該共済契約に係る第二百二十二条第一項の割合を乗じて得た金額(共済目的の種類たる養殖水産動植物で農林省令で定めるものにあつては、その金額にさらに農林省令で定める割合を乗じて得た金額)とする。

一 第二百一十一条第一号又は第三号に掲げる養殖業に属する養殖業に係る養殖共済については、共済契約ごとに、同一の原因による共済事故によつて受けた損害に係る共済目的の数量(前条の規定によつて組合がてん補する責めを負わない損害に係る共済目的の数量を除く。以下「損害数量」という。)が農林省令で定めるところにより算定する当該共済目的の数量に政令で定める割合を乗じて得た数量以上であるとき。

二 第二百一十一条第二号に掲げる養殖業に係る養殖共済については、共済契約ごとに、同一の原因による共済事故に係る損害数量がこれらの被共済者のすべてについて農林省令で定めるところにより算定する当該共済事故の発生直前の当該共済目的の数量に政令で定める割合を乗じて得た数量以上であるとき。

第二百二十五条 養殖共済については、商法第六百三十一条(超過保険及び第六百六十一条保険の目的に関する権利の取得)の規定を準用する。

共済契約に係る養殖業と同一の種類たる養殖業を当該単位漁場区域内において営むすべての被共済者の同一の原因による共済事故に係る損害数量の合計数量がこれら被共済者のすべてについて農林省令で定めるところにより算定する当該共済事故の発生直前の当該共済目的の数量の合計数量に政令で定める割合を乗じて得た数量以上であるとき。

2 養殖共済の養殖施設に係る共済金の金額は、共済契約ごとに、共済目的についての共済事故による損害額に当該共済契約に係る第二百二十二条第一項の割合を乗じて得た金額とする。

3 前二項の損害額は、当該共済事故に係る損害数量(養殖施設については、農林省令で定める基準に従い共済規程で定めるところにより調整をほどこした数量)に当該共済目的の第二百一十一条第一項の単位当たり共済掛額を乗じ、これにさらに当該共済責任期間の開始日から当該共済事故の発生日までの期間に応じ農林省令で定めるところにより共済規程で定める割合を乗じて得た金額とする。

(商法の準用)
第二百二十五条 養殖共済については、商法第六百三十一条(超過保険及び第六百六十一条保険の目的に関する権利の取得)の規定を準用する。

第二百二十六条 漁具共済の共済目的は、漁網その他の漁具であつて、政令で定めるものとする。

2 漁具共済の共済事故は、共済目的たる漁具をその用に供する漁業の操業中における損壊(農林省令で定める程度のものに限る。)、被災及び流失並びにこれらに準ずるものとして政令で定める事故とする。

(被共済者の資格)
第二百二十七条 漁具共済の被共済者たる資格を有する者(以下この節において「被共済資格者」という。)は、組合員又は組合員の直接の構成員たる沿岸漁業者等とする。

2 漁具共済に係る共済契約の成立によつて被共済者となつた者については、第二百一十一条第二項の規定を準用する。

(共済契約者に関する制限)
第二百二十八条 漁具共済に係る共済契約を組合との間に締結することができる者は、被共済資格者で当該共済契約の成立によつて被共済者となるものに限るものとする。

(共済契約の締結の制限)
第二百二十九条 一の漁具共済に係る共済契約において共済目的として漁具は、重ねて、他の漁具共済に係る共済契約において共済目的とすることができない。

2 組合は、共済目的の種類たる漁具につき、農林省令で定めるところにより共済規程をもつて、漁具共済に係る共済契約において共済目的とすることができないものの範囲を定めるものとする。

第二百三十条 漁具共済の共済掛金は、漁具共済の共済目的の種類たる漁具ごとに、農林省令で定めるところにより、その単位当たり共済掛額に、共済目的たる当該漁具(当該共済責任期間中に追加されるものを含む。)の数量を乗じて得た金額とする。

(共済責任期間)

第百三十条 漁具共済の共済責任期間は、共済目的の種類ごとに、農林省令で定めるところにより、当該種類の漁具をその用に供する漁業の漁業時期(周年操業をする漁業に係るものについては、一年間)を基準として、共済規程で定める期間とする。

(共済金額)

第百三十一条 漁具共済の共済金額は、共済価額をこえない範囲内において、共済価額に共済契約で定める割合を乗じて得た金額とする。

2 前項の規定により同項の割合を定める場合において、共済目的の種類のうち必要があると認められるものについて農林大臣があらかじめその最高限度を定めているときは、その限度をこえて定めることができない。

(共済価額)

第百三十二条 前条第一項の共済価額は、共済契約ごとに、農林省令で定めるところにより、当該共済目的の共済責任期間の開始時における価額として、組合が共済規程で定めるところにより定める金額とする。

(共済掛金率)

第百三十三条 漁具共済の共済掛金率は、共済目的の種類たる漁具につき農林省令で定める区分ごと及び組合の地区ごとに、漁具基準共済掛金率を下らない範囲内において、組合が共済規程で定める割合とする。

2 前項の漁具基準共済掛金率は、同項の区分及び地区ごとに、次の率を合計したものとす。

一 農林省令で定める一定年間に於ける各年の被害率(以下この条において単に「被害率」という。)のうち、農林大臣が定める通常標準被害率(以下「漁具通常標準被害率」という。)をこえないものにあつては、その被害率を、漁具通常標準被害率をこえるものにあつては漁具通常標準被害率を基礎として農林大臣が定める率(以下「漁具通常共済掛金基準率」という。)

二 被害率のうち、漁具通常標準被害率をこえるもののそのこえる部分の率を基礎として農林大臣が定める率(以下「漁具異常共済掛金基準率」という。)

(てん補の責めを負わない損害)

第百三十四条 戦争その他の変乱による損害、盗難による損害その他政令で定める損害については、組合は、てん補する責めを負わない。

(共済金)

第百三十五条 漁具共済の共済金の金額は、共済金額に、共済責任期間の開始日から共済事故の発生日までの期間に応じ農林省令で定めるところにより共済規程で定める割合を乗じて得た金額とする。

(可分漁具に係る特例)

第百三十六条 共済目的の種類たる漁具のうち、多数の代替性のある同種の構成部分(その予備品を含む。)からなる一の漁具で、これを使用する場合以外の場合にはお

むね部分として保管され、かつ、その組立て及び分解を単純な操作で行なうことができるもの(農林省令で定めるものに限る。)を共済目的とする漁具に係る共済事故、共済金額、共済価額及び共済金に關しては、第百二十六条第二項、第百三十一条、第百三十二条及び前条の規定にかかわらず、その漁具共済を適正円滑に行なうため必要のある範囲内において、政令で定めるところにより、農林省令で、特例を定めることができる。

(商法の準用)

第百三十七条 漁具共済については、商法第六百三十一条及び第六百六十一条の規定を準用する。

第四章 漁業共済組合連合会の漁業再共済事業

(漁業再共済事業)

第百三十八条 連合会が行なう漁業再共済事業は、会員が第七十一条に掲げる漁業共済事業によつて被共済者に対して負う共済責任を再共済する事業とする。

(再共済契約の当然成立)

第百三十九条 会員と被共済者との間に漁業共済事業に係る共済契約が成立したときは、これによつて、連合会と当該会員との間に、漁業共済にあつては第百条各号に掲げる漁業ごと、養殖共済にあつては共済目的の種類ごと、漁具共済にあつては第百三十三条第一項に規定する農林省令で定める漁具の区分ごとに、当該共済契約に係る共済責任を一体としてこれにつき当該漁業共済事業に係る漁業再

共済事業の再共済契約が成立するものとする。

(再共済金額)

第百四十条 連合会の再共済金額は、次の金額とする。

一 漁業共済に係るものにあつては、第百条各号に掲げる漁業ごと及び会員ごとに、総共済金額に、漁業通常標準被害率を乗じ、これにさらに百分の九十をこえない範囲内において政令で定める割合(以下「漁業通常責任共済歩合」という。)を乗じて得た金額

二 養殖共済に係るものにあつては、共済目的の種類ごと及び会員ごとに、総共済金額に、養殖通常標準被害率を乗じ、これにさらに百分の九十をこえない範囲内において政令で定める割合(以下「養殖通常責任共済歩合」という。)を乗じて得た金額

三 漁具共済に係るものにあつては、第百三十三条第一項に規定する農林省令で定める漁具の区分ごと及び会員ごとに、総共済金額に、漁具通常標準被害率を乗じ、これにさらに百分の九十をこえない範囲内において政令で定める割合(以下「漁具通常責任共済歩合」という。)を乗じて得た金額

(再共済掛金)

第百四十一条 連合会の再共済掛金は、次の金額とする。

一 漁業共済に係るものにあつては、第百条各号に掲げる漁業ごと及び会員ごとに、共済掛金の合計金額から当該共済責任が

政府の保険に付される場合の第百五十一条第一号の規定による保険料の金額に相当する金額を差し引いて得た金額に、漁業通常責任共済歩合を乗じて得た金額

二 養殖共済に係るものにあつては、共済目的の種類ごと及び会員ごとに、共済掛金の合計金額から当該共済責任が政府の保険に付される場合の第百五十一条第二号の規定による保険料の金額に相当する金額を差し引いて得た金額に、養殖通常責任共済歩合を乗じて得た金額

三 漁具共済に係るものにあつては、第百三十三条第一項に規定する農林省令で定める漁具の区分ごと及び会員ごとに、共済掛金の合計金額から当該共済責任が政府の保険に付される場合の第百五十一条第三号の規定による保険料の金額に相当する金額を差し引いて得た金額に、漁具通常責任共済歩合を乗じて得た金額

政府の保険に付される場合の第百五十一条第一号の規定による保険料の金額に相当する金額を差し引いて得た金額に、漁業通常責任共済歩合を乗じて得た金額

二 養殖共済に係るものにあつては、共済目的の種類ごと及び会員ごとに、共済掛金の合計金額から当該共済責任が政府の保険に付される場合の第百五十一条第二号の規定による保険料の金額に相当する金額を差し引いて得た金額に、養殖通常責任共済歩合を乗じて得た金額

三 漁具共済に係るものにあつては、第百三十三条第一項に規定する農林省令で定める漁具の区分ごと及び会員ごとに、共済掛金の合計金額から当該共済責任が政府の保険に付される場合の第百五十一条第三号の規定による保険料の金額に相当する金額を差し引いて得た金額に、漁具通常責任共済歩合を乗じて得た金額

(再共済掛金の払い戻し)

第百四十二条 会員は、第八十四条第二項、第八十五条第四項若しくは第八十六条第二項の規定又は第九十八条において準用する商法第六百四十三条の規定により共済掛金の払い戻しをしなければなら

ないときは、農林省令で定めるところにより、連合会に対し、再共済掛金の全部又は一部の払い戻しを請求することができる。

第百四十三条 農林省令で定めるところにより、連合会が再共済事業に係る漁業再共済事業の再共済契約が成立したときは、これによつて、連合会と当該会員との間に、漁業共済にあつては第百条各号に掲げる漁業ごと、養殖共済にあつては共済目的の種類ごと、漁具共済にあつては第百三十三条第一項に規定する農林省令で定める漁具の区分ごとに、当該共済契約に係る共済責任を一体としてこれにつき当該漁業共済事業に係る漁業再

共済事業の再共済契約が成立するものとする。

第百四十四条 連合会の再共済掛金は、次の金額とする。

一 漁業共済に係るものにあつては、第百条各号に掲げる漁業ごと及び会員ごとに、共済掛金の合計金額から当該共済責任が

（再共済金）

第百四十三条 連合会の再共済金の金額は、次の金額とする。

一 漁獲共済に係るものにあつては、第百条各号に掲げる漁業の種類ごと及び会員ごとに、総支払共済金の金額が漁獲通常責任共済金額（總共済金額に漁獲通常標準被害率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）以下であることをいう。

場合にあつては、総支払共済金の金額に漁獲通常責任共済歩合の金額に漁獲通常責任共済歩合を乗じて得た金額、総支払共済金の金額が漁獲通常責任共済金額をこえる場合にあつては、漁獲通常責任共済金額に漁獲通常責任共済歩合を乗じて得た金額

は、共済目的の種類ごと及び會員ごとに、総支払共済金の金額が養殖通常責任共済金額（総支払共済金額に養殖通常標準被害率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）以下である場合にあつては、総支払共済金の金額に養殖通常責任共済歩合を乗じて得た金額、総支払共済金の金額が養殖通常責任共済金額をこえる場合にあつては、養殖通常責任共済金額に養殖通常責任共済歩合を乗じて得た金額

三 漁具共済に係るものにあつては、第百三十三条第一項に規定する農林省令で定める漁具の区分ごと及び会員ごとに、総支払共済金の金額が漁具通常責任共済金額（総共済金額に漁具通常標準被害率を乗じて得た金額を

以下同じ。）以下である場

合にあつては、總支払共済金の金額に漁具通常責任共済歩合を乗じて得た金額、總支払共済金の金額が漁具通常責任共済金額をこえる場合にあつては、漁具通常責任共済金額に漁具通常責任共済歩合を乗じて得た金額

（通知義務）

日四十四条 会員は、共済契約を締結したときは、連合会の共済規程で定めるところにより、連合会に對し、当該共済契約に關し必要事項を通知しなければならない。

會員は、前項の規定により通知した事項に変更があつたとき、又は共済契約がその効力を失つたときは、連合会の共済規程で定めるところにより、遅滞なく、これを連合会に通知しなければならぬ。

自四十五条 会員は、漁業再興事業の適正円滑な運営を確保するため必要と認められる農林省令で定める事項を、連合会の共済規程で定めるところにより、連合会に通知しなければならない。

は、連合会は、再共済金の全部又は一部につき、その支払の責めを

一 会員が、法令又は会員の共済規程に違反して共済金を支払つたとき。

一 會員が、損失又は損害の額を不当に認定して共済金を支払つたとき。

一 會員が、損失又は損害の額を不当に認定して共済金を支払つたとき。

三 会員が、正当な理由がないの

に、再共済掛金の支払を遅滞したとき。

四 會員が、第四百四十四條又は前條の規定により通知をすべき場合において、その通知を怠り、又は惡意若しくは重大な過失によつて不實の通知をしたとき。

（準用）規程

第百四十七條 連合会の漁業再興
事業については、第七十七條、第
八十六條、第八十七條、第九十一
條から第九十五條まで及び第九十
九條並びに商法第六百六十一條及
び第六百六十二條の規定を準用す
る。

第五章 政府の漁業保険事業

第四百四十八條 政府が行なう漁業保険事業は、組合が第七十一条に掲げる漁業共済事業によつて被共済者に対して負う共済責任を保険する事業とする。

（保険契約の当然成立）
第四百十九条 組合と被共済者との

間に漁業共済事業に係る共済契約が成立したときは、政府と当該組合との間に、漁獲共済にあつては第百条各号に掲げる漁業ごと、養殖共済にあつては共済目的の種類

保險金額

第百五十条 政府の保険金額は、次の金額とする。

一 漁獲共済に係るものにあつては、第百条各号に掲げる漁業と及び組合ごとに、總共済金額から漁獲通常責任共済金額を差し引いて得た金額

二 養殖共済に係るものにあつては、共済目的の種類ごと及び組合ごとに、總共済金額から養殖通常責任共済金額を差し引いて得た金額

三 漁具共済に係るものにあつて

は、第百三十三条第一項に規定する農林省令で定める漁具の区分ごと及び組合ごとに、總共済金額から漁具通常責任共済金額を差し引いて得た金額

の金額とする。

一 漁獲共済に係るものにあつて

は、第百条各号に掲げる漁業と
と及び組合ごとに、総共済金額
に漁獲異常共済掛金基準率を垂
じて得た金額

金額
三 漁具共済に係るものにあつては、第百三十三条第一項に規定する農林省令で定める漁具の区

分ごと及び組合ごとに、総共済金額に漁具異常共済掛金基準率を乗じて得た金額

(保険料の払いもと)

第二百五十二條 組合は、第八十四條第二項、第八十五條第四項若しくは第八十六條第二項の規定又は第九十八條において準用する前法第六百四十三條の規定により共済掛金の払いもどしをしなければならぬときは、農林省令で定めるところにより、政府に対し、保険料の全部又は一部の払いもどしを請求することができる。

（保險金）
第一百五十三

は、次の金額とする。

一 漁獲共済に係るものにあつては、第百条各号に掲げる漁業の種類ごと及び組合ごとに、総支払共済金の金額から漁獲通常責任共済金額を差し引いて得た金額

二 養殖共済に係るものにあつては、共済目的の種類ごと及び組合ごとに、総支払共済金の金額から養殖通常責任共済金額を差し引いて得た金額

三 漁具共済に係るものにあつては、第百三十三条第一項に規定する農林省令で定める漁具の区分ごと及び組合ごとに、総支払共済金の金額から漁具通常責任共済金額を差し引いて得た金額

(通知義務)

第百五十四条 組合は、共済契約を締結したときは、政令で定めるところにより、農林大臣に対し、当該共済契約に關し必要な事項を通

2 知しなは
組合は

した事項に変更があつたとき、▽

した事項に変更があつたとき、▽

は共済契約がその効力を失つたときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、これを農林大臣に通知しなければならない。

第百五十五条 組合は、漁業保険事業の適正円滑な運営を確保するため必要と認められる農林省令で定める事項を、政令で定めるところにより、農林大臣に通知しなければならない。

(免責事由)

第百五十六条 次に掲げる場合には、政府は、保険金の全部又は一部につき、その支払の責めを免れることができる。

一 組合が、法令又は組合の共済規程に違反して共済金を支払つたとき。

二 組合が、損失又は損害の額を不当に認定して共済金を支払つたとき。

三 組合が、正当な理由がないのに、保険料の支払を遅滞したとき。

四 組合が、第百五十四条又は前条の規定により通知をすべき場合において、その通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によつて不実の通知をしたとき。

(準用規定)

第百五十七条 政府の漁業保険事業については、第七十七条、第八十六条、第九十一条から第九十五条まで及び第九十九条並びに商法第六百六十一条及び第六百六十二条の規定を準用する。

第六章 漁業共済基金

第一節 総則

(目的)

第百五十八条 漁業共済基金は、漁業共済団体が行なう漁業共済事業及び漁業再共済事業の健全な運営に資するため、これらの事業に係る共済金又は再共済金の支払に必要な資金の供給を円滑にすることを目的とする。

(法人格)

第百五十九条 漁業共済基金(以下「基金」という。)は、法人とする。

(事務所)

第百六十条 基金は、主たる事務所を東京都に置く。

2 基金は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(定款)

第百六十一条 基金は、定款をもつて次に掲げる事項を規定しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所所在地

四 資本金、出資及び資産に関する事項

五 役員及び評議員会に関する事項

六 業務及びその執行に関する事項

七 財務及び会計に関する事項

八 公告の方法

2 定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければならない。

3 基金は、定款を変更したときは、遅滞なく、その変更に係る部分を第百六十七条に規定する出資者に通知しなければならない。

(資本金)

第百六十二条 基金の資本金は、次条第一項の規定により政府が出資する金額、同条第二項の規定により都道府県が出資する金額及び同条第三項の規定により連合会が出資する金額の合計額とする。

(出資)

第百六十三条 政府は、七億円を基金に出資する。

2 都道府県は、自治大臣の承認を受けて、基金に出資することができる。

3 連合会は、基金に出資することができる。

第百六十四条 都道府県及び連合会についての出資一口の金額は、十万円とする。

第百六十五条 基金に出資する者は、出資の払込みについて、相殺をもつて基金に対抗することができない。

(持分の払い戻し等の禁止)
第百六十六条 基金は、出資者に対して、その持分を払い戻すことができない。

2 基金は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受け取ることができない。

(出資者たる地位の喪失)
第百六十七条 政府以外の出資者(第二百二条第二項並びに第二百八条第一項及び第二項の規定を除き、以下単に「出資者」という。)は、その持分の全部の譲渡によつてのみ出資者たる地位を失ふことができる。

(持分の譲渡)

第百六十八条 出資者は、基金の承認を得なければ、その持分を譲渡することができない。

2 都道府県又は連合会でない場合は、出資者の持分の譲渡を受け取ることができない。

3 出資者の持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

(持分の共有の禁止)
第百六十九条 出資者は、持分を共有することができない。

(登記)

第百七十条 基金は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)
第百七十一条 基金でない者は、漁業共済基金という名称を用いてはならない。

(民法の準用)
第百七十二条 基金については、民法第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定を準用する。

第二節 役員等

(役員)

第百七十三条 基金に、役員として、理事長一人及び監事一人を置く。

2 基金に、役員として、非常勤の理事二人以内を置くことができる。

(役員の職務及び権限)

第百七十四条 理事長は、基金を代表し、その業務を総理する。

2 監事は、基金の業務を監査する。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して基金の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行なう。

(役員等の任命)
第百七十五条 理事長及び監事は、農林大臣が任命する。

2 理事は、理事長が農林大臣の認可を受けて任命する。

(役員等の任期)
第百七十六条 理事長及び理事の任期は、三年とし、監事の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員等の欠格事項)
第百七十七条 国会議員、国家公務員(審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者で、非常勤のものを除く)、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員は、役員となることができない。

(役員等の解任)
第百七十八条 農林大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることのできない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 農林大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適用しないと認めるときは、その役員を解任することができる。
一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
二 職務上の義務違反があるとき。
3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。
(役員兼任禁止)
第百七十九条 役員（非常勤の者を除く。）は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。
(代表権の制限)
第百八十条 基金と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が基金を代表する。
(代理人の選任)
第百八十一条 理事長は、理事又は基金の職員のうちから、基金の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。
(職員の任命)
第百八十二条 基金の職員は、理事長が任命する。
(評議員会)
第百八十三条 基金に評議員会を置く。
2 評議員会は、理事長の諮問に応じ、第四項に掲げる事項その他基金の業務の運営に関する重要事項を調査審議する。

3 評議員会は、前項に規定する事項に関し、理事長に意見を述べることができる。
4 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会に諮問しなければならない。
一 定款の変更
二 業務方法書の変更
三 予算、事業計画及び資金計画の作成及び重要な変更
四 財産目録、貸借対照表及び損益計算書の作成
第百八十四条 評議員会は、評議員二十人以上で組織する。
2 評議員は、出資者たる都道府県の長又はその推薦する者、出資者たる連合会の代表者及び基金の業務に関し学識経験を有する者のうちから農林大臣が任命する。
3 評議員の任期は、二年とする。
4 評議員については、第百七十六条第一項ただし書及び第二項並びに第百七十八条第二項の規定を準用する。
(役員及び職員の公務員たる性質)
第百八十五条 基金の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
第三節 業務
(業務)
第百八十六条 基金は、第百五十八条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行なう。

一 漁業共済団体が共済金又は再共済金の支払に關して必要とする資金の貸付け
二 漁業共済団体が共済金又は再共済金の支払に關して金融機関に對し負担する債務の保証
三 第一号に掲げる業務に必要な資金に充てるための漁業共済団体からの金銭の寄託の引受け
四 前三号の業務に附帯する業務
(業務方法書)
第百八十七条 基金は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
2 基金は、前項の規定により農林大臣の認可を受けたときは、遅滞なく、その認可に係る業務方法書（変更の認可を受けた場合にあつては、その変更に係る部分）を出資者に送付しなければならない。
第百八十八条 前条第一項の業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一 貸付金の金額の合計額及び債務保証の金額の合計額の最高限度
二 一 漁業共済団体当たりの貸付金の金額及び債務保証の金額の最高限度
三 貸付金の利率、償還期間その他の貸付条件並びに債務保証をする資金の借入期間の最高限度及び被保証人の遵守すべき条件
四 貸付契約及び保証契約の締結及び変更に関する事項

五 保証債務の弁済並びに求償権の行使方法及び償却に関する事項
六 金銭の寄託の引受けの条件
七 余剰金の運用の方法
八 その他農林省令で定める事項
(業務の委託)
第百八十九条 基金は、農林中央金庫、水産業協同組合法第八十七条第一項第一号及び第二号の事業をあわせ行なう漁業協同組合連合会その他農林大臣の指定する金融機関に對し、業務方法書で定めるところにより、その業務（貸付けの決定及び債務保証の決定を除く。）の一部を委託することができる。
2 前項の規定により業務の委託を受けた金融機関（第二百条及び第二百六条において「受託者」という。）の役員又は職員であつて当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
3 農林中央金庫は、農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）第十六条の規定にかかわらず、第一項の規定による委託を受け、当該業務を行なうことができる。
4 第一項に規定する漁業協同組合連合会は、水産業協同組合法第八十七条第四項の規定にかかわらず、第一項の規定による委託を受け、当該業務を行なうことができる。

(貸付金等の使用)
第百九十条 漁業共済団体は、基金からの貸付金又は基金の保証に係る借入金共済金又は再共済金の支払以外の目的に使用してはならない。
2 漁業共済団体が前項の規定に違反して貸付金又は借入金を他の目的に使用したときは、基金は、業務方法書で定めるところにより、当該漁業共済団体に対し、貸付金の弁済期前の償還、違約金の納付その他必要な措置を請求することができる。
第四節 財務及び会計
(事業年度)
第百九十一条 基金の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。
(予算等の認可)
第百九十二条 基金は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
2 前項の規定による認可を受けた場合には、第百八十七条第二項の規定を準用する。
(財務諸表)
第百九十三条 基金は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、これを、出資者に送付するとともに、農林大臣に提出して、その承認を受けなければならない。
2 基金は、前項の規定により財務諸表を出資者に送付し又は農林大臣に提出するときは、これに、予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、かつ、

財務諸表及び決算報告書に關する監事の意見をつけなければならない。

(利益及び損失の処理)

第百九十四条 基金は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をりめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 基金は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第百九十五条 基金は、農林大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金を行うことができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、農林大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(余剰金の運用)

第百九十六条 基金は、次に掲げる方法によるほか、その業務上の余剰金を運用してはならない。

- 一 農林中央金庫その他農林大臣の指定する金融機関への預金
- 二 国債、地方債その他農林大臣の指定する有価証券の取得

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(給与及び退職手当の支給の基準)

第百九十七条 基金は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め又はこれを変更しようとするときは、農林大臣の承認を受けなければならない。

(農林省令への委任)

第百九十八条 この章に規定するもののほか、基金の財務及び会計に關し必要な事項は、農林省令で定める。

第五節 監督

(監督)
第百九十九条 基金は、農林大臣が監督する。

2 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金に対して、その業務に關し、監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第二百条 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金若しくは受託者に対して報告をさせ、又はその職員に、基金若しくは受託者の事務所に入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、受託者に対しては、その委託された業務の範囲内に限る。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の

権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六節 雜則

(出資者に対する通知又は催告)

第二百一条 基金が出資者に対してする通知又は催告は、出資者名簿に記載したその出資者の住所(出資者が別に通告又は催告を受ける場所を基金に通知したときは、その場所)にあててすれば足りる。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

(書類の備付け及び閲覧)

第二百二条 基金は、定款、業務方法書、出資者名簿及び財務諸表を各事務所に備えて置かなければならない。

2 出資者名簿には、各出資者について次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 名称及び住所

二 出資の引受け及び払込みの年月日

三 出資口数及び出資各口の取得の年月日

3 出資者及び基金の債権者(基金が保証契約を締結している金融機関を含む)は、第一項の書類の閲覧を求めることができる。

(連合会の拠出金の徴収)

第二百三条 連合会は、その基金に対する出資金の額の範囲内で、定款で会員別に定める金額の拠出金を、定款で定めるところにより、当該会員から徴収することができる。

員への配分は、政令で定める基準に従つてしなければならない。

3 第七十七条の規定は、第一項の規定による拠出金の徴収について準用する。

4 連合会は、第三項の規定による拠出をさせたときは、その詳細を記載した書類を主たる事務所に備えて置かなければならない。

(組合の拠出金の徴収)

第二百四条 組合は、前条の規定により拠出すべき金額の範囲内で定款で定めるところにより決定される額の拠出金を、農林省令で定めるところにより、組合員から徴収することができる。

2 第七十七条及び前条第四項の規定は、前項の場合について準用する。

(特別拠出金の徴収)

第二百五条 組合が前条第一項の規定による最初の拠出金の額を決定した後に組合に加入した者は、農林省令で定めるところにより、その加入の時までに他の組合員が同項の規定により拠出すべきものと定められた金額に相応する額の特別拠出金を組合に納付しなければならない。

2 組合は、前項の規定により納付された特別拠出金を遅滞なく連合会に納付しなければならない。

3 前条第二項の規定は、第一項の場合について準用する。

(拠出金払いもどし準備金)

第二百六条 連合会は、前条第二項の規定により納付された特別拠出

金を拠出金払いもどし準備金として積み立てなければならない。

2 拠出金払いもどし準備金は、次条第四項の規定による交付金に充てる場合及び農林省令で定める場合を除いては、取りくずしてはならない。

(拠出金払いもどし)

第二百七条 組合員が脱退したときは、組合は、当該事業年度の終りにおいてその組合員であつた者が納付した拠出金又は特別拠出金に相当する金額を払いもどさなければならない。

2 組合が解散したときは、組合は、組合員に対し、その組合員が納付した拠出金又は特別拠出金に相当する金額を払いもどさなければならない。

3 組合は、前二項の規定による払いもどしに充てるため必要な額の資金を交付すべきことを連合会に請求することができる。

4 連合会は、前項の規定による請求があつたときは、その請求に係る額の資金を当該組合に交付しなければならない。

5 連合会は、前項の規定により資金を交付する場合において、拠出金払いもどし準備金をこれに充ててなお不足するときは、基金に対して、その不足する額の資金を交付すべきことを請求することができる。

6 基金は、前項の規定による請求があつたときは、その請求に係る資金を連合会に交付しなければならない。

(解散)

第二百八条 基金は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額に応じて分配しなければならない。

2 前項の規定により各出資者に分配することができ金額は、その出資額を限度とする。

3 前二項に規定するもののほか、基金の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第二百九条 農林大臣は、次に掲げる場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

一 第六十一条第二項、第六百八十七條第一項、第六百九十二條第一項又は第六百九十五條第一項若しくは第二項ただし書の認可をしようとするとき。

二 第六百八十八條第八号又は第六百九十八條の農林省令を定めようとするとき。

三 第六百八十九條第一項又は第六百九十六條第一号若しくは第二号の規定による指定をしようとするとき。

四 第六百九十三條第一項又は第六百九十七條の承認をしようとするとき。

第七章 共済掛金等の国庫負担

(共済掛金の国庫負担)

第二百十條 国庫は、次の各号に掲げる共済契約者の支払うべき共済掛金のうち当該各号に掲げる金額に相当する金額を負担する。

一 第六百条第一号に掲げる漁業に属する漁業又は同条第二号に掲

げる漁業に係る種目の漁獲共済の共済契約者 当該共済契約に係る共済金額に当該漁獲異常共済掛金基準率を乗じて得た金額と、当該共済金額に当該漁獲通常共済掛金基準率を乗じて得た金額の三分の二に相当する金額との合計額

二 第六百条第三号に掲げる漁業に係る種目の漁獲共済の共済契約者 当該共済契約に係る共済金額に当該漁獲異常共済掛金基準率を乗じて得た金額と、当該共済金額に当該漁獲通常共済掛金基準率を乗じて得た金額の二分の一に相当する金額との合計額

三 第六百条第四号に掲げる漁業に属する漁業に係る種目の漁獲共済の共済契約者(次号に掲げる者を除く) 当該共済契約に係る共済金額に当該漁獲異常共済掛金基準率を乗じて得た金額と、当該共済金額に当該漁獲通常共済掛金基準率を乗じて得た金額の三分の一に相当する金額との合計額

四 第六百条第四号に掲げる漁業に属する漁業に係る種目の漁獲共済の共済契約者のうち、その営む漁業の規模が政令で定める一定の規模以上であるもの 当該共済契約に係る共済金額に当該漁獲異常共済掛金基準率を乗じて得た金額と、当該共済金額に当該漁獲通常共済掛金基準率を乗じて得た金額の三分の一に相当する金額との合計額

五 第六百十一條第二号に掲げる養殖業に係る養殖共済の共済契約者(次号に掲げる者を除く) 当該共済契約に係る共済金額に当該養殖異常共済掛金基準率を乗じて得た金額と、当該共済金額に当該養殖通常共済掛金基準率を乗じて得た金額の三分の二に相当する金額との合計額

六 第六百十一條第二号に掲げる養殖業に係る養殖共済の共済契約者のうち、その営む養殖業の規模が政令で定める一定の規模以上であるもの 当該共済契約に係る共済金額に当該養殖異常共済掛金基準率を乗じて得た金額と、当該共済金額に当該養殖通常共済掛金基準率を乗じて得た金額の二分の一に相当する金額との合計額

七 第六百十一條第三号に掲げる養殖業に属する養殖業に係る養殖共済の共済契約者 当該共済契約に係る共済金額に当該養殖異常共済掛金基準率を乗じて得た金額と、当該共済金額に当該養殖通常共済掛金基準率を乗じて得た金額の三分の二に相当する金額との合計額

八 第六百十一條第一号に掲げる養殖業に属する養殖業に係る養殖共済の共済契約者のうち、その営む養殖業の規模が政令で定める一定の規模以上であるものにあつては、当該共済契約に係る共済金額に当該養殖異常共済掛金基準率を乗じて得た金額と、当該共済金額に当該養殖通常共済掛金基準率を乗じて得た金額の三分の二に相当する金額との合計額

九 第六百十一條第一号に掲げる養殖業に属する養殖業に係る養殖共済の共済契約者のうち、その営む養殖業の規模が政令で定める一定の規模以上であるもの 当該共済契約に係る共済金額に当該養殖異常共済掛金基準率を乗じて得た金額と、当該共済金額に当該養殖通常共済掛金基準率を乗じて得た金額の二分の一に相当する金額との合計額

十 第六百十一條第三号までに掲げる共済契約者のうち、当該共済契約に係る漁業の用に供する漁具を共済目的として漁具共済に係る共済契約を締結しているもの 当該漁具共済に係る共済金額に当該漁具異常共済掛金基準率を乗じて得た金額と、当該共済金額に当該漁具通常共済掛金基準率を乗じて得た金額の二分の一に相当する金額との合計額

十一 漁具共済の共済契約者(前号に掲げる者を除く) 当該共済契約に係る共済金額に当該漁具異常共済掛金基準率を乗じて得た金額と、当該共済金額に当該漁具通常共済掛金基準率を乗じて得た金額の三分の二に相当する金額との合計額

十二 漁具共済の共済契約者(前号に掲げる者を除く) 当該共済契約に係る共済金額に当該漁具異常共済掛金基準率を乗じて得た金額と、当該共済金額に当該漁具通常共済掛金基準率を乗じて得た金額の二分の一に相当する金額との合計額

十三 漁具共済の共済契約者(前号に掲げる者を除く) 当該共済契約に係る共済金額に当該漁具異常共済掛金基準率を乗じて得た金額と、当該共済金額に当該漁具通常共済掛金基準率を乗じて得た金額の二分の一に相当する金額との合計額

第十四 漁具共済の共済契約者(前号に掲げる者を除く) 当該共済契約に係る共済金額に当該漁具異常共済掛金基準率を乗じて得た金額と、当該共済金額に当該漁具通常共済掛金基準率を乗じて得た金額の二分の一に相当する金額との合計額

第十五 漁具共済の共済契約者(前号に掲げる者を除く) 当該共済契約に係る共済金額に当該漁具異常共済掛金基準率を乗じて得た金額と、当該共済金額に当該漁具通常共済掛金基準率を乗じて得た金額の二分の一に相当する金額との合計額

第二百十二條 国庫は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、漁業共済団体の事務費(第八十條の規定により組合の負担する経費及び第九十六條の規定による事務の委託に要する経費を含む。)の全額を負担する。

第八章 補則

第六一

第八部 農林水産委員会會議録第二十二号 昭和三十九年四月七日【参議院】

第六一

(損害評価会)

第二百十三条 漁業共済団体に、損害評価会を置く。

2 損害評価会は、定款で定めるところにより、共済事故に係る損失又は損害の防止及び認定に関する重要事項について調査審議する。

3 損害評価会は、前項に規定する事項に關し学識経験を有する者のうちから、定款で定めるところにより、当該共済団体の理事が選任した委員をもつて組織する。

4 前三項に規定するもののほか、損害評価会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

(不漁準備積立金)
第二百十四条 組合は、政令で定めるところにより、不漁準備積立金の全部又は一部を、当該不漁準備積立金を積み立てた共済契約者に係る共済金の全部又は一部に充てることができる。

2 前項の不漁準備積立金とは、共済契約者が豊漁年における利益剰余金として政令で定める一定の金額を組合の指定する方法により積み立てたものをいう。

3 前二項に規定するもののほか、不漁準備積立金の積立て、共済掛金の割引その他不漁準備積立金に關し必要な事項は、政令で定め

第九章 罰則

第二百十五条 第六十二条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第六十三条から第六十五条までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

2 漁業共済団体の役員若しくは受託者の代表者又は漁業共済団体若しくは受託者の代理人、使用人その他の従業者がその漁業共済団体の業務又は受託者の受託した事務に關して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その漁業共済団体又は受託者に対しても同項の刑を科する。

第二百十六条 第二百一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした基金又は受託者の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第二百十七条 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした基金の役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により農林大臣の認可又は承認を受けなければならぬ場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 この法律の規定により出資者に通知又は書類の送付をしなければならぬ場合において、その通知又は書類の送付をしなかつたとき。

三 第六十六条第一項の規定に違反して、出資者の持分を払いもどしたとき。

四 第六十六条第二項の規定に違反して、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

五 第七十条第一項の政令の規定に違反して、登記をすることを怠つたとき。

六 第八十六条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

七 第九十六条の規定に違反して、業務上の余裕金を運用したとき。

八 第九十九条第二項の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

九 第二百二条第一項の規定に違反して書類を備えて置かず、同条第二項の規定に違反して出資者名簿に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第一項の書類の閲覧を拒んだとき。

第二百十八条 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした漁業共済団体の役員は、三万円以下の過料に処する。

一 第二百三条第四項(第二百四条第二項又は第二百五条第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反して書類を備えて置かなかつたとき。

二 第二百五条第二項の規定に違反して納付しなかつたとき。

三 第二百六条の規定に違反したとき。

第二百十九条 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした漁業共済団体の役員又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により農林大臣の認可を受けなければならぬ場合において、その認可を受けなかつたとき。

二 漁業共済団体がこの法律の規定により行なうことができる事業以外の事業を行つたとき。

三 第九条第一項の政令の規定に違反して登記をすることを怠り、又は不実の登記をしたとき。

四 第二十二條(第六十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して兼職したとき。

五 第二十四条第一項、第二十五条又は第二十六条(これらの規定を第六十一条第二項において準用する場合及び第二十六条の規定を第三十条第四項後段(第六十一条第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定に違反して總會を招集しなかつたとき。

六 第二十八条又は第二十九条(これらの規定を第六十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第二十八条第三項若しくは第二十九条第二項(これらの規定を第六十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による閲覧を拒んだとき。

七 第三十条第四項前段若しくは第五項又は第三十三条第四項(これらの規定を第六十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、書類を提出せず、又はその書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

八 第四十六条又は第四十七条第二項の規定に違反して組合の合併をしたとき。

九 第五十二条又は第五十四条(これらの規定を第六十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、書類を提出せず、又はその書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

十 第五十三条(第六十一条第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反して残余財産を処分したとき。

十一 第五十五条(第六十一条第四項において準用する場合を含む。)以下この条において同じ。)において準用する民法第七十九条第一項又は同法第八十一条第一項に規定する公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

十二 第五十五条において準用する民法第七十九条第一項の期間内に債権者に弁済をしたとき。

十三 第五十五条において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産宣告の請求を怠つたとき。

十四 第六十六条の規定による命令に従わなかつたとき。

十五 第九十二条から第九十四条まで(これらの規定を第四百七条において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

第二百二十二条 第六条第二項又は第七十一条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

1 この法律は、昭和三十九年十月一日から施行する。

2 政府は、なるべくすみやかに、漁船共済及び任意共済をこの法律に基づき漁業災害補償制度の対象とすることに關し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 基金の成立当初における資本金は、十億円を下るものであつてはならない。

4 政府の漁業保険事業の実施に伴う漁業保険特別会計の設置その他この法律の施行に伴い必要な事項及び関係法律の整理に關しては、別に法律で定める。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、初年度約二十五億円の見込みである。

四月三日日本委員会に左の案件を付託された。

一、国有林の民主的利用に關する請願(第一三三九号)

一、酪農経営安定対策に關する請願(第一三六〇号)

第一三三九号 昭和三十九年三月十九日受理

国有林の民主的利用に關する請願(二通)

請願者 愛媛県西条市辰川住宅

一五四 佐々木正治外

二千二百四十三名

紹介議員 矢山 有作君

この請願の趣旨は、第一三三三号と同じである。

第一三六〇号 昭和三十九年三月二十三日受理

酪農経営安定対策に關する請願

請願者 長野県議會議長 西沢

寛志

紹介議員 羽生 三七君

酪農経営の安定を図るために、左記事項の早急実現を図られたいとの請願。

一、政府が管理する輸入飼料払い下げ価格の値上げを中止すること。

二、畜産物の価格安定等に關する法律による原乳の安定基準価格を大幅に引き上げること。

一の理由

政府は、昭和三十九年度における輸入飼料の払い下げ価格を、輸入ふすま三十キログラム当り二十三円、專管ふすま・増産ふすま三十キログラム当り四十八円、外国産飼料大麦一トン当り五百三十円に値上げを考慮している模様であるが、政府の管理する飼料の値上げは、一般飼料の値上がりを助長し、ひいては畜産の健全なる発展を阻害するおそれがある。

二の理由

昭和三十八年度の畜産物の価格安定等に關する法律による原乳の安定基準価格は、一キログラム当り二十八円二十七銭(二升当り五十三円)に決定されているが、この価格は実勢価格より著しく低いため、乳価の安定にその役割を果たしていない。

昭和三十九年四月十四日印刷

昭和三十九年四月十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局